

電 委 第 1 1 号
令和 6 年 4 月 1 1 日

電気通信紛争処理委員会
委員 各位

電 気 通 信 紛 争 処 理 委 員 会
委 員 長 田 村 幸 一
(公 印 、 契 印 省 略)

第 2 3 9 回 電 気 通 信 紛 争 処 理 委 員 会 (文 書 に よ る 審 議) に つ い て

この度、令和 5 年度年次報告について最終案が取りまとまりました。

年次報告は、電気通信紛争処理委員会手続規則（平成 1 3 年総務省令第 1 5 5 号）第 3 条の規定により、会計年度終了後 1 か月以内（4 月末まで）に総務大臣に報告することとされておりますことから、電気通信紛争処理委員会運営規程（平成 1 3 年電気通信紛争処理委員会決定第 1 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、第 2 3 9 回電気通信紛争処理委員会を文書による審議（電子メール）にて開催いたします。

つきましては、下記中の別添案に対する追加・修正、そのほか御意見等がございましたら、その内容を令和 6 年 4 月 1 9 日（金）正午までに事務局あて御回答願います。

なお、特段の御意見がなく、案に賛成いただける場合におかれましても、事務局までその旨御連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

「令和 5 年度年次報告」について、別添案のとおり決定し、総務大臣に対し報告することとする。

以上



令和 5 年度年次報告 (案)

令和 6 年 4 月
電気通信紛争処理委員会

本報告書は、電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第14条の規定に基づき、令和5年度における電気通信紛争処理委員会の活動状況を総務大臣に報告するものである。

本報告書では、第I部に委員会の運営状況を、第II部に紛争処理の状況を、第III部に委員会のその他の活動状況等を取りまとめた。

令和6年4月●日
電気通信紛争処理委員会

（参考）電気通信紛争処理委員会の年次報告に関する参照条文

- 電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）
（あっせん及び仲裁の状況の報告）
第14条 委員会は、総務大臣に対し、総務省令で定めるところにより、あっせん及び仲裁の状況について報告しなければならない。

- 電気通信紛争処理委員会手続規則（平成13年総務省令第155号）
（あっせん及び仲裁の状況の報告）
第3条 令第14条の規定による報告は、国の会計年度経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。
 - 一 あっせん及び仲裁の申請件数
 - 二 あっせんをしないものとした事件及びあっせんを打ち切った事件の件数
 - 三 あっせんにより解決した事件の件数
 - 四 仲裁判断をした事件の件数
 - 五 その他電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の事務に関し重要な事項

目 次

	ページ
第Ⅰ部 委員会の運営状況	1
第1章 委員及び特別委員の任命状況	1
第2章 委員会の開催状況	4
第Ⅱ部 紛争処理の状況	5
第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等	8
第1章 政策担当部局からのヒアリング等	8
第2章 周知広報、利便性向上等のための取組	18
第3章 委員会に関係する制度改正等	20
<資料編>	
【資料1】電気通信紛争処理委員会の概要	資 - 1
【資料2】これまでの紛争処理の概況	資 - 4
【資料3】これまでの紛争処理終了案件の一覧	資 - 5
【資料4】紛争処理対象分野の動向	資 - 14

第 I 部 委員会の運営状況

第 1 章 委員及び特別委員の任命状況

1 委員の任命

電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）は、電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する委員 5 名（任期 3 年）をもって組織される（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 145 条、第 147 条及び第 148 条）。

令和 6 年 3 月 31 日現在の委員は以下の 5 名である。

【委員】

令和 6 年 3 月 31 日現在

氏名	役職等	任命日
たむら こういち 田村 幸一 (委員長)	弁護士 (元高松高等裁判所長官)	令和 4 年 12 月 3 日再任 (第 1 期：令和元年 12 月 3 日 ～令和 4 年 12 月 2 日)
みお みえこ 三尾 美枝子 (委員長代理)	弁護士	令和 4 年 12 月 3 日再任 (第 1 期：令和元年 12 月 3 日 ～令和 4 年 12 月 2 日)
おがわ かよ 小川 賀代	日本女子大学理学部 数物情報科学科 教授	令和 4 年 12 月 3 日新任
こづか そういちろう 小塚 荘一郎	学習院大学法学部 教授	令和 4 年 12 月 3 日再任 (第 1 期：令和元年 12 月 3 日 ～令和 4 年 12 月 2 日)
なかじょう ゆうすけ 中條 祐介	横浜市立大学 理事・副学長	令和 4 年 12 月 3 日新任

2 特別委員の任命

委員会には、委員のほか、あっせん若しくは仲裁に参加させ、又は特別の事項を調査審議させるため、総務大臣が任命する特別委員（任期2年）を置いている（電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第1条）。

令和6年3月31日現在の特別委員は以下の8名である。

【特別委員】

令和6年3月31日現在（五十音順）

氏名	役職等	任命日
おおたか 大雄 さとる 智	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授	令和5年11月30日再任 (第1期：令和3年11月30日 ～令和5年11月29日)
さなだ 真田 ゆきとし 幸俊	慶應義塾大学理工学部 電気情報工学科 教授	令和5年11月30日再任 (第1期：平成29年11月30日 ～令和元年11月29日) (第2期：令和元年11月30日 ～令和3年11月29日) (第3期：令和3年11月30日 ～令和5年11月29日)
しばた 柴田 じゅんこ 潤子	香川大学法学部 教授	令和5年11月30日新任
しらやま 白山 しんいち 真一	公認会計士、 上武大学ビジネス情報学部 国際ビジネス学科 教授	令和5年11月30日再任 (第1期：令和元年11月30日 ～令和3年11月29日) (第2期：令和3年11月30日 ～令和5年11月29日)
すぎやま 杉山 えつこ 悦子	一橋大学大学院 法学研究科 教授	令和5年11月30日再任 (第1期：令和元年11月30日 ～令和3年11月29日) (第2期：令和3年11月30日 ～令和5年11月29日)
なかむら 中村 つよし 豪	東京経済大学 経済学部長・ 教授	令和5年11月30日新任
みやた 宮田 すみこ 純子	芝浦工業大学工学部 情報通信工学科 准教授	令和5年11月30日新任
よしば 葭葉 ひろこ 裕子	弁護士	令和5年11月30日再任 (第1期：平成29年11月30日 ～令和元年11月29日) (第2期：令和元年11月30日 ～令和3年11月29日) (第3期：令和3年11月30日 ～令和5年11月29日)

(退任した委員)

氏名	役職等	任命日
あおやぎ ゆか 青柳 由香	法政大学法学部教授	(第1期：平成27年11月30日 ～平成29年11月29日) (第2期：平成29年11月30日 ～令和元年11月29日) (第3期：令和元年11月30日 ～令和3年11月29日) (第4期：令和3年11月30日 ～令和5年11月29日)
おおはし ひろし 大橋 弘	東京大学大学院 経済学研究科・ 公共政策大学院教授、 副学長	(第1期：平成27年11月30日 ～平成29年11月29日) (第2期：平成29年11月30日 ～令和元年11月29日) (第3期：令和元年11月30日 ～令和3年11月29日) (第4期：令和3年11月30日 ～令和5年11月29日)
やいり いくこ 矢入 郁子	上智大学理工学部 情報理工学科准教授	(第1期：平成27年11月30日 ～平成29年11月29日) (第2期：平成29年11月30日 ～令和元年11月29日) (第3期：令和元年11月30日 ～令和3年11月29日) (第4期：令和3年11月30日 ～令和5年11月29日)

(注) 役職は、退任時のもの

第2章 委員会の開催状況

令和5年度は、以下のとおり7回の委員会を開催した。

会 合	日 付	議 事 等
第232回	令和5年 4月12日 ～14日	令和4年度年次報告の決定及び総務大臣への報告 について ※文書による審議（注）
第233回	5月23日	相次ぐ電気通信事故への対応について【公開】
第234回	6月27日	1 電気通信事業法一部改正等に伴う電気通信紛争 処理マニュアルの改定について【公開】 2 電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインに よる実施要領の一部改正について【公開】
第235回	9月15日	接続料の算定等に関する研究会第七次報告書の概要 【公開】
第236回	11月15日	電気通信事業分野における市場検証（令和4年度） 年次レポートについて【公開】
第237回	12月18日	1 あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定 【公開】 2 日々の生活をより豊かにするためのモバイル市 場競争促進プラン【公開】
第238回	令和6年 3月22日	株式会社NTTドコモから申請のあった電気通信事 業者の電気通信設備との接続に係る裁定の諮問に ついて【一部非公開】

注：「文書による審議」とは、電気通信紛争処理委員会運営規程（平成13年電気通信事業紛争処理委員会
決定第1号）第2条第2項に基づく審議（招集せずに行う委員会）をいう。

第Ⅱ部 紛争処理の状況

委員会は、次の3つの機能を有している。

- ① 電気通信事業者間、電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間、認定計画に係る周波数を現に使用している無線局の免許人等と認定開設者との間、ケーブルテレビ事業者等と地上基幹放送（地上テレビジョン放送）事業者との間等の紛争に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施すること（電気通信事業法第154条から第157条の2まで、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の38及び放送法（昭和25年法律第132号）第142条）
- ② 総務大臣が、接続協定等の細目の裁定、業務改善命令等を行う際、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行うこと（電気通信事業法第160条、放送法第144条）
- ③ あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告を行うこと（電気通信事業法第162条）

また、事務局に事業者等相談窓口を設けて、事業者間の紛争に関する相談や問合せに対応している。

なお、委員会の機能等については資料編の【資料1】、これまで委員会で取り扱った紛争処理の概況については資料編の【資料2】のとおりである。

1 あっせん・仲裁

令和5年度に委員会が受けたあっせん・仲裁の申請はなく、処理が継続又は終了した案件もなかった。

2 審議・答申

令和5年度中、接続協定等に関する細目に係る裁定について総務大臣からの諮問が1件あり、令和6年3月31日現在、委員会において審議中である。

事案	諮問	処理状況
諮問第12号	令和6年3月22日	審議中

裁定申請の概要は、次のとおりである。

(1) 当事者

- ・株式会社NTTドコモ（申請者）
- ・Coltテクノロジーサービス株式会社（以下「コルト」という。）

(2) 申請の理由

コルトの音声通話サービスに係る接続料に関し、協議が不調のため

(3) 裁定を求める事項

コルトのISDN及びIP電話の区分ごとに適用される役務提供区間の料金について、それぞれ能率的な経営の元における適正な原価に適正な利潤を加えた金額とすべきとの裁定を求める。

3 勧告

令和5年度中、総務大臣への勧告は行わなかった。

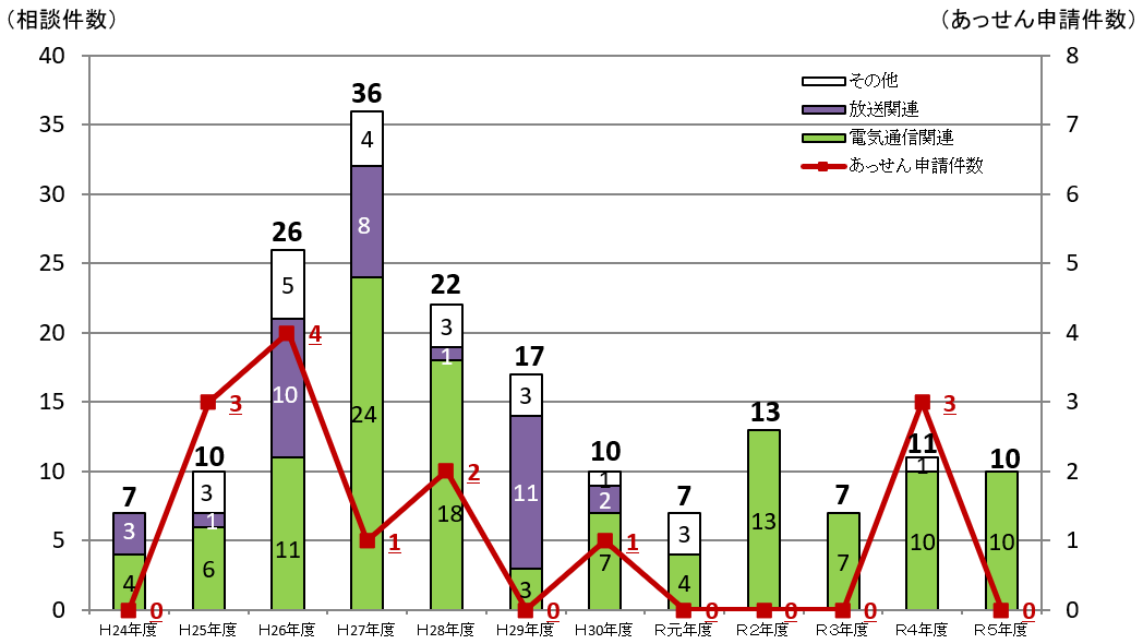
4 事業者等相談窓口における相談

令和5年度においては、事業者等相談窓口において、10件の相談及び問合せを受けた（令和4年度は11件）。相談内容ごとの受付件数は、次のとおりである。

相談内容	受付件数※
① 接続に関する費用負担	3件
② 卸電気通信役務の提供	3件
③ 手続きの照会	2件
④ その他電気通信に係る契約	2件
計	10件

※ 同一案件に係る複数回の相談を含む。

(参考) 相談件数 (平成24年度～令和5年度)



相談対応の結果については、事業者間協議を継続することとなったものが3件、他の相談窓口を紹介することとなったものが3件、手続きに関する説明を行ったものが1件、その他が3件となっている。

第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等

第1章 政策担当部局からのヒアリング等

委員会は、急速に変化しながら発展を続ける電気通信分野の市場環境や政策動向等を平素から十分に把握し、具体的紛争事案の提起に備える必要がある。

このため、令和5年度には、委員会において次のとおり、政策担当部局から関係分野に関する情報収集等を行った。

政策担当部局からのヒアリング

1 令和5年5月23日 第233回委員会

総合通信基盤局から「相次ぐ電気通信事故への対応」について説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

1. 背景

近年、電気通信事業者による電気通信事故が相次いで発生していること、またデジタル化が進展した現代社会においてはそれらが国民生活や社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な問題となりうることについて、事故報告制度や実際の事故の内容、発生件数等を示しながら説明があった。

2. 通信事故が多発する構造的要因と新たな取組

重大な事故が発生した場合、電気通信事故検証会議において個別の事案ごとに検証を行っており、事故多発の背景に共通する構造的な課題について、同会議では経営層によるガバナンス強化、行政による外部モニタリングの導入等が適当とする報告書が令和5年3月に纏められ、今後、総務省において省令改正などの制度の見直し等を進める予定であることについて説明があった。

3. 電気通信事故検証会議における検証内容

個別の事故・事案に対して検証を実施する電気通信事故検証会議の概要及び同会議における具体的な検証結果について紹介があった。

4. 再発防止策の徹底のための行政指導

重大事故に対し総務省が行った行政指導のポイントについて紹介があった。

委員会等の主な質問・コメント等

<委員会>

【1】行政指導を行った電気通信事業者からの再発防止策について、行政における実施状況の確認は、立入検査ではなく報告書で行うのか。

【2】 事故の未然防止を目的とした機器ベンダーとの情報共有等は、各社におけるガバナンスの在り方でもあったと考えられるが、通信設備に対するリスク管理を機器ベンダーとの契約で求めているのか。

【3】 事故は起こるという前提で、事故発生後、いかに利用者に周知し、いかに収束させるかが重要。どの事業者もこれらに真摯に取り組み、業界全体で情報共有し対応するための知識が蓄積していることを評価したい。

【4】 MVNO等の小規模事業者が事故を起こした場合の事業者間ローミング等の手当は、十分に講じられているか。

<担当部局>

【1】 基本的には各社からの報告書で確認しているが、必要があれば制度的には立入検査も可能。一定程度対策が講じられたと認められる段階になれば、電気通信事故検証会議に報告をいただくこととなる。

【2】 利用者に安心・安全なサービスを提供するという観点で必要なものについては、事業者自らのガバナンスの中で機器ベンダーとの当該契約の締結の可否を検討してもらい、その客観性を外部モニタリングで点検することとしている。

【3】 大きな技術革新がある時期に事故は増える傾向にあり、最近の事故は直接的な要因はヒューマンエラーや設備の故障などだが、間接的な要因として5Gやクラウド化のような技術の進展がある。通信サービスが様々な社会経済活動の根幹となる中、事故の影響も非常に大きくなっており、可能な限り事故を発生させず、また事故の影響が最小化できるよう、事業者と連携しモニタリングやガバナンスの強化等を進める必要がある。

【4】 事故の原因はネットワークにあることが多く、電気通信回線設備を持たないMVNO単独の事故はあまり想定されていないが、事業者間ローミングについては、MVNO利用者も含めてサービス提供が可能となるよう、関係者と調整している。

2 令和5年9月15日 第235回委員会

総合通信基盤局から「接続料の算定等に関する研究会第七次報告書の概要」について説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

総務省「接続料の算定等に関する研究会」第七次報告書について、報告書の次の内容のうち1、3～5について、資料に基づき概要の説明があった。

1. 卸協議の適正性の確保に係る制度整備

指定電気通信設備を用いる卸役務の提供に係る協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図る電気通信事業法の一部改正（令和4年6月成立、令和5年6月施行）の施行に向けて、規制対象となる卸役務（特定卸役務）の範囲や協議における提示を義務づける情報の範囲等について整理したことについて説明があった。

2. 卸検証ガイドラインに基づく検証

3. 着信事業者が設定する音声接続料の在り方

接続料を互いに支払わない「ビル&キープ方式」の導入も含め、音声接続料の在り方について検討したことについて説明があった。

4. 接続料等と利用者料金の関係の検証（スタックテスト）

移動通信分野において、スタックテストの実施手法に関する指針を策定し、当該指針に基づき、MVNOから要望が寄せられたサービス等について、検証を行う合理性を議論するとともに、MNOによる検証の結果の妥当性を確認したことについて説明があった。

5. モバイル接続料の適正性向上

令和4年度の移動通信分野の届出接続料の検証を踏まえ、予測値の算定方法、原価、利潤及び需要について、接続料算定方法の更なる精緻化等を議論したことについて説明があった。

6. 5G（SA方式）時代におけるネットワーク機能開放

7. 固定通信分野の接続料における報酬額の算定方法

8. 加入光ファイバの残置回線に係る接続料算定方法

9. 加入光ファイバ等の提供遅延

委員会等の主な質問・コメント等

<委員会>

【1】 特定卸役務の提供義務や情報提示義務を課す改正法の施行により、事業者間協議等は活発になっているか。今後どのような方法で協議状況を把握するのか。

【2】 特定卸役務に関して提示される情報の範囲について、固定通信分野では接続料相当額の水準を示す指数の提示が、移動通信分野では接続料相当額の提示が、それぞれ義務付けられているが、両分野でその提示内容に差異があるのはなぜか。

【3】 卸料金と接続料相当額との差分で回収が見込まれている費用項目を提示させることにより卸料金の低廉化を促すためには、卸役務の個別の費目及びその額を提示させる方法が相応しいと思われるが、そうしなかったのはなぜか。

【4】 現行の接続制度では、非指定電気通信設備に係る接続料は、非指定電気通信設備設置事業者の言い値になる可能性はないか。非指定電気通信設備に係る接続料について、電気通信事業法に基づく規制はないのか。

【5】 ビル&キープ方式を既に導入した事例はあるか。また同方式の導入に向け、何か大きなハードルは存在するか。

<担当部局>

【1】 特定卸役務に係る事業者間の協議状況は具体的には把握していないが、制度改正の効果を見極めるためにも状況を注視したい。状況把握の場としては本研究会も候補の一つである。

【2】 固定通信分野と移動通信分野で提示すべき情報に差が生じるのは、接続料算定方法の相違に起因すること等による。

【3】 卸役務の提供契約の締結は、基本的には相対契約によるものである中、協議の円滑化に資するものとして、提示義務の内容を整理した。今後、事業者間協議がどの程度進展するか状況を注視し、必要に応じて更なる制度整備も検討したい。

【4】 非指定電気通信設備に係る接続料は原則として事業者間協議で決めることとされているが、電気通信事業法において全く規制がないわけではなく、接続料の水準に関して協議が整わない場合、一方の当事者から総務大臣への裁定申請が可能であり、また、その接続に係る業務の方法等について同法第29条第1項に掲げる事由に該当する場合は、総務大臣が業務改善命令を行うことが可能である。

【5】 非指定電気通信設備に係る接続については、総務省に接続協定等を届出する必要がないため、非指定電気通信設備に係るビル&キープの導入事例は承知していない。導入に際しては、小規模事業者への影響等が検討課題となっている。

3 令和5年11月15日 第236回委員会

総合通信基盤局から「電気通信事業分野における市場検証（令和4年度）年次レポートについて」について説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

以下について、資料に基づき報告の概要説明があった。

1. 電気通信事業分野における市場検証の概要
2. 電気通信事業分野における市場動向の分析結果
市場動向の分析にかかる重点的検証に関する項目として①、②、定期的・継続的に行っている実態把握の項目として③～⑥について検証を実施。
 - 移動系通信市場を巡る市場環境の変化の影響（重点的検証項目）
 - ローカル5G事業における実態の把握（重点的検証項目）
 - 移動系通信市場
 - 固定系通信市場
 - 法人向けサービスの実態把握
 - 研究開発競争の状況の把握
3. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認結果
事業法に基づく禁止行為規制や、これまでの各関係事業者に対する各種要請文書で記載された検証項目に基づき、①～④のとおり検証を実施。
 - 客観的・定量的なデータ等に基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証（重点的検証項目）
 - 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認（固定系、移動系）
 - NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認
 - 未指定事業者に対するグループ内事業者への優先的な取扱い等についての把握・検証
4. NTTドコモにおける組織再編に係る検証結果
5. 参考資料（令和5年度における市場検証の概要、実施スケジュール）

委員会等の主な質問・コメント等

<委員会>

- 【1】「携帯電話向け通信サービスの契約数の推移」において、MNOとMVNOとの差が拡大しているが、どのような理由によるものか。
- 【2】「通信モジュール市場」と法人向けサービス市場の「ソリューション」を書き分けているのはなぜか。
- 【3】「NTTドコモにおける組織再編に係る検証結果」について、グループ外の事業者との合併の場合、電気通信事業法では事前規制の手続きは用意されているか。独禁法上の合併規制との関係はどうなっているのか。
- 【4】NTTドコモに関する組織再編の検証は、規制体系の中でどのような位置付けか。仮に公正競争上問題があると認められた場合には、どのような措

置を執ることが想定されているか。

- 【5】NTTレゾナントがNTTドコモとは異なる市場で提供していたサービスについて、合併後の公正競争の影響は検証されているか。関連する市場であれば、抱き合わせサービス等の形で影響があり得るが、その辺りの整理はいかがか。
- 【6】「研究開発競争の状況の把握」において、研究開発が特定の社に集中している状況について、どのように捉えているか。
- 【7】NTT法において、NTTは研究開発が義務付けられているのか。
- 【8】楽天の研究開発費には通信以外も含まれていると考えられるが、電気通信関連の研究開発費のみを比較した方が適切ではないか。また、開発と研究を区別した方が、各費用の位置付けがよく分かるのではないか。

<担当部局>

- 【1】MNOが複数の廉価サービスを提供するようになり、MVNOの料金と近接するといった市場環境が背景にあるのではないかと推測される。
- 【2】法人向けサービス市場では、通信モジュールの販売だけでなく、通信モジュールとソリューションサービスをセットで販売するケースがあり、「ソリューション」という区分を設けている。
- 【3】電気通信事業法における登録の更新の制度は、電気通信事業者がグループ外の事業者と合併を行った場合にも適用されるが、合併自体を直接、事前に規制する規定はない。また独禁法の規制は電気通信事業法とは別の観点から設けられている。
- 【4】NTTドコモに関する組織再編の検証は、「電気通信事業分野における市場検証（令和3年度）年次レポート」に基づき実施したもの。検討の結果、公正競争を担保するための対応が必要な場合には、電気通信事業法又はNTT法の各条に基づく要請・行政指導の実施やNTT法第16条に基づく監督命令などを行うことも想定される。
- 【5】今回の組織再編による市場への影響については、移動系通信市場のほか、OCNとの関係ではISP市場、OCN光との関係ではFTH市場について、それぞれ検証を行い、総じて大幅なシェアの変動は見られなかったとしている。今後、公正競争上の影響を注視していく必要がある。
- 【6】電気通信市場検証会議では、特定の社に研究開発が集中し他社と差分が生じている状況についての議論は特段なかった。
- 【7】NTT法では、NTTの責務として研究開発の推進が規定されている。
- 【8】電気通信関連のセグメントによる研究開発データを比較する点は、来年度以降の検証の参考としたい。また研究と開発との費用区分については、実

際にデータを収集する際にどのように区分できるか確認し、来年度以降の検証に生かしたい。

4 令和5年12月18日 第237回委員会

総合通信基盤局から「日々の生活をより豊かにするためのモバイル市場競争促進プラン」について説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

モバイルは、技術革新のスピードが速くイノベーションが生じやすく、何よりも国民の日々の生活に密着した不可欠なもの。モバイルが納得感のある料金で良質なサービスとなれば、日々の生活はより豊かになる。

このために総務省は、閣議決定された経済対策を踏まえたモバイル市場競争促進プランを着実に実施することを令和5年11月に公表した。その内容は、以下の三つを柱としている。

1. 納得感のある料金・良質なサービスの実現
 - 中古端末の安心・安全な流通を促進するため、中古端末の民間事業者団体の取組をサポート。
2. 事業者間の乗換えの円滑化の加速
 - MNPワンストップ化等の新制度により、いつでも自由に容易な手続で料金プランの変更ができるようになったこと等の国民理解の向上を図るため、メディア等を活用した配信等の周知広報を実施。
 - 令和5年5月24日にMNPワンストップを開始したが、現時点で対応している事業者は6社にとどまっている。MNPワンストップ化を推進するため、MNPワンストップ対応事業者の拡大を推進する。
3. 事業者間の公正な競争環境の整備の促進
 - 通信料金・端末料金の分離に係る規制対象から、独立系MVNOを除き大手MNOと独立系MVNOとの適正な競争関係を確保する制度改正を年内に実施。具体的には、MVNOに係るシェアの基準を0.7%から4%に変更。
 - データ接続料の一層の低廉化（2025年度までに2023年度当初から約3割低減化）。

委員会等の主な質問・コメント等

<委員会>

- 【1】日本の携帯市場は特定メーカーの端末（iPhone）の人气が高く、比較的新しいモデルを消費者が追いかける市場。消費者が望む端末の提供がないと料金・サービスの競争効果が働かないのではないか。また、独立系MVNOへの端末供給はMNOと同等となっているか。
- 【2】MNPワンストップを周知するだけでは高齢者には事業者間乗換えのハードルが高い。乗換えや残債等について幅広く相談でき、アドバイスが受けられる相談窓口が重要ではないか。販売代理店以外の相談窓口の設置を検討してはどうか。

【3】MNPワンストップは、利用者のニーズに基づくものか。それともMVNOの要望によるものか。

【4】MNPワンストップの対応事業者が現状6社に限られているのはなぜか。MNPワンストップ対応事業者の拡大予測などがあれば伺いたい。

【5】通信・端末分離規制の対象となるMVNOのシェア基準を0.7%から4%に変更するということだが、その理由とシェアを基準とした理由を伺いたい。また、当該基準を4%にした場合の対象企業数は、どのようになるのか。

【6】ネットワークのトラフィック増加に伴い設備投資が必要となる中で、データ接続料の3割減はどのように達成される見込みなのか。一方、卸料金は高止まり感があるが、何か対応を検討しているか。

<担当部局>

【1】幅広い端末が提供される環境が重要であり、中古端末だけでなく、高性能で高価格な端末も提供されるよう現在議論をしている。また、数の上ではMNO4社による端末供給が多いが、今後、独立系MVNOの端末供給が増え、競争が活性化することを期待。

【2】利用者が契約内容について相談できる場は重要であり、携帯電話事業者の取組を引き続き注視したい。利用者が事業者と接する場として販売代理店は重要であり、MNOによる販売代理店への指導義務が適切に果たされることを期待。

【3】MNPワンストップは、事業者間の乗換えがより容易になってほしいという利用者からの要望を受けたもの。

【4】MNPワンストップ対応の事業者が限られているのは、対応に費用がかかることによるものと考えられる。システム更改のタイミングにあわせる事業者もあると聞いており、幅広い事業者に対応いただけるよう引き続き働きかけを行いたい。大手のMVNOについては、対応時期を公表できるよう調整を進めている。

【5】規制対象事業者については、電気通信事業法で市場シェアを基準とすることとされている。4%という市場シェアは、過去、楽天モバイルの価格改定時に市場に対して一定の影響があったとの議論があり、その際の楽天モバイルのシェアを踏まえたもの。今回の改定により規制対象事業者数は、30社から28社へと2社減少する。

【6】データ接続料の3割減については、MNO3社から提出のあった将来原価方式に基づく予測値を単純平均したものであり、2023年度から2025年度にかけてデータ接続料が3割減少する結果となった。卸料金については、接続料とは異なり原価ベースで算定するという規制はないが、令和4年の改正電気通信事業法により、卸料金と接続料相当額との差分で回収が見込

まれている費用項目について情報提示義務が設けられており、今後の状況を注視したい。

第2章 周知広報、利便性向上等のための取組

委員会の認知度及び利便性の向上等のため、次の取組を行った。

1 電気通信事業業界団体等との意見交換

(一社)テレコムサービス協会MVNO委員会、(一社)モバイル・コンテンツ・フォーラム等の業界団体と意見交換を実施し、電気通信紛争処理委員会の役割、機能、実績等について紹介するとともに、最新の業界動向や電気通信紛争にかかるニーズ等について情報収集を行った。

2 総合通信局等を通じた周知

総合通信局総務課長会議等を通じて、総合通信局等に委員会リーフレットの配布を行うとともに、管区内の通信・放送事業者を対象に積極的にリーフレットの展開を行うよう呼びかけた。

3 研修における委員会業務説明

ODAの一環としてJICAが実施するエチオピアへの国別研修「通信規制分野における技術・管理運営能力強化」において、委員会の機能、あっせん・仲裁手続の概要、紛争処理の実績・事例研究、事業者等相談窓口等について、事務局職員による講義を行った。

4 電気通信紛争処理マニュアルの改定

委員会が関係する紛争解決のための制度の手続の解説と実際に処理した事例の紹介をまとめた「電気通信紛争処理マニュアルー紛争処理の制度と実務ー」について、令和5年度の電気通信事業法改正に関する内容を盛り込むとともに、関係資料の現行化等を行い、7月に委員会ホームページに掲載し、製本した冊子を総合通信局等に配布した。

5 電気通信事業者への資料の送付

所管部局に依頼し、全国の届出電気通信事業者に対し、委員会が取り扱う事案及び事業者等相談窓口等を記載した資料を送付した。

6 日本語版・英語版ホームページの改定

日本語版ホームページについて、「よくある質問」コーナーの拡充や委員会開催状況のレイアウト整理等により内容の充実化・見やすさの改善を図るとともに、英語版ホームページについて、情報の更新やデータの追加等を進めた。

第3章 委員会に関係する制度改正等

○ 電気通信事業法の一部改正及びその施行に伴う電気通信紛争処理マニュアルの改定

(1) 特定卸電気通信役務の協議に係る適正性確保のための委員会諮問事項の追加

- ・ 指定電気通信設備（以下「指定設備」という。）を用いた卸電気通信役務（以下「指定設備卸役務」という。）のうち、多くの電気通信事業者が提供を受けている光サービス卸やモバイル音声卸については、長期にわたり卸料金が高止まりしている点が指摘されていたこと等を踏まえ、指定設備卸役務の提供について、引き続き相対契約を基本としつつも、指定設備を設置する電気通信事業者（以下「指定設備設置事業者」という。）に対し、当該事業者の交渉上の優位性や卸先事業者との間の情報の非対称性を是正し、より協議が実質的・活発に行われるための環境整備として、指定設備卸役務に係る新たな規律を整備するため、電気通信事業法の一部が改正され、令和5年6月16日に施行された。
- ・ 委員会と関連深い改正内容としては、①正当な理由のない限り特定卸電気通信役務（指定設備卸役務のうち、電気通信事業者間の競争関係に及ぼす影響が少ないもの以外のものをいう。以下同じ。）を提供する義務及び②卸先事業者の求めに応じ、卸先事業者に情報（料金の算定方法等一定の協議の円滑化に資する事項）を提示する義務（以下「情報提示義務」という。）の新設である。
- ・ ①については、電気通信事業者が特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結を申し入れたにもかかわらず、指定設備設置事業者がその協議に応じず、又は協議が整わなかった場合で、当該契約の締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあったときに、総務大臣が協議開始・再開命令を発する場合には、総務大臣は委員会に諮問することを要するものである。
- ・ ②については、指定設備設置事業者が情報提示義務に違反したときに総務大臣が業務改善命令を発する場合には、総務大臣は委員会に諮問することを要するものである。

(2) 電気通信紛争処理マニュアル等の改定

- ・ 改正法を受け、電気通信紛争処理マニュアル中、「第 I 部 手続解説」において、「総務大臣からの諮問に対する審議・答申」の対象である「接続協議等の対象となる協議命令」に「特定卸電気通信役務の提供に関する契約」を、同じく「委員会に諮問がなされる命令等」に、「特定卸電気通信役務に係る情報提供義務に違反した場合の当該役務を提供する電気通信事業者への業務改善命令」を追加した。
- ・ このほか、改正法を受け、電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインによる実施要領（令和4年3月22日電気通信紛争処理委員会決定第一号）を更新した。

資 料 編

	ページ
【資料1】 電気通信紛争処理委員会の概要	資－ 1
【資料2】 これまでの紛争処理の概況	資－ 4
【資料3】 これまでの紛争処理終了案件の一覧	資－ 5
【資料4】 紛争処理対象分野の動向	資－ 14

電気通信紛争処理委員会の概要

1. 電気通信紛争処理委員会の設置・組織

■委員会の設置

- 平成13年(2001年) 11月、電気通信事業法の改正により、電気通信事業者間の接続等に関する紛争を迅速・公正に処理する専門的組織として設置 (⇒設置当初の名称は「電気通信事業紛争処理委員会」)

(紛争処理機能の拡充)

平成20年(2008年) 4月	電波法の改正により、無線局の開設・変更に伴う混信等防止措置の協議が不調となった場合の委員会によるあっせん・仲裁の追加
平成23年(2011年) 6月	放送法の改正により、ケーブルテレビ事業者と地上テレビジョン放送事業者との間における再放送同意の協議が不調となった場合の①委員会によるあっせん・仲裁や②裁定を委員会への諮問事項に追加 (⇒「電気通信紛争処理委員会」に名称変更)
令和4年(2022年) 10月	電波法の改正により、携帯電話用周波数の再割当を行う場合において、事業者間の終了促進措置の協議が不調となった場合の委員会によるあっせん・仲裁の追加

■委員・特別委員

- 委員会は、通信・放送事業者間の紛争事案を専門的に取り扱うため、委員5人をもって組織されている。
- この委員の他にあっせん・仲裁に参加させ、または裁定や命令に係る諮問、大臣への勧告に係る審議については専門的見地から調査審議させるため、特別委員を置いている。

電気通信紛争処理委員会

	委員	特別委員
人数	5人	— (現状8人)
職区分	非常勤特別職国家公務員(2人以内は常勤可)	非常勤一般職国家公務員
資格	電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者	
任命	両議院の同意を得て、総務大臣が任命	総務大臣が任命
任期	3年(補欠は残任期間。再任可)	2年(再任可)
罷免	両議院の同意を得て可	—
議決権	あり	なし

事務局

- 委員会の事務を処理するために、委員会に事務局を設置
- 事務局は、通信・放送事業者の監督を担当する部局から独立し、専門性・中立性を確保

事務局長	(充て職)
参事官	(1人)
上席調査専門官	(2人)
調査専門官	(3人)

2. 委員会の機能

あっせん・仲裁

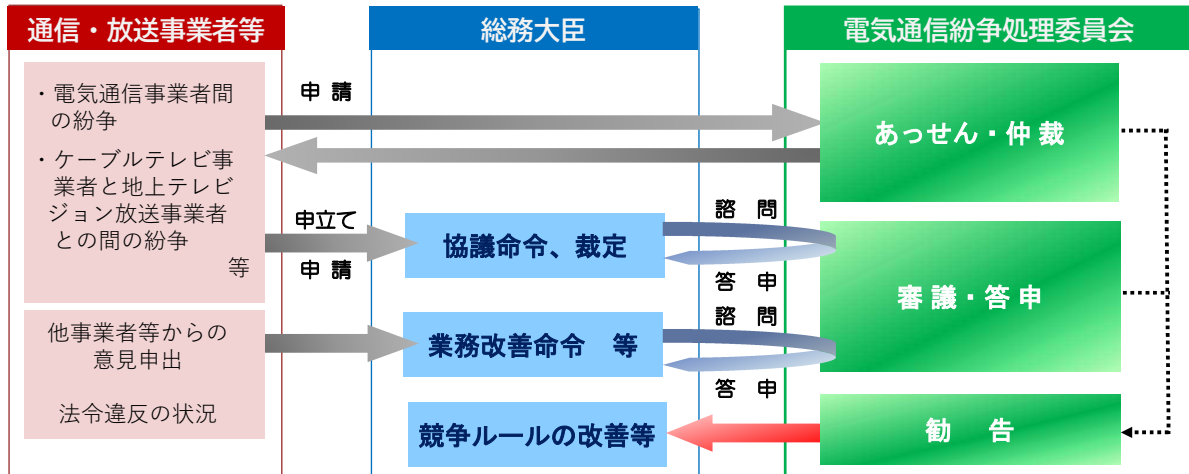
電気通信事業者間の接続や卸役務の契約等に関する紛争、ケーブルテレビ事業者と地上テレビジョン放送事業者との間の再放送の同意に関する紛争、無線局の開設・変更に伴う混信等防止措置に関する紛争等に対し、「**あっせん**」又は「**仲裁**」を実施。

諮問に対する 審議・答申

総務大臣が、電気通信事業法に基づく接続協定に関する協議命令や裁定、業務改善命令、放送法に基づく再放送の同意に関する裁定などの行政処分を行う際、**諮問を受け、審議・答申**。

勧告

あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、**競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告**。



相談

事務局に相談窓口を設け、事業者等間の紛争等に関する相談に対応。

3. 紛争の種類と紛争処理手続

当事者	協議の内容	協議が不調のときの紛争処理手続	
		委員会	総務大臣
電気通信事業者間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気通信設備の接続に関する協定 (電気通信事業法第154条第1項・第155条第1項) ○ 電気通信設備の共用に関する協定 (電気通信事業法第156条第1項) ○ 電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定 (電気通信事業法第156条第1項) ○ 卸電気通信役務の提供に関する契約 (電気通信事業法第156条第2項) 	あっせん 仲裁	協議命令 又は 裁定(注)
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約 (電気通信事業法第157条第1項及び第3項) 	あっせん 仲裁	—
コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者の間	<ul style="list-style-type: none"> ○ コンテンツ配信事業等(※)を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約 (電気通信事業法第157条の2第1項及び第3項) <p>(※) 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業 (電気通信事業法第164条第1項第3号)</p>	あっせん 仲裁	—
ケーブルテレビ事業者と基幹放送事業者との間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地上基幹放送(地上テレビジョン放送)の再放送に係る同意 (放送法第142条第1項及び第3項) 	あっせん 仲裁	裁定(注)
無線局(※)を開設・変更しようとする者その他の無線局(※)の免許人等との間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 混信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約 (電波法第27条の38第1項及び第4項) <p>(※) 電気通信業務、放送の業務その他の総務省令で定める業務を行うことを目的とする無線局に限る(電波法第27条の38第1項)</p>	あっせん 仲裁	—
認定開設者又は認定計画に係る周波数を現に使用している無線局の免許人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 終了促進措置に関する契約 (電波法第27条の38第2項及び第4項) 	あっせん 仲裁	—

注:「協議命令」又は「裁定」の場合は、総務大臣から電気通信紛争処理委員会へ諮問が行われる。

4. 事業者等相談窓口の設置

電気通信紛争処理委員会の事務局では、事業者等向けの相談窓口として、専用の電話、メールアドレスを設け、事業者間での協定・契約に関する協議が難航した場合等の相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供等を幅広く行っている。

相談窓口 事業者等相談窓口とは？

- 相談は、委員会のあっせんや仲裁手続の利用を前提とするものではないため、協議中のものや今後の対応を決めていない案件についても受け付け。
- 「あっせん申請が可能な事案かどうか判断がつかない」といった相談や、「あっせんの手続（制度の概要や申請の方法等）を知りたい」等の問い合わせについても幅広く受け付け。
- 相談は、無料・非公開。
- 相談者の了解なしに、相談内容を相手方事業者に伝えることはない。

【相談専用電話】

TEL. 03-5253-5500

[電話受付時間] 平日9:30～12:00/13:00～17:00

【相談専用メールアドレス】

soudan@ml.soumu.go.jp



これまでの紛争処理の概況

資料 2

1 あっせん 72件

- 「接続に係る費用負担」に関する件 (39件)
- 「接続の諾否」に関する件 (5件)
- 「接続協定の細目」に関する件 (2件)
- 「卸電気通信役務の提供のための契約の細目」に関する件 (8件)
- 「電気通信役務の提供に係る契約の取次ぎ」に関する件 (2件)
- 「地上基幹放送(地上テレビジョン放送)の再放送に関する同意」に関する件 (8件)
- 「接続に必要な工作物の利用」に関する件 (5件)
- 「設備の利用・運用」に関する件 (2件)
- 「接続に必要な工事」に関する件 (1件)

2 仲裁 3件

(※いずれも、他方事業者が申請を行わず、仲裁は不実行。その後、あっせんや大臣命令に移行。)

- 「接続に係る費用負担」に関する件 (2件)
- 「接続に必要な工事」に関する件 (1件)

3 諮問・答申 11件

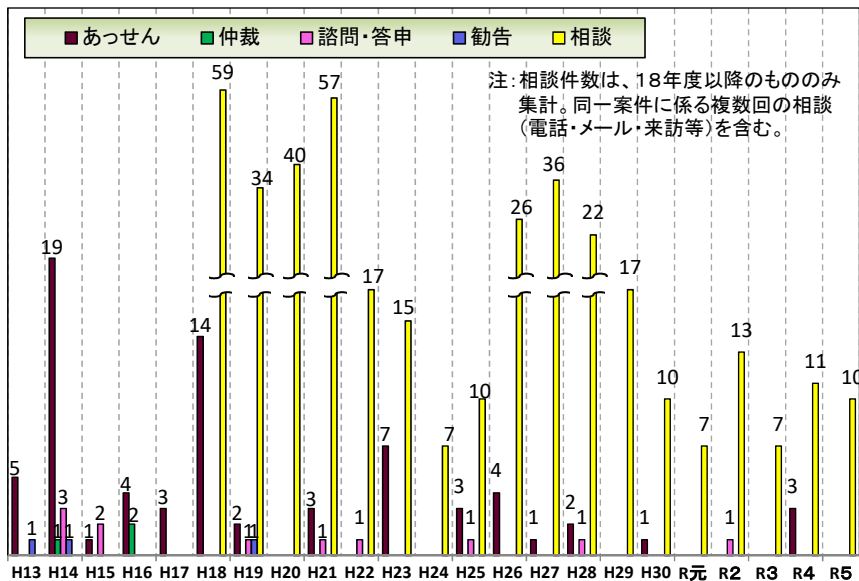
- 業務改善命令 (3件)
- 接続に関する協議再開命令 (3件)
- 接続協定等の細目に関する裁定 (3件)
- 土地等の使用に関する認可 (1件)
- 地上基幹放送(地上テレビジョン放送)の再放送の同意に関する裁定 (1件)

4 勧告 3件

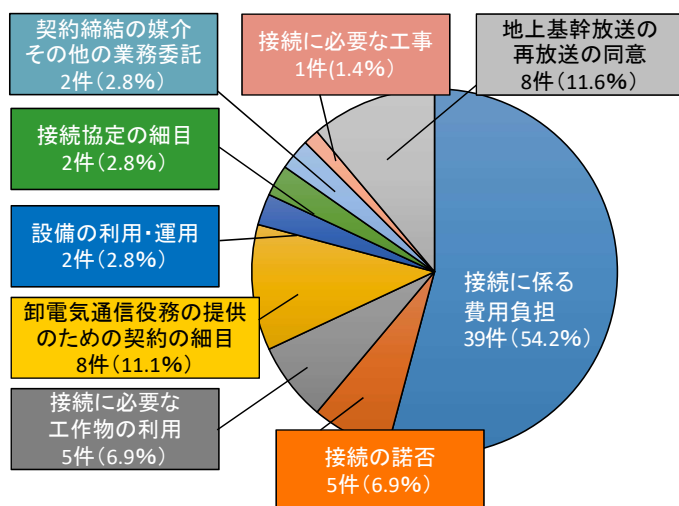
- 他事業者によるNTT局舎の利用に関するルールの整備 (1件)
- 通信事業者間の接続において適正な料金設定を行い得る仕組みの整備 (1件)
- MVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の検討 (1件)

(参考) 紛争処理件数の内訳

1 紛争処理等の年度別件数



2 あっせんの紛争内容



3 あっせんの処理結果



注1:「合意が成立し解決」は、当事者間の協議により解決した事件19件及びあっせん案の受諾により解決した事件28件の合計。

注2:申請取下げ・打切り後に当事者間の協議により解決した事案を除く。

注3:「不実行」とは、一定の場合(他方当事者があっせんに拒否した場合、相手の社会的信用の低下を目的としていると認められる場合等)に委員会があっせんしないこと。

これまでの紛争処理終了案件の一覧

I あっせん・仲裁

1 あっせん

【電気通信事業法関係】

(1) 接続の諾否に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争)第5号 H14.2.13 申請 H14.3.6 終了	彩ネット(株)	彩ネット(株)によるNTT東日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決
	NTT東日本		
平成16年(争)第3号～第4号 H16.8.31 申請 H16.11.1 終了	ソフトバンクBB(株)	ソフトバンクBB(株)によるNTT東日本及びNTT西日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT東日本 NTT西日本		
平成21年(争)第1号 H21.9.15 申請 H22.1.21 終了	関西ブロードバンド(株)	関西ブロードバンド(株)によるNTT西日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT西日本		
平成21年(争)第3号 H21.12.28 申請 H22.1.15 終了	生活文化センター(株)	生活文化センター(株)によるNTTドコモとのレイヤ2等での接続	あっせん不実行 (参考)本件終了後の経過 総務大臣の接続協議再開命令申立て
	NTTドコモ		

(2) 接続に係る費用負担(接続料及び網改造料等)に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争)第6号 H14.2.25 申請 H14.3.12 終了	彩ネット(株)	彩ネット(株)によるNTT東日本に対する網改造料の支払義務の有無	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT東日本		
平成14年(争)第9号～第23号 H14.7.4 申請 H14.7.23 終了	A社	A社によるVoIPサービスに係るB社等各社との接続に関する事業者間精算の方法	合意により解決 ※あっせん案受諾
	B社等各社		
平成16年(争)第5号～第6号 H16.12.17 申請 H17.2.22 終了	NTT東日本 NTT西日本	NTT東日本及びNTT西日本による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件(接続料等)	合意により解決 (参考)本件申請前の経緯 仲裁申請(仲裁不実行)
	平成電電(株)		

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成17年(争)第2号~第3号 H17.7.8 申請 H17.10.4 終了	A社	A社によるB社及びC社との接続に関する網改造の費用負担(ソフトウェア開発費用全額の預託金)	合意に至らず申請取下げ
	B社		
	C社		
平成18年(争)第1号~第14号 H18.8.9 申請 H19.3.27 終了	A社等各社	A社等各社によるB社との接続に関する網使用料の費用負担	合意に至らず申請取下げ
	B社		
平成21年(争)第2号 H21.10.27 申請 H22.1.14 終了	(有)ナインレイヤーズ	(有)ナインレイヤーズによるNTT西日本との接続に係る債権保全措置の要否	合意により解決
	NTT西日本		
平成23年(争)第1号 H23.5.18 申請 H24.1.23 終了	NTTドコモ	NTTドコモによるソフトバンクモバイル(株)の接続料の算定根拠の開示	あっせん打切り
	ソフトバンクモバイル(株)		
平成23年(争)第2号 H23.6.9 申請 H24.1.23 終了	ソフトバンクモバイル(株)	ソフトバンクモバイル(株)によるNTTドコモの接続料の再精算等	あっせん打切り
	NTTドコモ		
平成23年(争)第3号~第4号 H23.6.9 申請 H24.2.21 終了	ソフトバンクテレコム(株)	ソフトバンクテレコム(株)によるNTT東日本及びNTT西日本との接続に係るジャンパ工事費の見直し	合意により解決
	NTT東日本 NTT西日本		

(3) 接続のための工事・網改造等に関する紛争

ア 接続に必要な工事

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争)第2号 H14.2.12 申請 H14.4.9 終了	ビー・ビー・テクノロジー(株)	ビー・ビー・テクノロジー(株)によるNTT西日本の端末回線との接続に必要なMDFジャンパ工事の方法	あっせん打切り (参考)本件終了後の経過 仲裁申請(仲裁不実行) 総務大臣の接続協議 再開命令申立て
	NTT西日本		

イ 設備の利用・運用

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争)第7号~第8号 H14.4.30 申請 H14.5.10 終了	A社	A社によるB社及びC社の設備に対する工事(A社の上位プロバイダ変更に伴うIPアドレス設定変更)の早期実施	合意により解決
	B社		
	C社		

ウ 接続協定の細目

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成19年(争)第1号～第2号 H19.3.23 申請 H19.4.5 終了	A社	A社によるB社及びC社とのジャンパ線切替工事等に関する接続協定の細目等	あっせん不実行
	B社		
	C社		

(4) 接続に必要な工作物の利用(コロケーション等)に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成13年(争)第1号 H13.12.27 申請 H14.1.25 終了	A社	A社による自社伝送路と他事業者が設置する伝送装置との間の接続(横つなぎ)に必要なB社のコロケーションスペースの利用	合意により解決
	B社		
平成14年(争)第1号 H14.2.1 申請 H14.2.14 終了	イー・アクセス(株)	イー・アクセス(株)によるNTT東日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用	合意により解決 (参考)本件に関連した措置 総務大臣に対する勧告
	NTT東日本		
平成14年(争)第3号 H14.2.12 申請 H14.2.26 終了	イー・アクセス(株)	イー・アクセス(株)によるNTT西日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用等	合意により解決
	NTT西日本		
平成14年(争)第4号 H14.2.13 申請 H14.4.2 終了	イー・アクセス(株)	イー・アクセス(株)によるNTT西日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT西日本		
平成15年(争)第2号 H15.6.11 申請 H15.6.25 終了	平成電電(株)	平成電電(株)によるNTT東日本の設備(MDF)の利用	合意により解決
	NTT東日本		

(5) 卸電気通信役務の提供のための契約の細目に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成25年(争)第1号 H25.10.30 申請 H26.2.13 終了	A社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し	合意により解決 ※あっせん案受諾
	B社		
平成27年(争)第1号 H27.3.10 申請 H27.3.23 終了	A社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る契約の延長	あっせん不実行
	B社		

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成27年(争)第2号 H27.6.9 申請 H27.11.24 終了	A社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し	合意により解決
	B社		
平成28年(争)第1号 H28.4.25 申請 H28.12.28 終了	A社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る契約の締結等	合意により解決 ※あっせん案受諾及び当事者間による合意
	B社		
平成28年(争)第2号 H28.12.2 申請 H28.12.15 終了	A社	A社によるNTTコミュニケーションズ(株)との卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し	あっせん不実行
	NTTコミュニケーションズ(株)		
令和4年(争)第1号～第3号 R4.7.8 申請 R4.11.18 終了	A社等	A社等によるB社との卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し	合意により解決 ※あっせん案を踏まえ、両当事者間で合意が成立
	B社		

(6) 契約締結の媒介その他の業務委託に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成17年(争)第1号 H17.4.14 申請 H17.5.13 終了	イー・アクセス(株)	イー・アクセス(株)によるNTT西日本とのフレッツサービス受付業務の再開	合意により解決
	NTT西日本		
平成30年(争)第1号 H30.10.9 申請 H30.11.6 終了	A社	A社によるB社との取次代理店契約等に関する手数料	あっせん不実行
	B社		

【放送法関係】

地上基幹放送の再放送の同意に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成23年(争)第5号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	松阪市ケーブルシステム	松阪市ケーブルシステムによるテレビ愛知(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	テレビ愛知(株)		
平成23年(争)第6号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	A社	A社によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	B社		
平成23年(争)第7号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	A社	A社によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	B社		
平成24年(争)第1号 H24.9.3 申請 H25.10.31 終了	A組合	A組合によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決
	B社		
平成24年(争)第2号 H24.9.4 申請 H25.10.31 終了	A組合	A組合によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決
	B社		
平成26年(争)第1号 H26.7.23 申請 H26.10.21 終了	大分ケーブルテレコム(株)	大分ケーブルテレコム(株)による九州朝日放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	九州朝日放送(株)		
平成26年(争)第2号 H26.7.23 申請 H26.10.21 終了	大分ケーブルネットワーク(株)	大分ケーブルネットワーク(株)による九州朝日放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	九州朝日放送(株)		
平成26年(争)第3号 H26.7.23 申請 H26.10.21 終了	(株)ケーブルテレビ佐伯	(株)ケーブルテレビ佐伯による九州朝日放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	九州朝日放送(株)		

2 仲裁

【電気通信事業法関係】

(1) 接続に係る費用負担（接続料及び網改造料等）に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成16年(争)第1号～第2号 H16.4.2 申請 H16.4.27 仲裁不実行通知	NTT東日本 NTT西日本	NTT東日本及びNTT西日本による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件(接続料等)	仲裁不実行 <u>(参考)本件終了後の経過</u> あっせん申請(合意により解決)
	平成電電(株)		

(2) 接続のための工事・網改造等に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成15年(争)第1号 H15.2.14 申請 H15.2.21 仲裁不実行通知	ソフトバンクBB(株)	ソフトバンクBB(株)によるNTT西日本の端末回線との接続に必要なMDFジャンパ工事の方法	仲裁不実行 <u>(参考)本件申請前の経緯</u> あっせん申請(あっせん打切り) <u>(参考)本件終了後の経過</u> 総務大臣の接続協議再開命令申立て
	NTT西日本		

Ⅱ 総務大臣からの諮問に対する審議・答申

【電気通信事業法関係】

(1) 接続協定等に関する協議命令

答申日等	事案の概要等
平成15年8月20日 電委第57号 H15.7.16 諮問 H15.8.20 答申	ソフトバンクBB(株)からの申立てを受けた、DSLサービス提供のためのNTT西日本との接続に関する接続協議再開命令(平成15年5月16日申立て) 〈参考〉本答申前の経緯 あっせん申請(あっせん打ち切り) 仲裁申請(仲裁不実行)
平成22年7月8日 電委第42号 H22.6.29 諮問 H22.7.8 答申	生活文化センター(株)からの申立てを受けた、直収パケット交換機接続(レイヤ2接続)等についての、NTTドコモとの接続に関する接続協議再開命令(平成22年1月25日申立て) 〈参考〉本答申前の経緯 あっせん申請(あっせん不実行)
平成29年1月27日 電委第4号 H28.12.8 諮問 H29.1.27 答申	日本通信(株)からの申立てを受けた、ソフトバンク(株)が販売したSIMロックがなされた端末及びSIMロックがかかっていない端末との間の伝送交換を可能とするための、ソフトバンク(株)との接続に関する接続協議再開命令(平成28年9月29日申立て)

(2) 接続協定等に関する細目の裁定

答申日等	事案の概要等
平成14年11月5日 電委第115号 H14.9.20 諮問 H14.11.5 答申	平成電電(株)からの申請を受けた、NTTドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定(平成14年7月18日申請) 〈参考〉本答申に関連した措置 総務大臣に対する勧告
平成19年11月22日 電委第69号 H19.9.21 諮問 H19.11.22 答申	日本通信(株)からの申請を受けた、NTTドコモとの相互接続によるMVNO事業に関する裁定(平成19年7月9日申請) 〈参考〉本答申に関連した措置 総務大臣に対する勧告
令和2年6月12日 電委第32号 R2.2.4 諮問 R2.6.12 答申	日本通信(株)からの申請を受けた、NTTドコモとの卸電気通信役務の提供に関する裁定(令和元年11月15日申請)

(3) 土地等の使用に関する協議認可

答申日等	事案の概要等
平成14年7月30日 電委第95号 H14.6.17 諮問 H14.7.30 答申	モバイルインターネットサービス(株)からの申請を受けた、無線LANサービスの役務提供のためのJR東日本の土地等の使用に関する協議認可(平成14年3月19日申請)

(4) 電気通信事業者に対する業務改善命令

答申日等	事案の概要等
平成14年4月19日 電委第60号 H14.4.18 諮問 H14.4.19 答申	KDDI(株)に対する、子会社である第二種電気通信事業者を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供についての業務改善命令(平成14年4月19日命令)
平成16年2月4日 電委第8号 H16.1.29 諮問 H16.2.4 答申	KDDI(株)に対する、子会社であるKCOM(株)を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供についての業務改善命令(平成16年2月5日命令)
平成22年2月4日 電委第19号 H22.1.28 諮問 H22.2.4 答申	NTT西日本に対する、他の電気通信事業者等に関する情報の取扱いについての業務改善命令(平成22年2月4日命令)

【放送法関係】

地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定

答申日等	事案の概要等
平成25年6月26日 電委第54号 H25.1.30 諮問 H25.6.26 答申	(株)ひのきによる讀賣テレビ放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意に関する裁定(平成25年7月23日裁定) [※]

※ 総務大臣裁定後の経過

- ・H25. 8. 9: (株)ひのきが、総務大臣に対して一部区域についての不同意裁定の取消しを求める異議申立て。
- ・H27. 2. 25: 総務大臣が(株)ひのきからの異議申立てを棄却。
- ・H27. 6. 2: (株)ひのきが、東京高等裁判所に棄却決定の取消訴訟を提起。
- ・H29. 12. 7: 東京高等裁判所が(株)ひのきからの棄却決定の取消請求を認容する判決。
- ・H30. 9. 6: 最高裁判所が国による上告受理申立てを不受理とする旨の決定。
- ・H30. 9. 21: 総務大臣が裁定手続きを再開。
- ・H30. 10. 25: 讀賣テレビ放送(株)が区域外再放送に任意同意したことを踏まえ、総務大臣が裁定の拒否処分。
- ・H31. 1. 8: (株)ひのきが、総務大臣に対して拒否処分について審査請求。
- ・R 3. 1. 15: 総務大臣が(株)ひのきの審査請求を棄却。

Ⅲ 総務大臣に対する勧告

【電気通信事業法関係】

発出	概要等
平成14年2月26日 電委第32号	コロケーションのルール改善に向けた勧告 <u>〈参考〉本勧告の関連事案</u> イー・アクセス(株)によるNTT東日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用に関するあっせん申請(合意により解決)
平成14年11月5日 電委第115号	接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告 <u>〈参考〉本勧告の関連事案</u> 平成電電(株)からの申請を受けた、NTTドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定
平成19年11月22日 電委第69号	接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告 <u>〈参考〉本勧告の関連事案</u> 日本通信(株)からの申請を受けた、NTTドコモとの相互接続によるMVNO事業に関する裁定

(注) 実際の紛争は、内容が複雑に絡み合っており、以上の分類は厳密なものではない。

紛争処理対象分野の動向

- 1 電気通信事業の市場動向
- 2 電気通信事業に関する規律
- 3 電波利用の動向
- 4 放送事業の動向

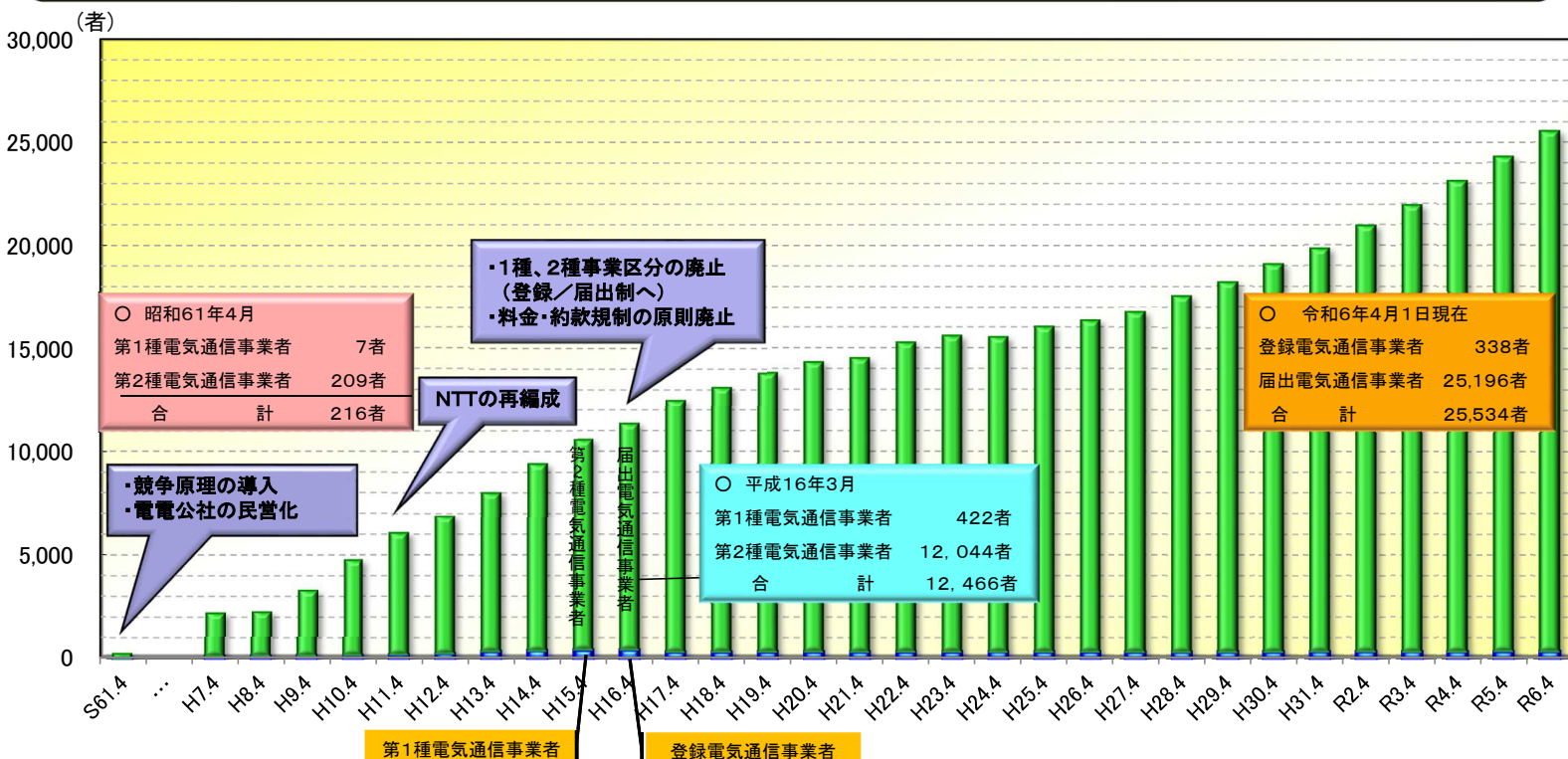
本編で使用している資料は、総務省情報流通行政局、総合通信基盤局及び電気通信紛争処理委員会事務局で作成した資料をもとに構成されている。

1 電気通信事業の市場動向

- (1) 電気通信事業者数の推移
- (2) 国内の電気通信業界の主な変遷
- (3) 電気通信事業者等の売上高の状況
- (4) 電気通信市場における環境変化
- (5) ブロードバンドサービスの契約数の推移
- (6) 固定通信トラフィックと移動通信トラフィック
- (7) 移動系通信の契約数における事業者別シェアの推移
- (8) 固定系ブロードバンドサービス契約数における事業者別シェアの推移
- (9) MVNOサービスの契約数の推移
- (10) MVNOサービスの区分別契約数・事業者数
- (11) NTT東西による光回線の卸売サービスの概要
- (12) NTT東西による光回線の卸売サービスの契約数
- (13) NTT東西による光回線の卸売サービスの卸先事業者数
- (14) NTT東西のFTTH契約数及び当該契約数に占める卸売サービスの契約数比率
- (15) インターネット附随サービス業

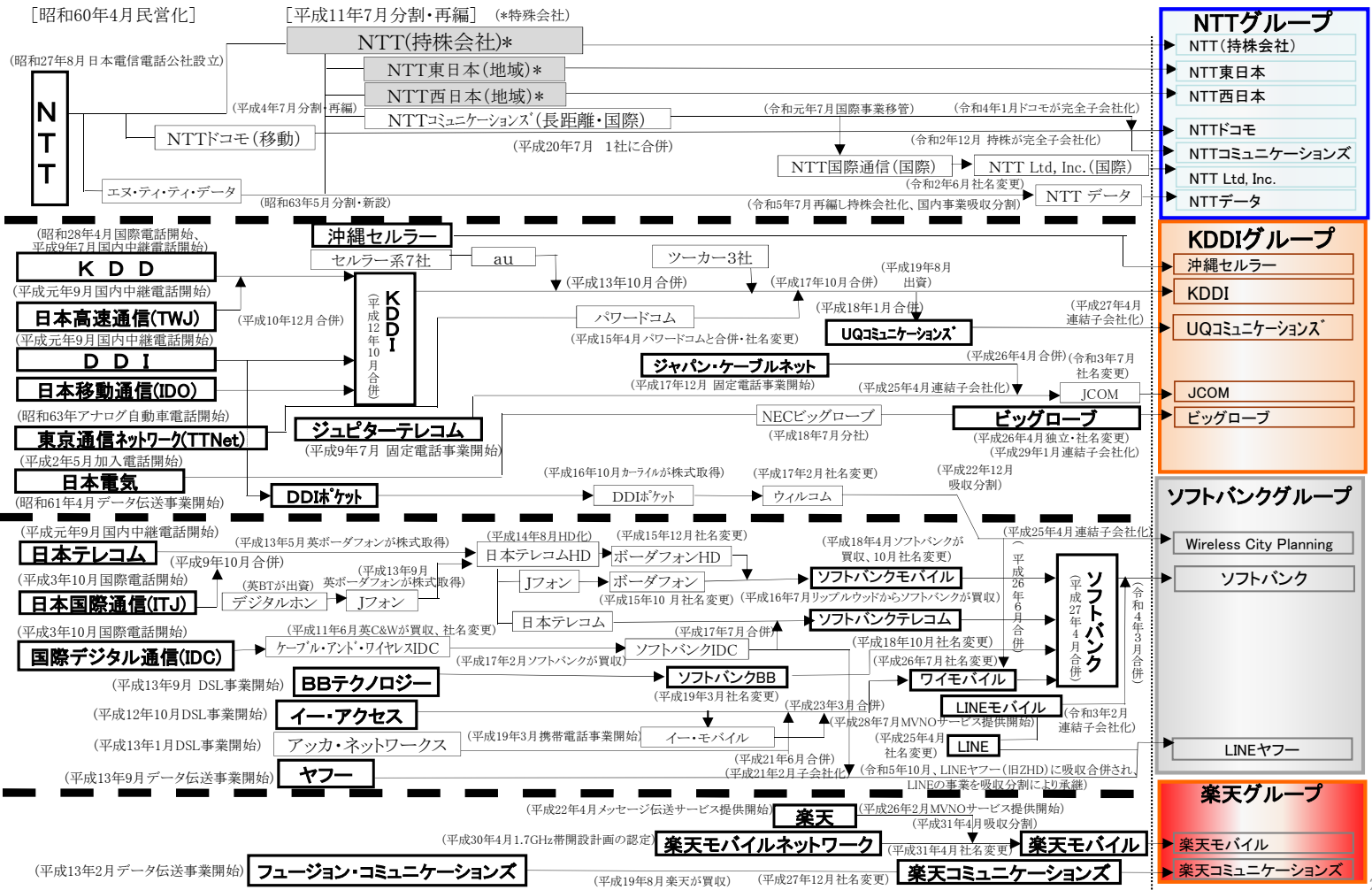
1-1 電気通信事業者数の推移

- ・昭和60年以降、電気通信事業者数は大幅に増加し、令和6年4月1日現在、2万5534者が参入。
- ・その大半(約99%)は届出電気通信事業者。



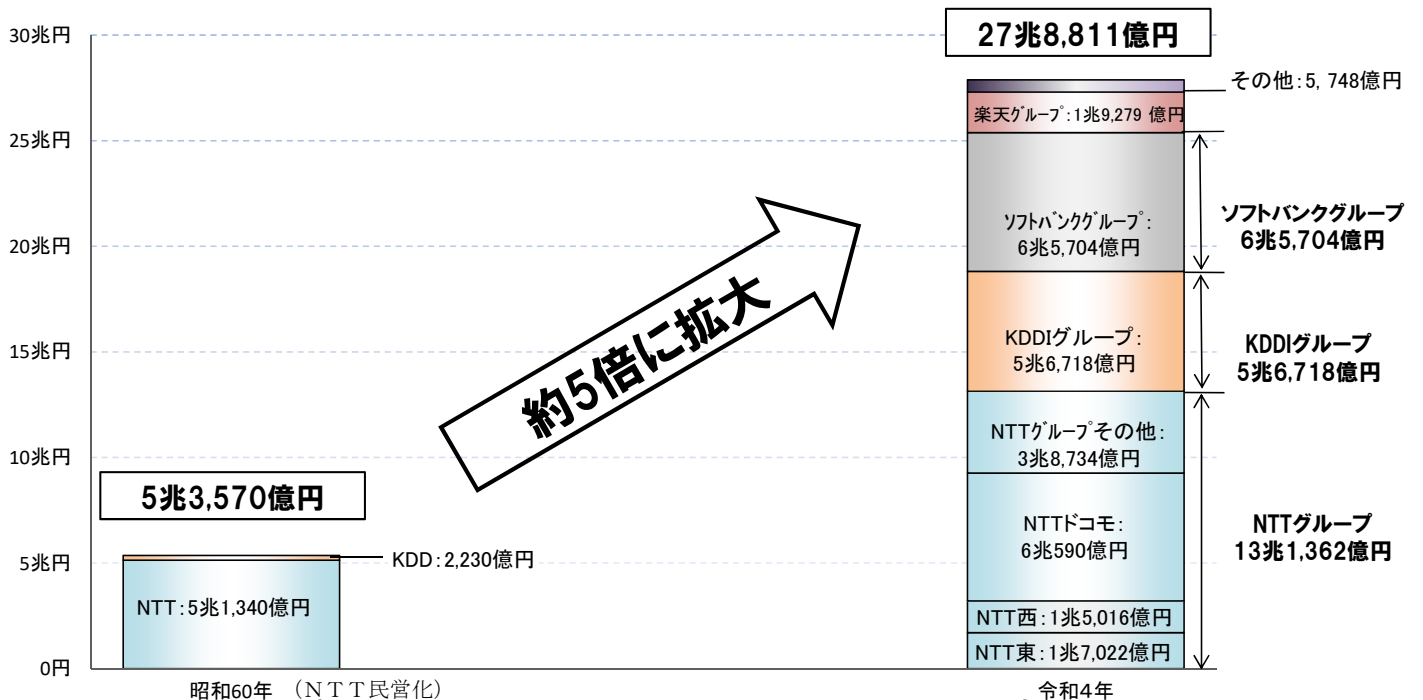
(注) 登録電気通信事業者とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者のうち総務省令で定める規模(端末系伝送路設備の設置の区域が一の市町村(特別区を含む。))を超えるか、又は中継系伝送路設備の設置区域が一の都道府県を越えるもの)以上の電気通信事業者。
届出電気通信事業者とは、それ以外の電気通信事業者。

1-2 国内の電気通信業界の主な変遷



1-3 電気通信事業者等の売上高の状況(令和4年度)

- 昭和60年から、主要な電気通信事業者の売上高は約5倍に拡大。
- NTTグループのほか、KDDIグループ、ソフトバンクグループ等も売上の拡大に貢献。

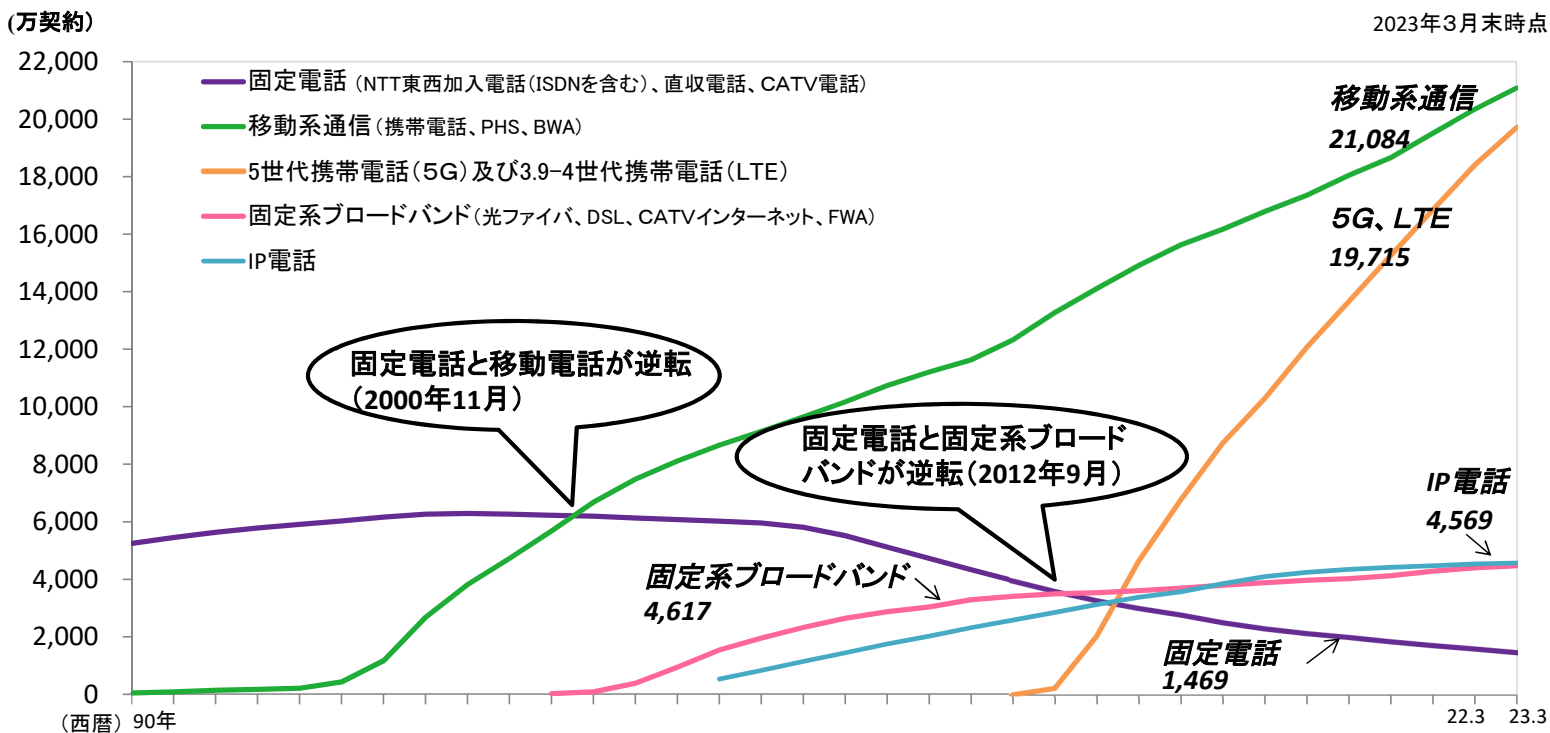


約5倍に拡大

※ 各事業者の決算資料等に基づき総務省にて作成。
 ※ 国内事業者(国内事業者の海外子会社を含む)が海外で行う事業の売上を含む。
 ※ その他には、「電力系通信事業者」「スカパーJSAT(株)」を含む。

1-4 電気通信市場における環境変化

- 固定電話契約数は、2012年(平成24年)9月に固定系ブロードバンドに逆転され、1997年(平成9年)11月のピーク時(6,322万件)の約25%に減少(1,469万契約)。
- 移動系通信の契約数は、2000年(平成12年)11月に固定電話契約数を抜き、2億契約を超える。



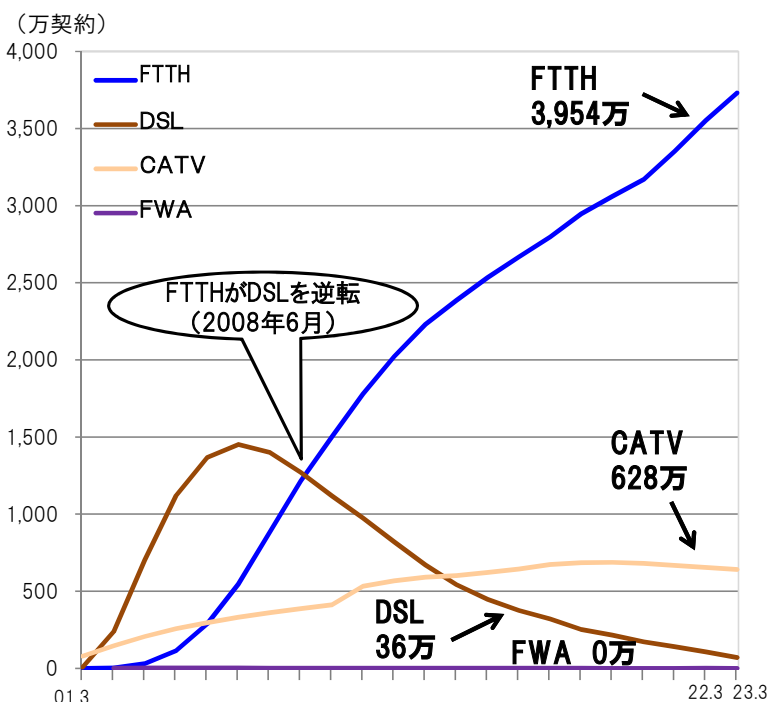
注1: 各年は3月末時点の数字。

注2: 移動系通信は、2013年度第2四半期以降グループ内取引調整後の契約数、2013年度第4四半期以降は携帯電話、PHSに加えBWAを含む契約数。

1-5 ブロードバンドサービスの契約数の推移

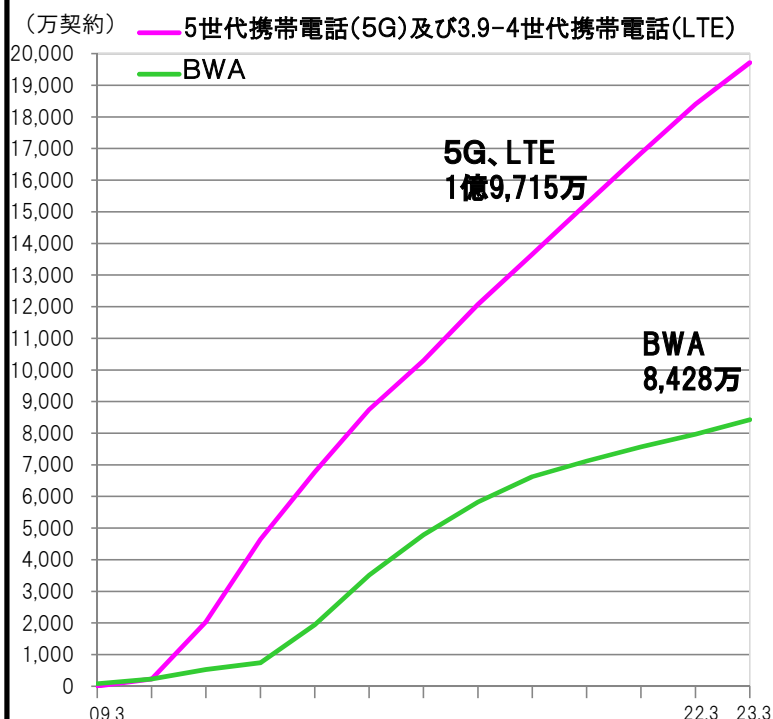
固定系

- FTTH(光ファイバ)は、2008年6月にDSL契約数を超え、現在、固定系ブロードバンド全体の約86%を占める。



移動系

- 5世代携帯電話(5G)及び3.9-4世代携帯電話(LTE)アクセスサービスの契約数は、前年同期比約1.1倍に増加。



※ 各年は3月末時点の数字。

※ 2010年におけるCATVアクセスサービスについては、一部事業者より集計方法の変更が報告されたため、前年度との間で変動が生じている。

※ FWA: Fixed Wireless Access (固定無線アクセス)

※ DSL: Digital Subscriber Line (デジタル加入者線)

2023年3月末時点

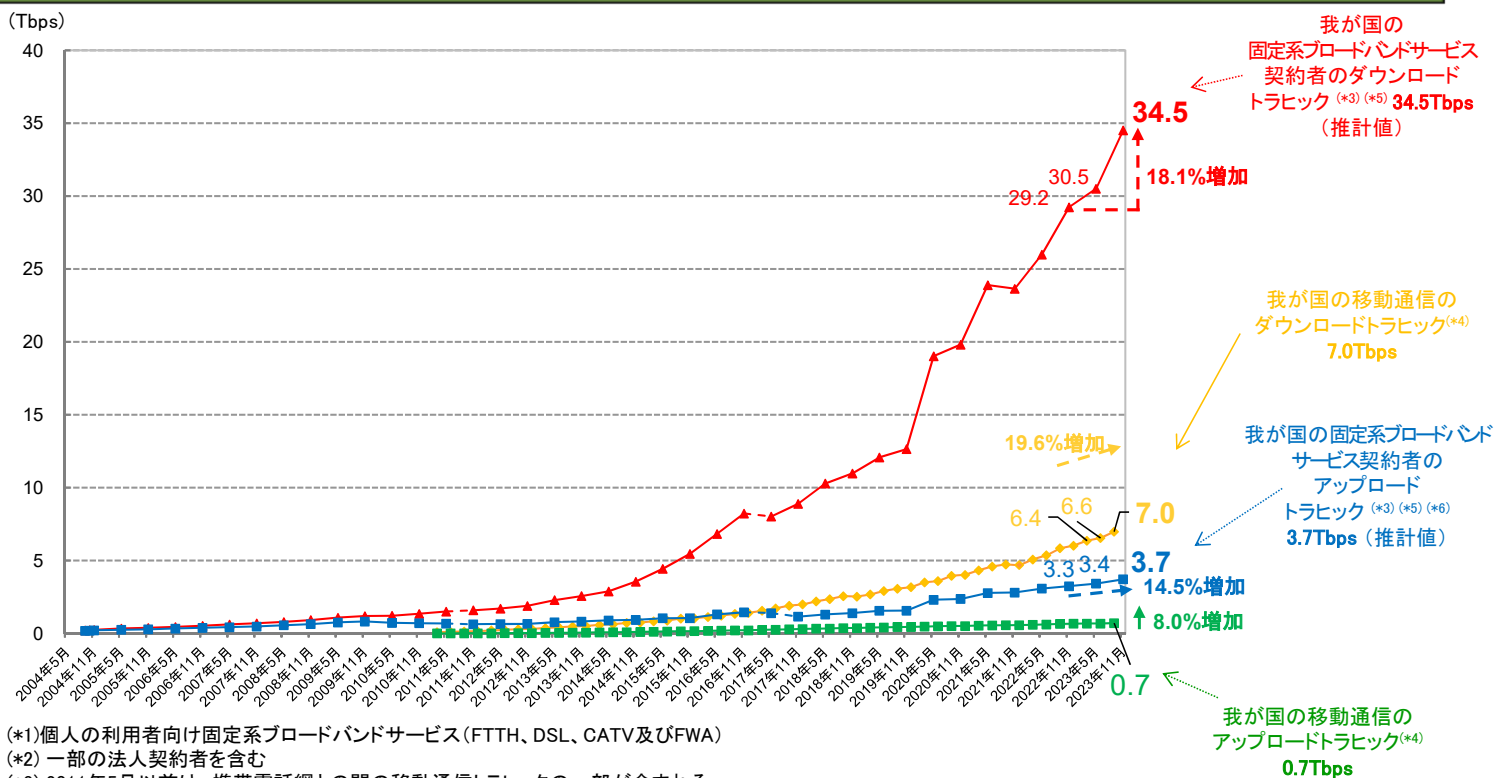
※ 各年は3月末時点の数字。

※ BWA: Broadband Wireless Access (広帯域移動無線アクセス)

2023年3月末時点

1-6 固定通信トラフィックと移動通信トラフィック

○我が国の固定系ブロードバンドサービス^{(*)1}契約者^{(*)2}の総ダウンロードトラフィックは前年同月比18.1%増。
 (2023年11月時点)
 ○我が国の移動通信の総ダウンロードトラフィックは前年同月比19.6%増。(2023年9月時点)



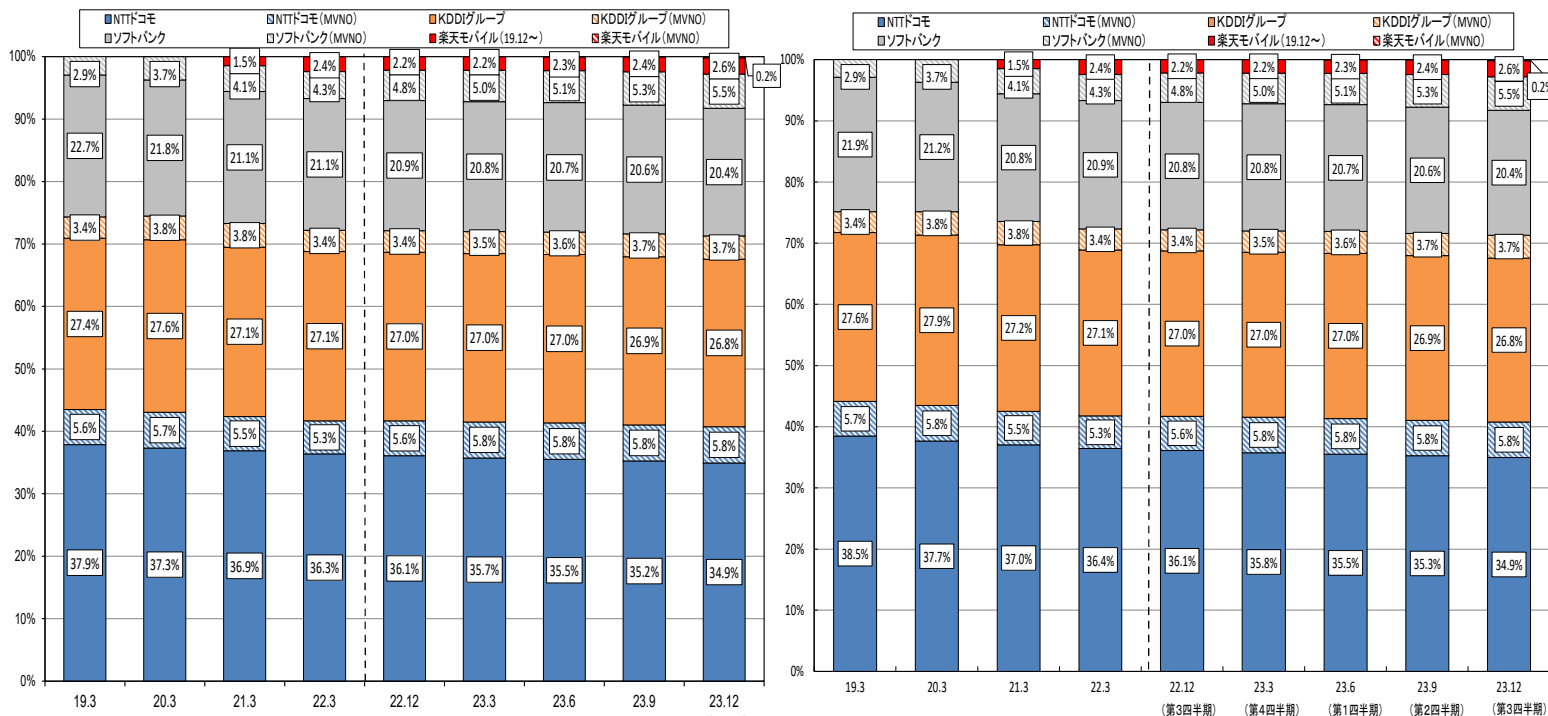
(*)1 個人の利用者向け固定系ブロードバンドサービス (FTTH、DSL、CATV及びFWA)
 (*)2 一部の法人契約者を含む
 (*)3 2011年5月以前は、携帯電話網との間の移動通信トラフィックの一部が含まれる
 (*)4 『総務省 我が国の移動通信トラフィックの現状(令和5年9月分)』より引用(3月、6月、9月、12月に計測)
 (*)5 2017年5月から協力ISPが5社から9社に増加し、9社からの情報による集計値及び推計値としたため、不連続が生じている
 (*)6 2017年5月から11月までの期間に、協力事業者の一部において計測方法を見直したため、不連続が生じている

1-7 移動系通信の契約数における事業者別シェアの推移

移動系通信の契約数における事業者別シェアは、NTTドコモ34.9%、KDDIグループ26.8%、ソフトバンク20.4%、楽天モバイル2.6%。

【移動系通信】

(参考) 【携帯電話】

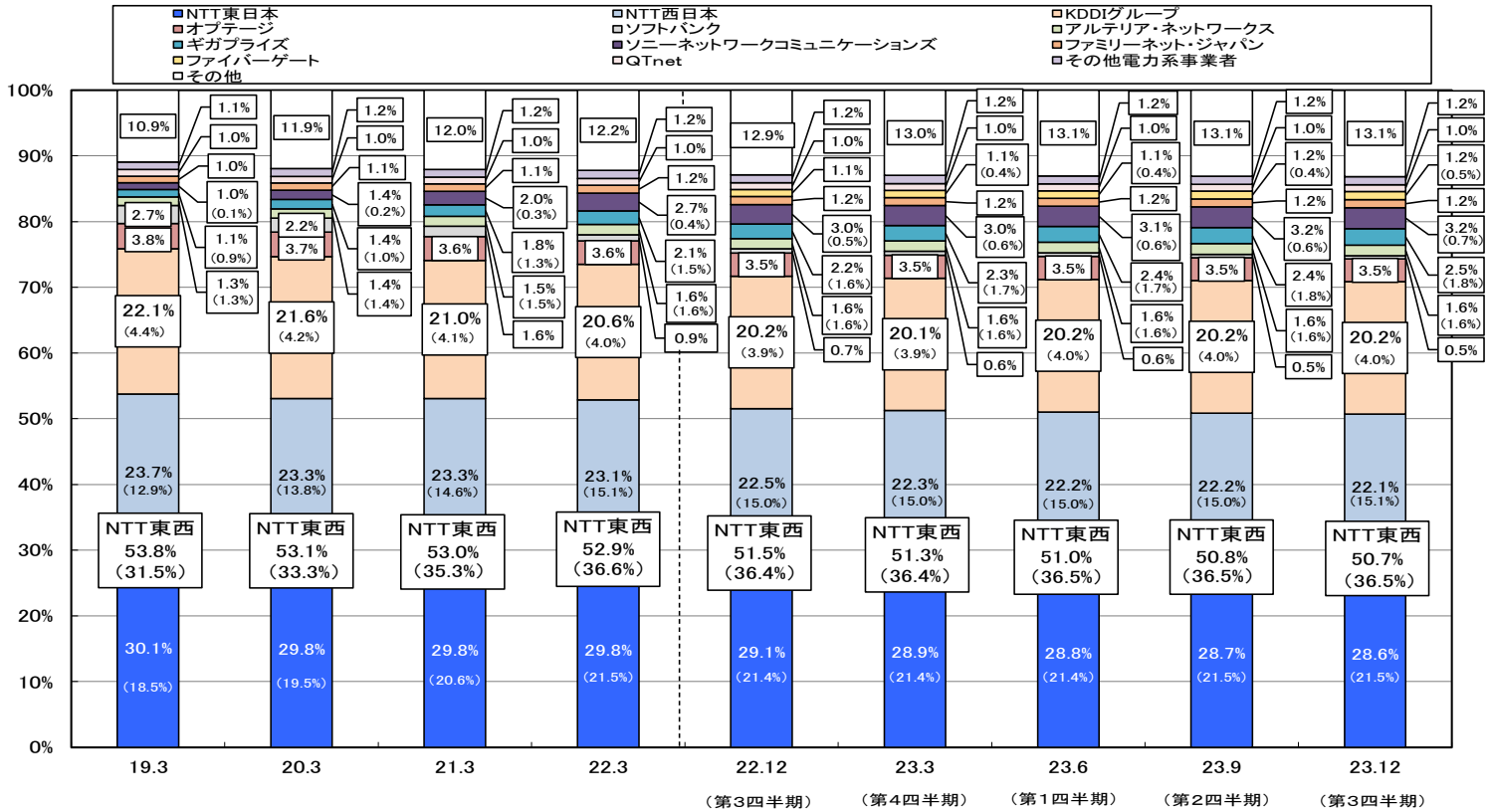


注1: MNOが、同じグループに属する他のMNOの提供する移動系通信サービス(第4四半期)と提供元(第3四半期)との間で、このページにおいて同じ。
 注2: 「KDDIグループ」には、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズが含まれる。
 注3: MVNOのシェアを提供元のMNOグループごとに合算し、当該MNOグループ名の後に「(MVNO)」と付記して示している。以下このページにおいて同じ。
 注4: 楽天モバイルが提供するMVNOサービスは、「NTTドコモ(MVNO)」及び「KDDIグループ(MVNO)」に含まれる。このページにおいて同じ。

注: 「KDDIグループ」には、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズ(2020年度第2四半期まで)が含まれる。

1-8 固定系ブロードバンドサービスの契約数における事業者別シェアの推移

固定系ブロードバンドサービスの契約数におけるNTT東西のシェアは、14.1%。

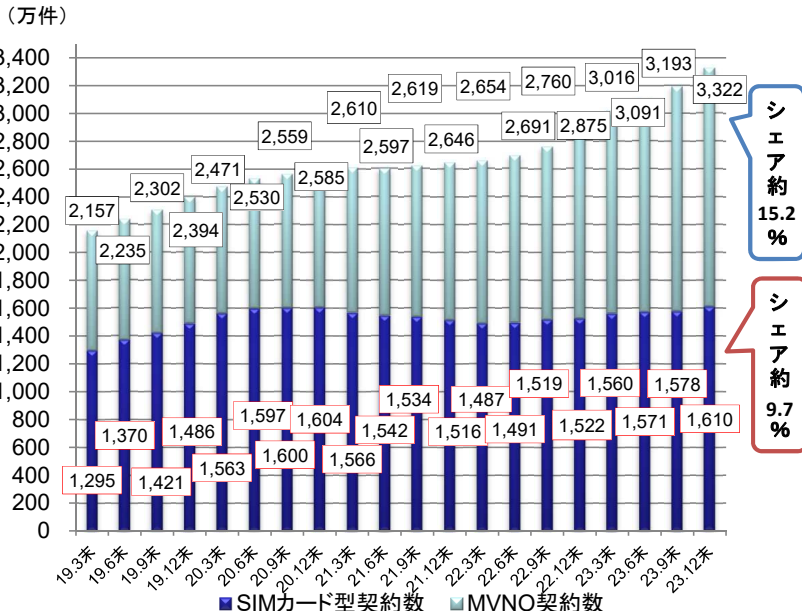


注1:この事業者別シェアはFTTH、DSL及びCATVインターネット(同軸・HFC)を対象としており、FWAを含んでいない。
 注2:「KDDIグループ」には、KDDI、沖縄セルラー、JCN、CTC、OTNet及びUJ:COMグループが含まれる。
 注3:「その他電力系事業者」には、STNet及びびエネコムが含まれる。
 注4:括弧内は、卸電気通信業務の提供に係るシェア。
 注5:ケイ・オプティコムはオプテージに社名変更(2019年第1四半期)。
 (出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

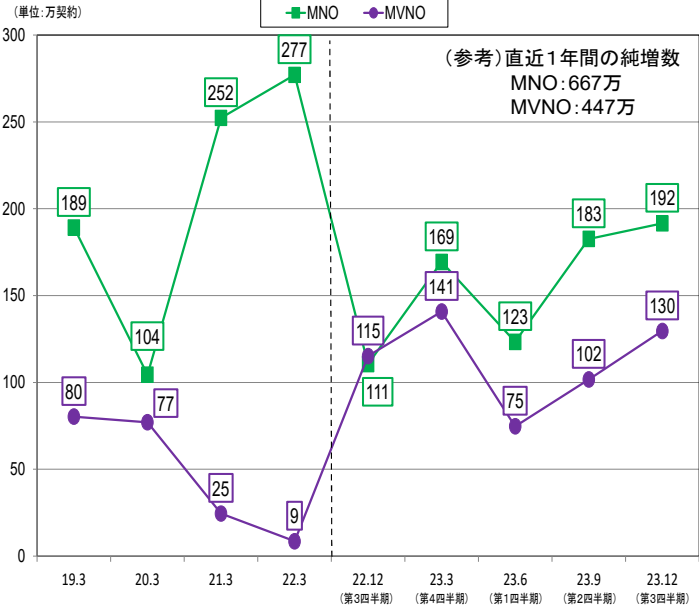
1-9 MVNOサービスの契約数の推移

2023年12月末の契約数は3,322万件(前年同期比+15.5%)であり、増加している。

【MVNOサービスの契約数の推移】



【移動系通信の契約数におけるMNO・MVNO別の純増減数の推移】



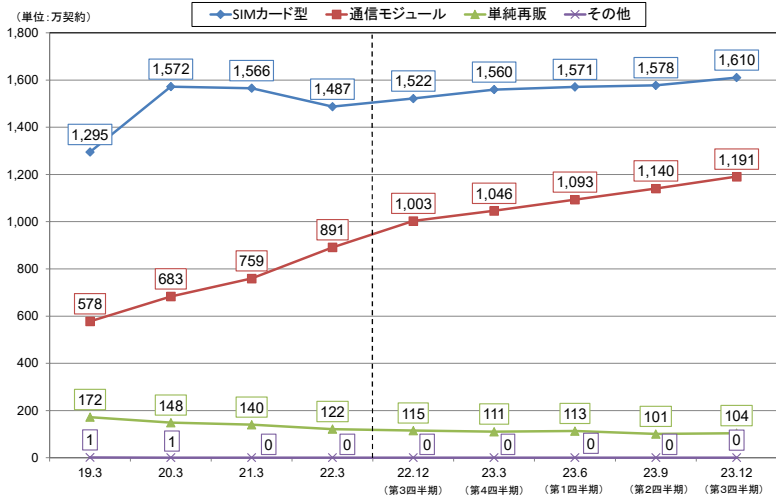
※SIMカード型:MNOとは異なる独自の料金プランのデータ・音声サービスをSIMカードを使用して提供する形態
 出典:総務省資料

1-10 MVNOサービスの区分別契約数・事業者数

・契約数が3万以上のMVNOのサービスの区分別契約数はSIMカード型が1,610万(前期比+2.1%、前年同期比+5.8%)、通信モジュールが1,191万(前期比+4.4%、前年同期比+18.7%)となっている。

・一次MVNO※1サービスの事業者数は846(前期比+17者、前年同期比+87者)となっている。二次以降のMVNO※2サービスの事業者数は1,044(前期比+39者、前年同期比+70者)となっている。

【MVNOサービスの区分別契約数】



注1: 提供している契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。
 注2: それぞれの区分については以下のとおり。
 ・SIMカード型: SIMカードを使用してMVNOサービスを提供している場合(SIMカードが製品に組み込まれている場合を含む。)で、自ら最終利用者に提供しているもの。
 ・通信モジュール: 特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているモジュール向けに提供している場合で、自ら最終利用者に提供しているもの。
 ・単純再販: MNOが提供するサービスと同内容のMVNOサービスを提供している場合で、自ら最終利用者に提供しているもの。
 ・その他: 「再卸」、「SIMカード型」、「通信モジュール」及び「単純再販」のいずれにも属さないMVNOサービス。

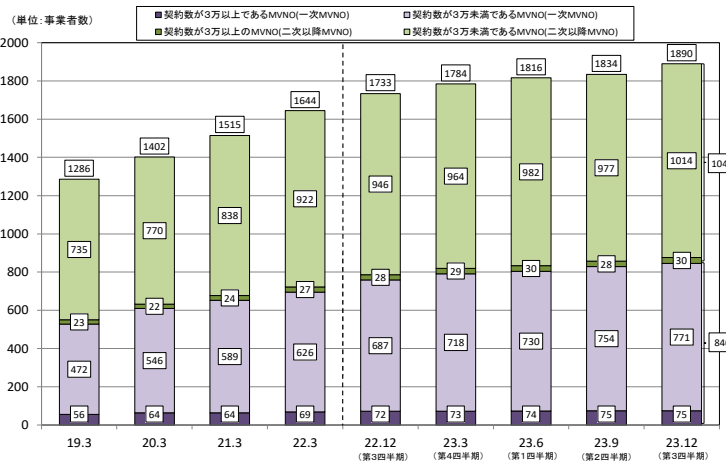
【MVNOサービス区分「再卸」の契約数の推移】 (単位:万契約)

区分	19.3	20.3	21.3	22.3	22.12	23.3	23.6	23.9	23.12
再卸	970	1083	1003	1004	1151	1204	1273	1283	1283

注: 提供している契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。

※1 MNOから直接回線の提供を受けるMVNO。 ※2 MVNOから回線の提供を受けるMVNO。

【MVNOサービスの事業者数】



注1: MNO、一次MVNO及び提供している契約数が3万以上の二次以降MVNOからの報告を基に作成。
 注2: 契約数3万未満である二次以降のMVNOのみから回線の提供を受けている契約数3万未満のMVNOの事業者数は含まない。

【MVNOサービスの区分別事業者数】

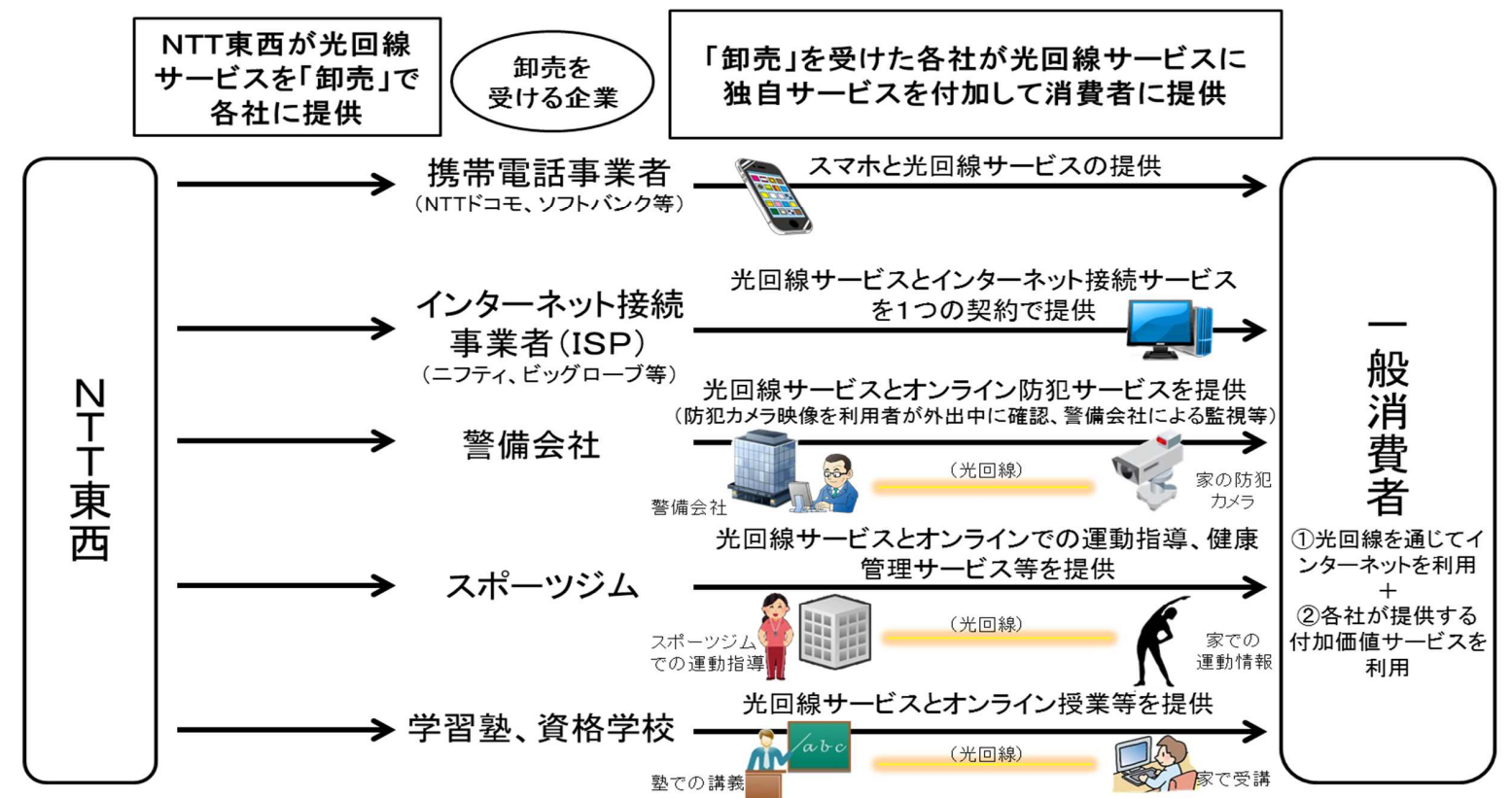
区分	19.3	20.3	21.3	22.3	22.12	23.3	23.6	23.9	23.12
SIMカード型	52 (27)	57 (34)	57 (31)	80 (32)	82 (33)	85 (35)	89 (37)	71 (40)	72 (40)
通信モジュール	22 (16)	25 (17)	24 (17)	29 (22)	31 (24)	31 (24)	31 (24)	31 (25)	32 (25)
単純再販	26 (19)	27 (19)	28 (20)	30 (18)	29 (17)	30 (17)	30 (18)	28 (17)	28 (17)
その他	3 (2)	3 (2)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
再卸	41 (29)	48 (32)	46 (32)	52 (38)	52 (37)	55 (37)	57 (38)	57 (38)	57 (38)

注1: 提供している契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。
 注2: 複数のサービスを提供する事業者については、それぞれの区分毎に事業者数を計上している。
 注3: 括弧内はそれぞれの区分に係るサービスの提供に当たり、MNOから直接回線の提供を受けるMVNOの事業者数。

(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

1-11 NTT東西による光回線の卸売サービスの概要

NTT東日本・西日本は、平成27年2月より、光回線の卸売サービスの提供を開始。

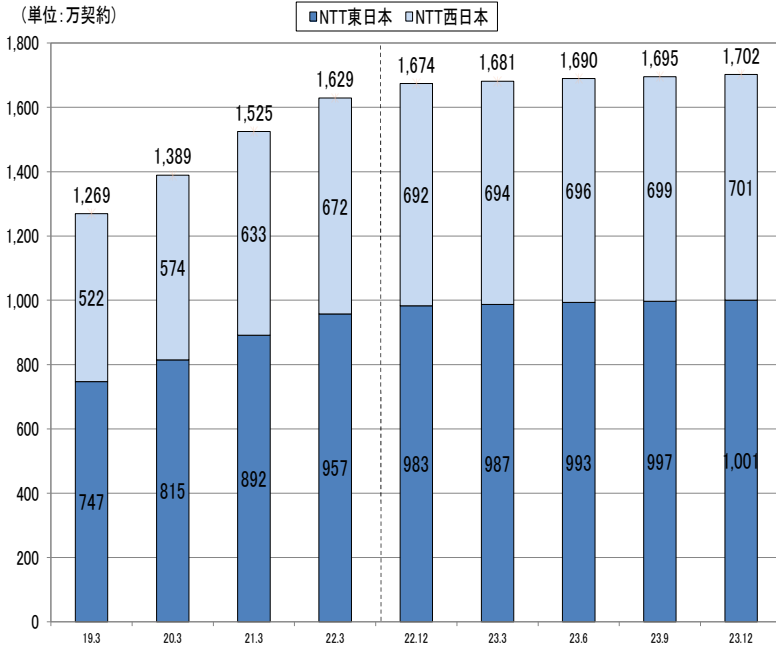


1-12 NTT東西による光回線の卸売サービスの契約数

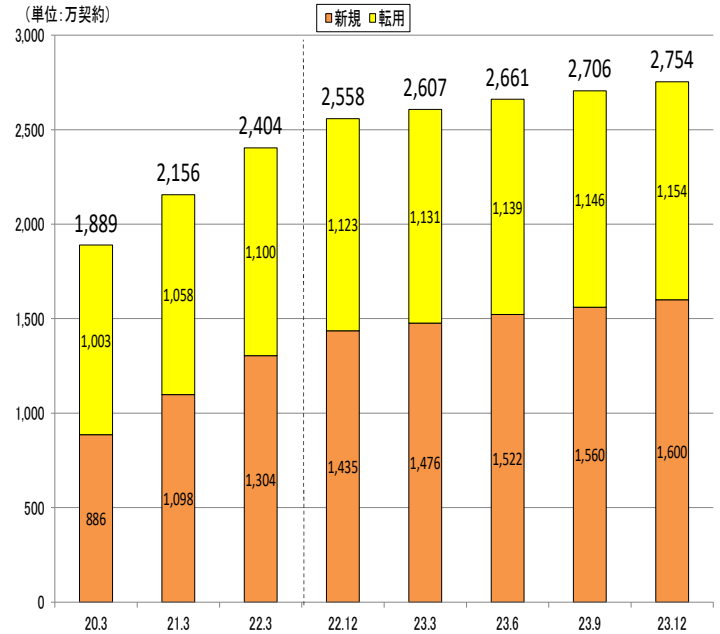
- ・NTT東西による光回線の卸売サービスの契約数は、NTT東西合計で1,702万(2023年12月末)。
- ・NTT東西別でみると、NTT西日本に比べ、NTT東日本が提供する契約数の方が大きく、全契約数の約59%。
- ・新規の開通数の割合が徐々に増加しているが、全開通数の約42%が転用※。

※転用:「フレッツ光」を利用中のユーザーが電話番号等を変更することなく卸先事業者の提供するサービスに切り替えること

【契約数の推移】



【累計開通数の推移】



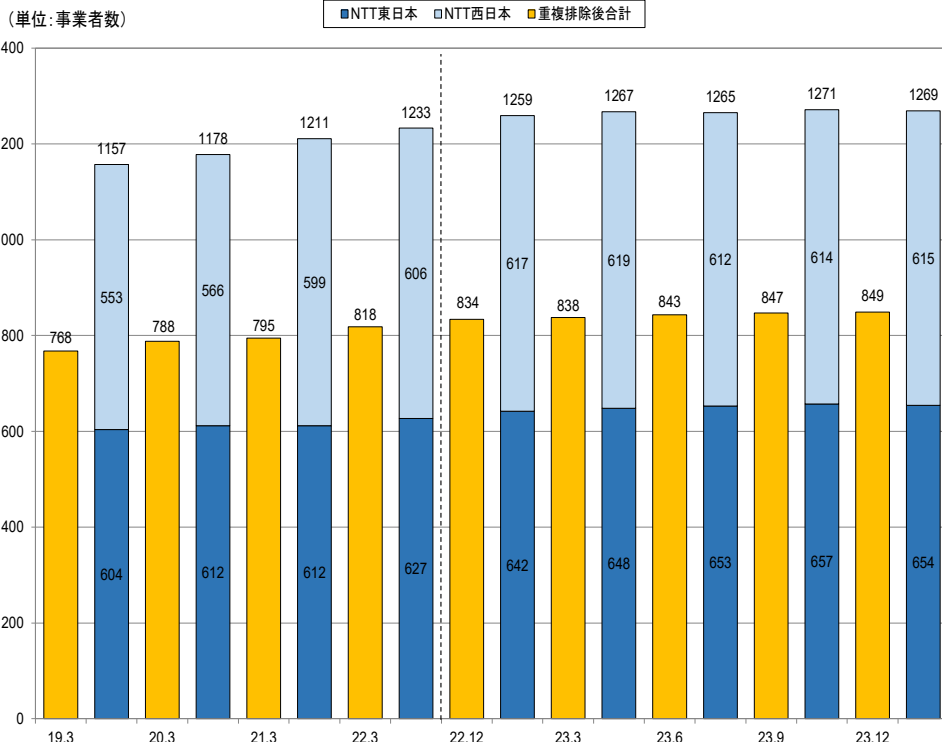
注1: 数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値等が一致しない場合がある。

注2: NTT東西において卸解約数の新規・転用別の内訳を集計していないため、卸契約数の新規・転用別の内訳は不明。

(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

1-13 NTT東西による光回線の卸売サービスの卸先事業者数

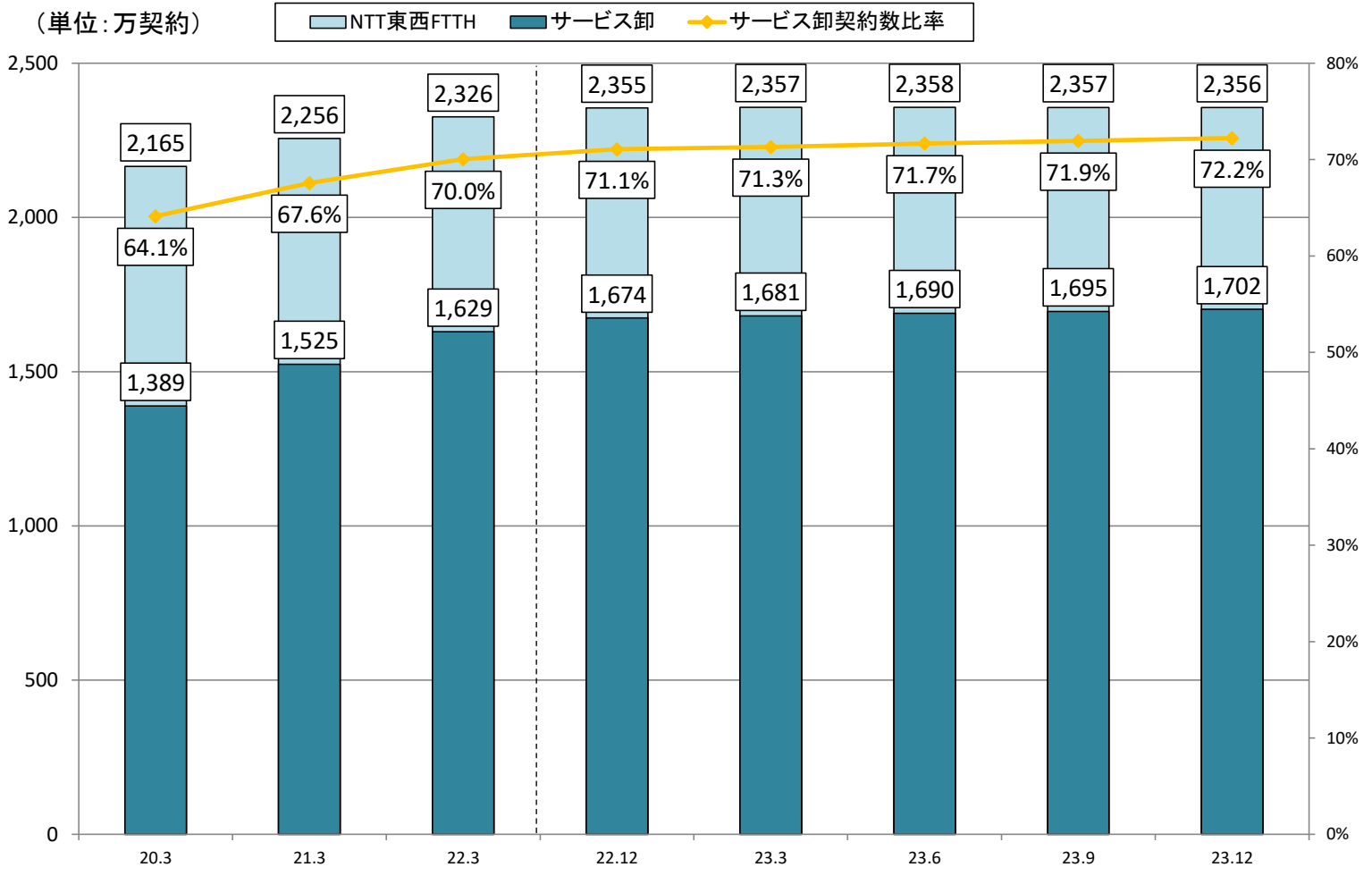
- ・卸先事業者数は、NTT東西の両者から卸電気通信役務の提供を受けている事業者の重複を排除した場合には849者。重複を排除しない単純合算の場合では1,269者(2023年12月末)。
- ・卸先事業者の約半数(420者)に対し、NTT東西の両者が卸電気通信役務を提供。



(参考) 事業者の分類(主な業種による分類)

- MNO : 3者
- CATV事業者 : 87者
- ISP・MVNO事業者 : 640者
- その他事業者 : 119者

1-14 NTT東西のFTTH契約数及び当該契約数に占めるサービス卸の契約数比率



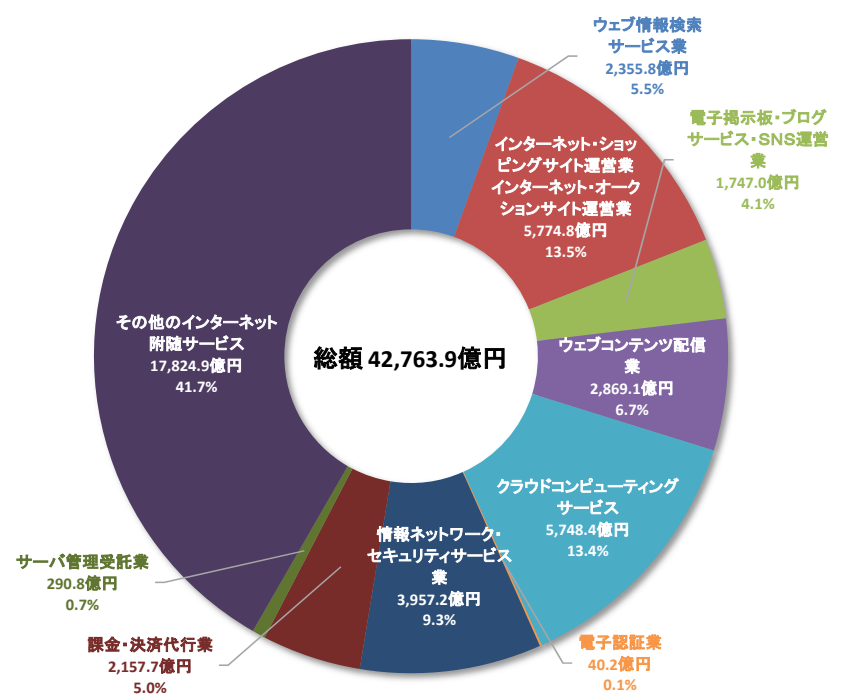
1-15 インターネット附随サービス業

- ◆ 2022年度売上高は、全体では4兆2764億円（前年度比21.9%増）で、前年の最高値を更新。
- ◆ サービス別でみると、課金・決済代行業（同992.5%増）、情報ネットワーク・セキュリティサービス業（同156.3%増）が大幅に増加。他方、電子認証業（同72.2%減）、ウェブコンテンツ配信業（同47.6%減）など、減少しているものも見られる。

売上高推移



売上高(サービス別)



(出典) 「情報通信業基本調査」(H26(2014)～2023) (※)に基づき作成
 ※ 2021年調査までは経済産業省と総務省との共管実施、2022年調査からは総務省単独実施 <https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/joho/osirase220523.html>

2 電気通信事業に関する規律

- (1) 現行の電気通信事業法による規律の概要
- (2) 電気通信事業に関する規律
- (3) 現行のNTT法の枠組み
- (4) 市場支配力を有する電気通信事業者に対する禁止行為
- (5) 指定電気通信設備制度の枠組み
- (6) 指定電気通信設備の範囲
- (7) 接続義務・接続拒否事由
- (8) NTT東西の接続料の算定方式
- (9) 長期増分費用方式に基づく接続料の推移
- (10) 加入光ファイバの接続料
- (11) 加入光ファイバ接続料の推移
- (12) モバイル接続料の推移
- (13) 卸電気通信役務と接続の違い
- (14) NTT東西の光回線の卸売サービスに関するガイドラインの概要
- (15) 指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドラインの概要
- (16) MVNOガイドラインの概要
- (17) 事業者間協議の円滑化に関するガイドラインの概要
- (18) 接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針の概要
- (19) コンテンツ配信事業者等に係る紛争

2-1 現行の電気通信事業法による規律の概要

		電気通信事業者	
		第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(固定系)	第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(移動系)
参入・退出規制 外資規制		【参入】 登録 (①端末系伝送路設備の設置区域が一の市町村(特別区を含む。)の区域を超える場合、または②中継系伝送路設備の設置区間が一の都道府県の区域を超える場合) 上記以外の場合は届出 【退出】 事後届出 (利用者に対しては予め相当の期間をおいて周知が必要) 【外資規制】 なし (NTT持株に対しては3分の1の外資規制)	
	料金・約款規制	原則として自由 【基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス:国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき役務)】 契約約款の作成、届出	【指定電気通信役務(※1)】 保障契約約款の作成、届出 【特定電気通信役務(※2)】 プライスキャップ規制(上限価格規制)
利用者保護	事業休廃止の際の利用者に対する事前周知義務、電気通信役務の提供条件に関する説明義務、苦情等に関する適切・迅速な処理義務		
非対称規制	接続規制	電気通信回線設備を設置する全ての事業者に対し、接続請求応諾義務	
	行為規制	なし	【禁止行為】 ・接続情報の目的外利用・提供 等 【特定関係事業者(NTTコム及びNTTドコモ)との間の禁止行為】 ・役員兼任 等
ユニバーサルサービス制度	【ユニバーサルサービスの範囲】 加入電話(加入電話に相当する料金で提供される光IP電話及びワイヤレス固定電話を含む)、第一種公衆電話、事前設置型災害時用公衆電話、緊急通報 【制度の仕組み】 適格電気通信事業者に対し、基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合に、その費用の一部に充てるための交付金を交付		

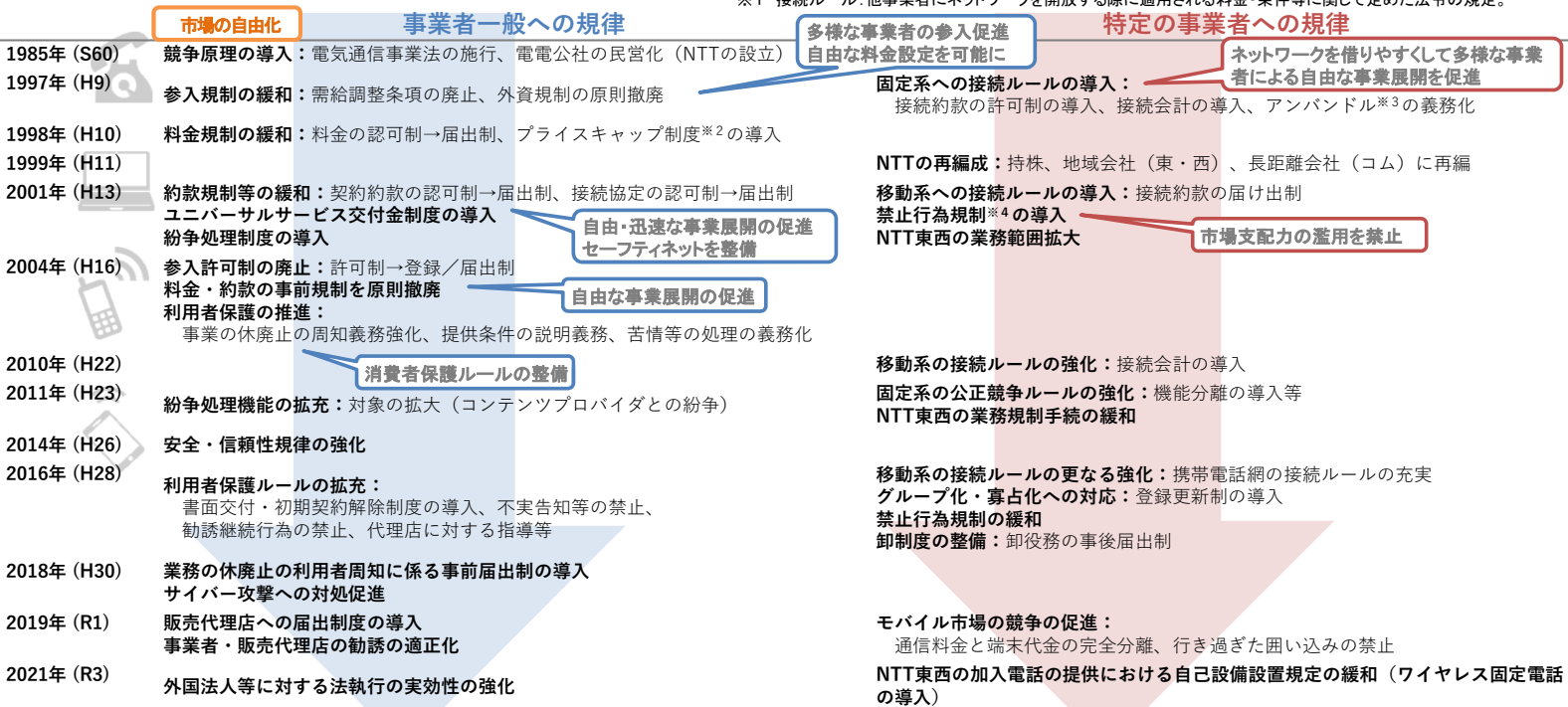
(※1) 指定電気通信役務＝第一種指定設備を用いて提供する役務であって、他の事業者による代替的な役務が十分に提供されない役務:NTT東西の加入電話・ISDN、専用線、フレッツ光、ひかり電話、フレッツISDN等

(※2) 特定電気通信役務＝指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務:NTT東西の加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金、通話料・通信料、番号案内料)等

2-2 電気通信事業に関する規律

- 一般の事業者に対しては、自由で多様な事業展開を可能とするため、新規参入や料金に関する事前規制を緩和（現在では、利用者向け料金の事前規制は原則撤廃）する一方で、消費者保護ルールを充実。
- 特定の事業者（主要なネットワークを保有するNTT東西や携帯電話事業者）に対しては、そのネットワークを利用する事業者が公平な条件等でサービスを提供できるよう、接続ルール※1等の公正競争ルールを整備。

※1 接続ルール：他事業者にネットワークを開放する際に適用される料金・条件等に関して定めた法令の規定。



事前規制から利用者視点で踏まえた事後規制へ

料金低廉化・サービス多様化のためのルール整備・強化

※2 プライスカップ制度：料金水準の「上限」を定める上限価格方式による料金規制 ※3 アンバンドル：ネットワークの必要な部分のみを細分化して利用できるようにすること

※4 特定の事業者に対する不当に優先的・不利な取扱いの禁止等

2-3 現行のNTT法の枠組み

	日本電信電話株式会社 (持株会社)	東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社 (地域会社)
目的 (第1条)	◇東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図る。 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行う。	◇地域電気通信事業を経営する。
事業 (第2条)	◇地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使 ◇地域会社に対する必要な助言、あっせんその他の援助 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究	◇地域(=同一の都道府県内)電気通信業務 ◇地域電気通信業務に附帯する業務(「附帯業務」) ◇地域会社の目的を達成するために必要な業務(「目的達成業務」)【事前届出】 ◇業務区域以外の区域における地域電気通信業務【事前届出】 ◇地域電気通信業務を営むために保有する設備・技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務(「活用業務」)【事前届出】
責務 (第3条)	◇国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保 ◇電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及	
株式 (第4条～ 第7条)	◇3分の1以上の政府保有義務 ◇3分の1までの外資規制 ◇政府保有株式の処分制限	◇全ての株式を日本電信電話株式会社が保有
役員等 (第10条～ 第12条)	◇役員選任決議認可、外国人役員の禁止 ◇定款変更・合併等の決議認可、剰余金処分決議認可 ◇事業計画認可	◇外国人役員の禁止 ◇定款変更・合併等の決議認可 ◇事業計画認可

2-4 市場支配力を有する電気通信事業者に対する禁止行為

- シェアが高く市場支配力を有する事業者(市場支配的事業者)に対し、市場支配力を濫用して公正な競争を阻害することがないよう、不当な競争を引き起こすおそれがある行為についてあらかじめ禁止する制度。

<対象事業者>

- ① [固定通信市場] アクセス回線シェアが50%を超える電気通信事業者(一種指定設備設置事業者): NTT東西
- ② [移动通信市場] 二種指定設備設置事業者(端末シェア10%超)のうち、収益シェア40%超等の者: NTTドコモ

<NTT東西に対する禁止行為の内容>

接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供

特定の事業者に対する不当に優先的・不利な取扱い

製造業者等への不当な規律・干渉

<NTTドコモに対する禁止行為の内容>

接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供

総務大臣が指定するグループ内の事業者(特定関係法人※)に対する不当に優先的な取扱い

※ 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー、株式会社NTTデータ、株式会社エヌ・ティ・ティピーシーコミュニケーションズ、エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社

2-5 指定電気通信設備制度の枠組み

	第一種指定電気通信設備制度(固定系)	第二種指定電気通信設備制度(移動系)
指定要件	業務区域ごとに50%超のシェアを占める加入者回線を有すること NTTを指定(97年) (その後、再編に伴いNTT東日本・西日本を改めて指定(01年))	業務区域ごとに10%超(当初は25%超)の端末シェアを占める伝送路設備を有すること NTTドコモ(02年)、KDDI(05年)、沖縄セルラー(02年)、ソフトバンク(12年)、WCP(19年)、UQ(19年)を指定
指定対象設備	加入者回線及び当該回線を用いて電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備	基地局や交換機等、移動体通信役務を提供するために設置される電気通信設備であって、他の電気通信事業者との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備
接続関連規制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 接続約款(接続料・接続条件)の認可制 ■ 接続会計の整理義務 ■ 網機能提供計画の届出・公表義務 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 接続約款(接続料・接続条件)の届出制 ■ 接続会計の整理義務
卸関連規制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 卸電気通信役務の届出制 ■ 特定卸役務の提供義務・情報提示義務 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 卸電気通信役務の届出制 ■ 特定卸役務の提供義務・情報提示義務
利用者料金関連規制	<ul style="list-style-type: none"> 指定電気通信役務(第一種指定電気通信設備により提供される役務であって、他の事業者による代替的なサービスが十分に提供されないもの) <ul style="list-style-type: none"> ■ 契約約款の届出制 ■ 電気通信事業会計の整理義務 特定電気通信役務(指定電気通信役務のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きいもの) <ul style="list-style-type: none"> ■ プライスキャップ規制 	<p>更に、収益ベースのシェアが25%を超える場合に個別に指定された者に対する規制</p> <p>NTTドコモ(02年)を指定</p>
行為規制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定業務以外への情報流用の禁止 ■ 各事業者の公平な取扱い ■ 製造業者等への不当な規律・干渉の禁止 ■ 特定関係事業者との間のファイアウォール ■ 設備部門と営業部門との間の機能分離 ■ 委託先会社への必要かつ適切な監督 ■ 電気通信事業会計の整理義務 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定業務以外への情報流用の禁止 ■ グループ内事業者の不当な優遇の禁止 ■ 電気通信事業会計の整理義務

2-6 指定電気通信設備の範囲

- ・ 現行制度は、オープン化の対象となる具体的な設備を、実現される機能を念頭に置きつつ指定。
- ・ 平成20年7月7日、NGN及びひかり電話網を第一種指定電気通信設備の対象化。
- ・ 平成22年1月8日、戸建て向け光信号用の屋内配線設備を第一種指定電気通信設備の対象化。
- ・ 令和3年4月1日、PSTNからIP網への移行に伴い新たに利用することになる設備（セッションボーダコントローラ、ENUMサーバ、IP電話用DNSサーバ）を第一種指定電気通信設備の対象として明確化。
- ・ 令和5年6月16日、県間通信用設備（IPoE接続及びIP音声接続に係るものに限る。）を第一種指定電気通信設備の対象化。

第一種指定電気通信設備の指定内容

IP/ PSTN	指定設備
共通	①固定端末系伝送路設備（終端装置、屋内配線設備等を含む。）
共通	②端末系交換等設備
IP網	③収容ルータ
	④中継ルータ
共通	⑤中継系交換等設備
共通	⑥市内伝送路設備
共通	⑦中継系伝送路設備
IP網	⑧SIPサーバ
	⑨セッションボーダコントローラ
	⑩ENUMサーバ
	⑪IP電話用DNSサーバ
共通	⑫付随設備（接続用伝送路設備等を含む。）
PSTN	⑬公衆電話機
PSTN	⑭番号案内関係設備

※県間通信IIに用いるものについてはPoE接続及びIP音声接続に係るものに限る。

第二種指定電気通信設備の指定内容

交換設備	1. 特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接収容するもの（第二種指定端末系交換設備）
	2. 第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であって業務区域内における特定移動端末設備との通信を行うもの（第二種指定中継系交換設備） （ルータにあつては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。）
伝送路設備	3. 第二種指定中継系交換設備の交換設備相互間に設置される伝送路設備
	4. 特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受ける無線局の無線設備（第二種指定端末系無線基地局）
	5. 第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換設備が設置されている建物（第二種指定端末系交換局）との間に設置される伝送路設備
	6. 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備
その他	7. 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
	8. 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
	9. 他の電気通信事業者の電気通信設備と1.~8.に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備 （3.~8.に掲げるものを除く。）

2-7 接続義務・接続拒否事由

◎接続義務

電気通信事業では、各事業者のネットワークを様々な形で相互接続することによって、利用者が多様なサービスを楽しむことができることから、ネットワークを保有している全ての事業者に対して、以下のような場合（接続拒否事由）を除き、他事業者からの接続の請求に応諾しなければならない。（電気通信事業法第32条）

電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき
（法第32条第1号）

- （例）
- ✓ 電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えるおそれがあるとき（逐条解説）
 - ✓ 請求された接続により、請求を受けた者の提供する電気通信役務について**適正な品質の保持が困難**となる時（逐条解説）
 - ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じることにより、当該MVNOのシステムが当該**MNOのHLR等のシステムを損傷するおそれ**があると認められる合理的な理由が存在する場合（MVNOガイドライン）
 - ✓ MNOがMVNOへ課金情報を提供する際に、当該**MNOの利用者の個人情報等が当該MVNOから外部に流出するおそれ**があると認められる合理的な理由が存在する場合（MVNOガイドライン）
 - ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、当該**MNOにおける周波数の不足等**により当該MNOの利用者への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合（MVNOガイドライン）

電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき
（法第32条第2号）

- （例）
- ✓ 請求者の役務と需要を共通としているため、請求を受けた者において**電気通信回線設備の保持が経営上困難**になる等、経営に著しい支障が生じるとき（逐条解説）
 - ✓ 接続を拒否するためには、**客観的な事実に基づいて、当該接続により相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できなければならない**（電気通信事業紛争処理委員会答申（平成22年7月8日））

その他、総務省令で定める正当な理由があるとき
（法第32条第3号）

接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り又は怠るおそれがあるとき
（施行規則第23条第1号）

- （例）
- ✓ 請求者の運転資本等や、期待される短期的な収益、予定される資金調達を考慮しても、請求者が**接続に関し負担すべき金額や、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれを払拭するための預託金の金額を支払うことができると判断することはできない場合**は、接続拒否事由にあたる（電気通信事業紛争処理委員会答申（平成22年7月8日））

接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき
（施行規則第23条第2号）

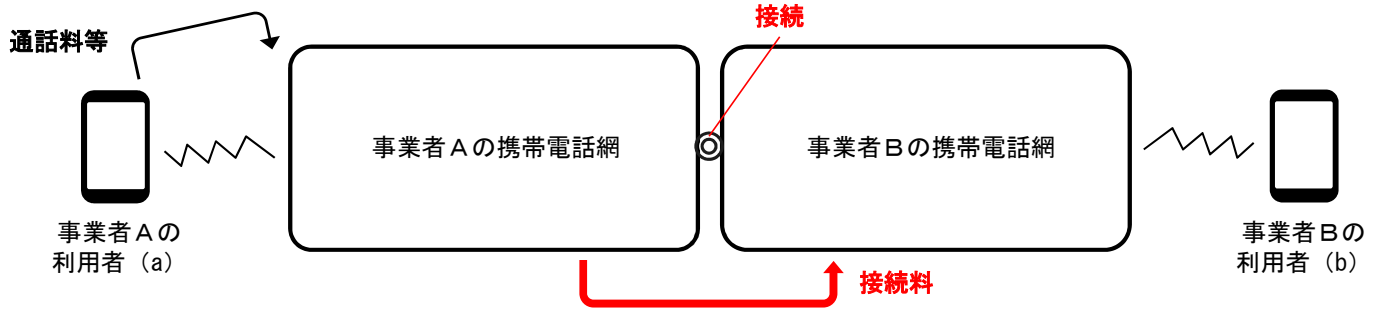
- （例）
- ✓ MVNOが申し込んだ接続形態を実現するために**MNO側において要するシステム改修等の程度が著しく過大**であり、当該システム改修に要する費用の回収が見込めないと認められる合理的な理由が存在する場合（MVNOガイドライン）

【参考】電気通信事業分野における接続

- 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から、電気通信回線設備との接続の請求を受けたときは、原則としてこれに応じる義務を有する。(接続応諾義務、電気通信事業法第32条)

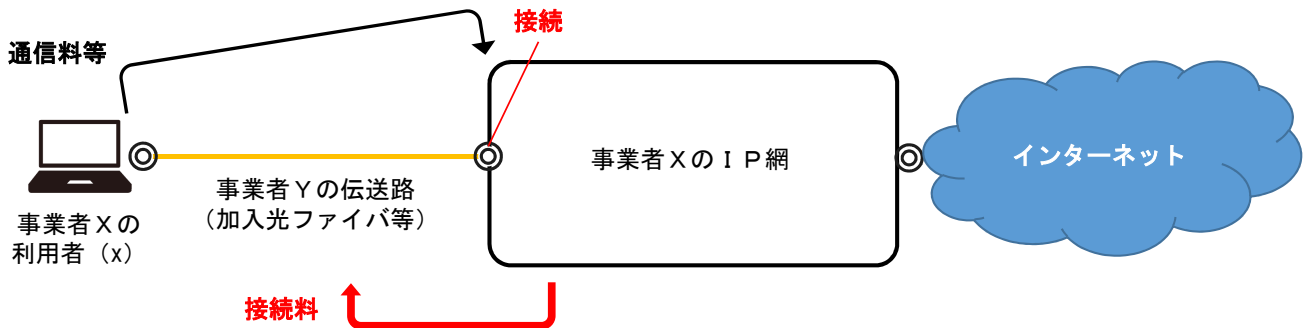
■ 携帯電話（音声通信）の例

下図 (a) から (b) の通信の場合、事業者Aは、事業者Bの携帯電話網の接続料を支払う。



■ 固定ブロードバンド（データ通信）の例

下図 (x) からインターネットへの通信の場合、事業者Xは、事業者Yの伝送路（加入光ファイバ等）の接続料を支払う。

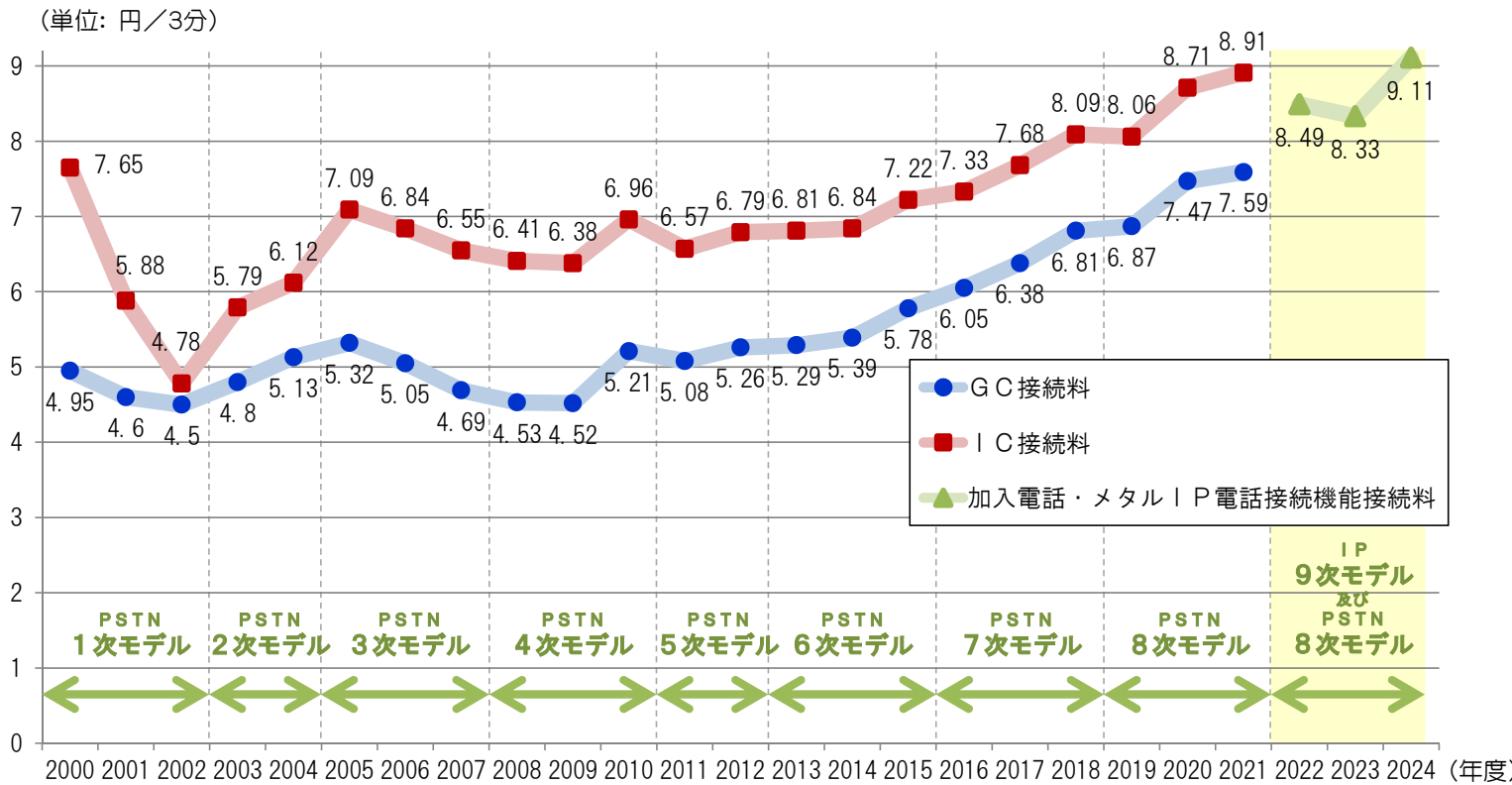


2-8 NTT東西の接続料の算定方式

接続料算定方法の一覧

算定方式		算定方式の概要	対象となる主な接続機能
実際費用方式	実績原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 前々年度の実績需要・費用に基づき算定 当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分を翌々年度の費用に調整額として加算 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(ドライカッパ、ラインシェアリング) 中継光ファイバ回線 専用線 公衆電話 等
	将来原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービスに係る設備に適用 原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(光ファイバ) NGN
長期増分費用方式(LRIC)		<ul style="list-style-type: none"> 仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定 前年度下期+当年度上期の通信量を使用 	<ul style="list-style-type: none"> 電話網(加入電話・メタルIP電話)
事業者向け割引料金(キャリアズレート)		<ul style="list-style-type: none"> 小売料金から営業費相当分を控除したものを接続料とする 	<ul style="list-style-type: none"> ISDN加入者回線(INS1500) 専用線

2-9 長期増分費用方式に基づく接続料の推移

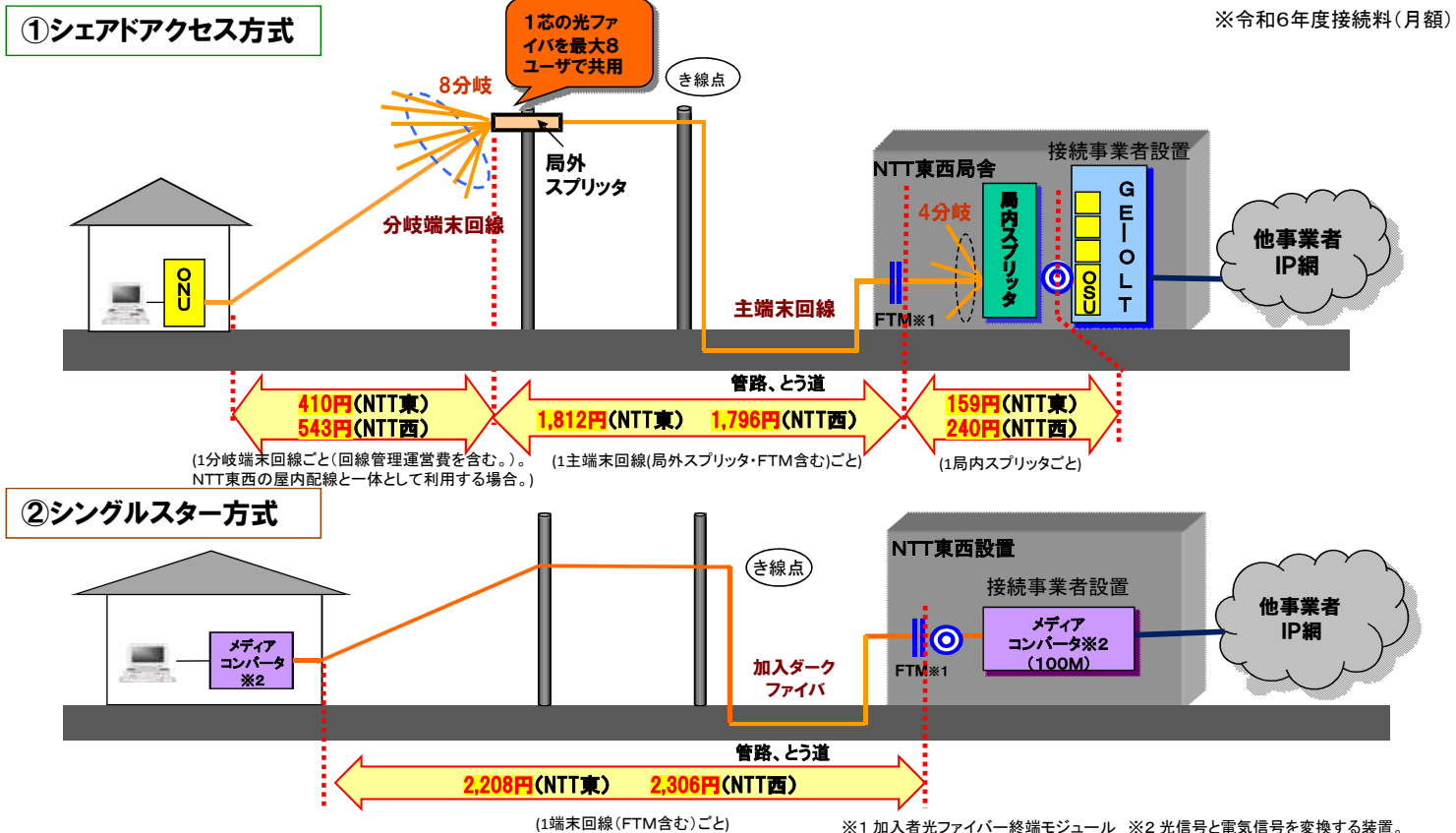


GC(Group unit Center)接続料: NTT東西以外の通信事業者が、NTT東西の固定電話網と加入者交換機で相互接続する際に支払う接続料
 IC(Intrazone tandem Center)接続料: NTT東西以外の通信事業者が、NTT東西の固定電話網と中継交換機で接続する際に支払う接続料
 加入電話・メタルIP電話接続機能接続料: 電話網のIP網への移行に伴い、接続ルート切替前の加入電話発着信に係る負担額と接続ルート切替後のメタルIP電話発着信に係る負担額を、IP網へのトラフィックの移行割合により加重平均して算定した接続料

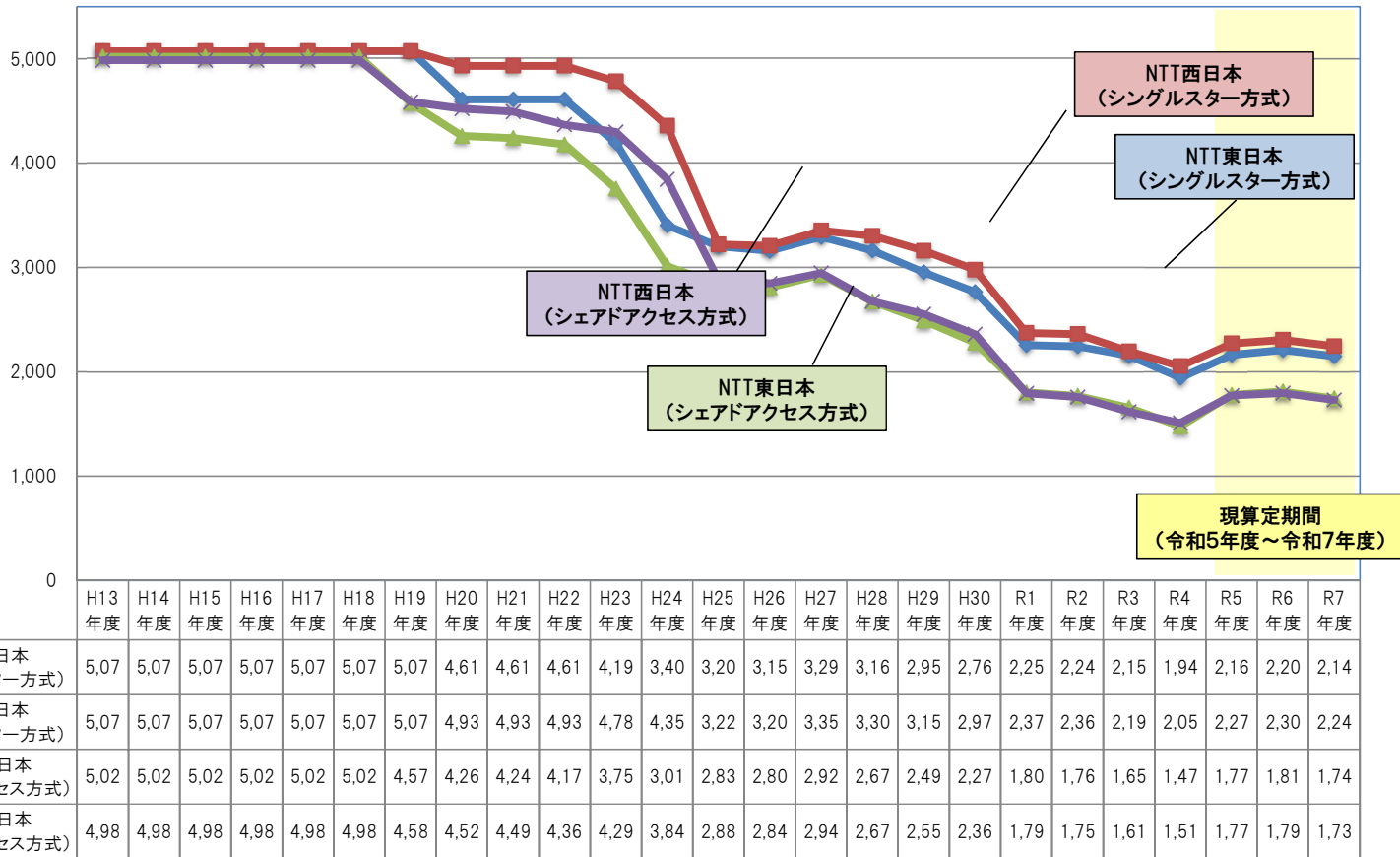
2-10 加入光ファイバの接続料

加入光ファイバは、現在、次の2つの方式により提供。

- ①シェアドアクセス方式(加入光ファイバのうち主端末回線部分を最大8利用者で共用する方式)
- ②シングルスター方式(全区間において一芯の加入光ファイバを利用する方式)



2-11 加入光ファイバ接続料の推移

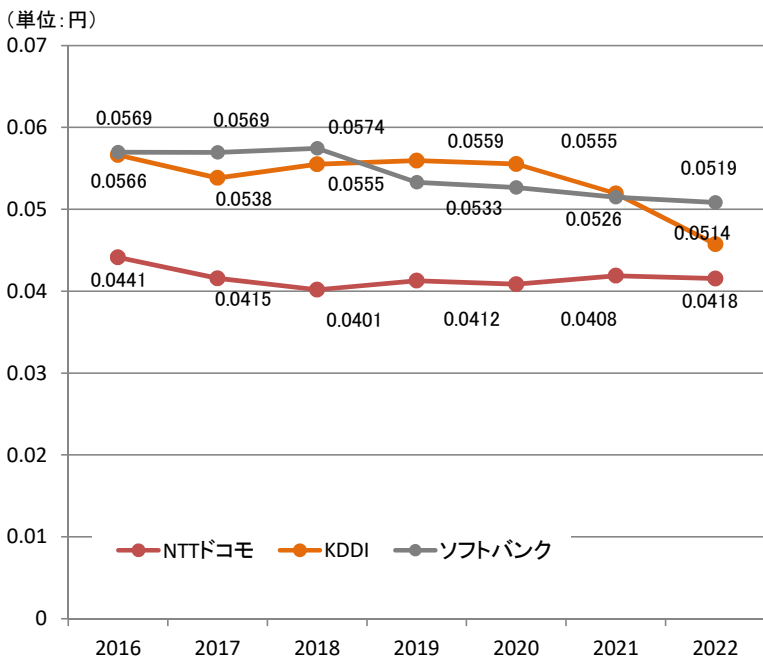


※1 シングルスター及びシェアドアクセスの接続料は、7年間(H13年度～H19年度)、3年間(H20年度～H22年度)、(H23年度～H25年度)、(H26年度～H28年度)、4年間(H28年度～H31年度)、3年間(R2～R4)、3年間(R5～R7)を算定期間とする将来原価方式により算定。

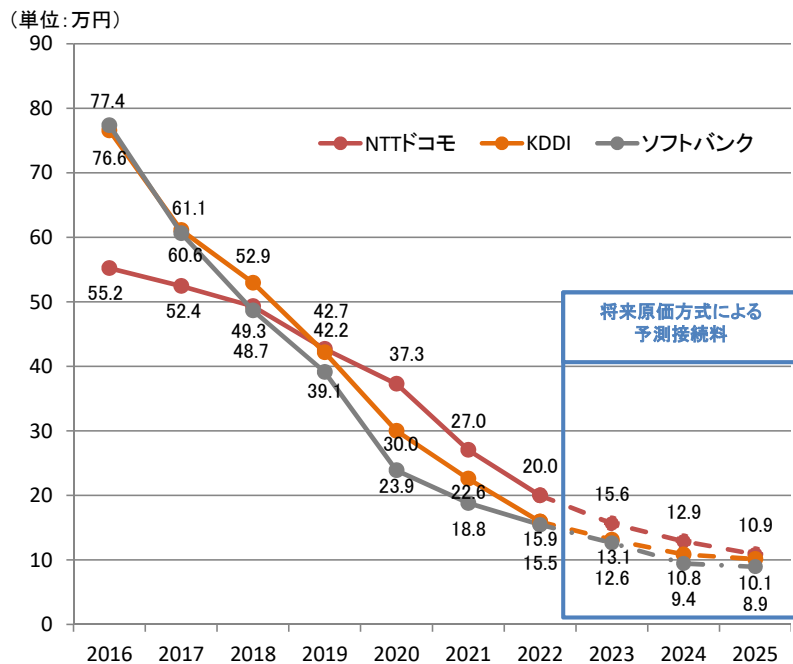
※2 シェアドアクセスについては局外スプリッタ料金(H18年度までは将来原価方式、H19年度以降は実績原価方式で算定)を含み、引込線料金(加算料)を含まない。

2-12 モバイル接続料の推移

音声接続料の推移(1秒当たり)



データ接続料の推移(10Mbps当たり・月額)

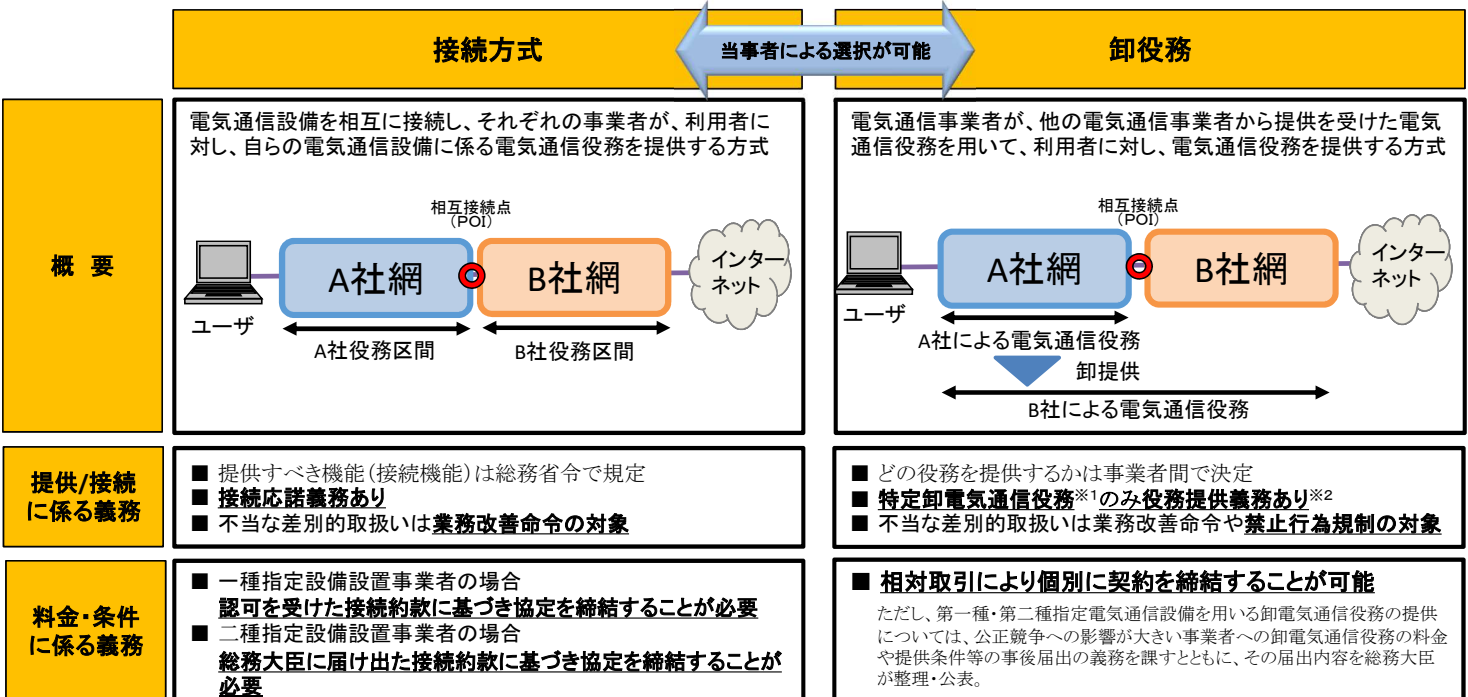


※1: 音声接続料について、区域内外統一料金となっている。ただし、KDDIは2017年度(適用年度)まで区域内外に区分して算定しており、当該年度までの数値は、それぞれ区域内のものを使用している。

※2: KDDI及びSBの2020年度以降のデータ接続料は、それぞれのグループの全国BWA事業者(UQ及びWCP)と共同で算定したもの。

※3: 2020年度までのデータ接続料は、過去の実績(原価、需要等)に基づく「実績原価方式」による算定結果を表示。

- 接続とは、電気通信設備相互間を電氣的に接続することをいう。(相互間で通信が可能な状態)
- 卸電気通信役務とは、「電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務」(法第29条第1項第10号)をいう。
- 電気通信設備が電氣的に接続される場合について、接続に関する協定により料金・条件を決定する方法以外に、**物理的な接続形態を変えないまま、契約形態上「卸役務」方式とすることにより、当事者間の相対交渉により料金・条件を決定することも可能。**



*1 指定設備を用いる卸電気通信役務のうち、別に省令で定める電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないもの以外のもの。
 *2 ただし、特定卸電気通信役務以外の卸役務であっても基礎的電気通信役務又は認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、当該電気通信役務の提供を拒んではならない(法第25条、第121条)。指定電気通信役務については、正当な理由がなければ、保障契約約款による提供を拒んではならない。

2-14 NTT東西の光回線の卸売サービスに関するガイドラインの概要

NTT東西の光回線の卸売サービスに関する電気通信事業法の適用関係を明確化することにより、公正な競争環境を確保するとともに、行政運営に関する予見可能性を高めることを目的として、ガイドラインを策定(令和5年4月最終改定)。

電気通信事業法上問題となり得る行為に関するガイドラインの主な記載

卸提供事業者(NTT東西)が行う行為

①競争阻害的な料金の設定等

・NTT東西の光回線の卸売サービス(「サービス卸」)の料金等(工事費、手続費等を含む。)について、自己の関係事業者のみを対象とした割引料金の設定など、**特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱うこと**

・「サービス卸」の料金等(工事費、手続費等を含む。)について、実質的に**特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかような大口割引を行うこと**

②提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い、③技術的条件に係る不当な差別的取扱い、④サービス仕様に係る不当な差別的取扱い、⑤競争阻害的な情報収集、⑥情報の目的外利用、⑦情報提供に係る不当な差別的取扱い、⑧卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉、⑨業務の受託に係る不当な差別的取扱い、⑩正当な理由がない役務提供拒否及び情報提示拒否

卸先事業者が行う行為

①競争阻害的な料金の設定等

・「サービス卸」を活用し固定通信サービスとモバイルサービスをセット提供・セット割引をする場合において、**競争阻害的な料金設定や過度のキャッシュバックなどの行為により、卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する競争事業者(CATV事業者等)の設備の保持が経営上困難となるおそれを生じさせること**

・(市場支配的事業者である)NTTドコモが、「サービス卸」を活用する際、**合理的な理由なく、(NTT東西の提供する「サービス卸」のみとの)排他的な組み合わせで、自己が提供する他のサービス(モバイルサービスなど)との割引サービスを提供すること**

②契約前の説明義務の履行不十分、③書面交付義務の履行不十分、④業務の休廃止の周知の履行不十分、⑤苦情等の処理の履行不十分、⑥不実告知・事実不告知、⑦自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止、⑧勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為、⑨その他利用者利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為の禁止、⑩卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分

販売代理店等が行う行為

①契約前の説明義務の履行不十分、②不実告知・事実不告知、③自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止、④勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為、⑤その他利用者利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為の禁止

2-15 指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドラインの概要

- 接続料の算定等に関する研究会第四次報告書の内容を踏まえ、令和2年9月25日に「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」を策定。
- ガイドラインは、指定設備卸役務について、接続による代替性を評価し、それが不十分である場合に指定設備卸役務の提供料金が適正に定められていることを検証することで、電気通信事業者間の公正競争を確保することを目的とする。

検証対象の選定

卸先事業者から、具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと総務省において判断した指定設備卸役務を検証の対象とする。

↓ 検証の必要あり → 検証の必要なし

検証ステップ① 代替性の有無の検証

指定設備卸役務と同様の設備利用形態・利用条件等により、接続が利用可能(代替可能)かの検証

代替性あり
→ ステップ②検証の必要なし

検証ステップ②-1 重点的な検証

目的: 料金水準の適正性確保
手法: 適正原価+適正利潤 \geq 卸料金 となっているかを検証

総務省による

妥当性評価 あり

「不当」評価の場合、
是正を図るための措置へ

代替性
なし

検証ステップ②-2 その他の検証

目的: 適正な交渉を促進するための透明性確保
手法: 卸料金と接続料相当額の差分の妥当性を事業者自身が検証

総務省による

妥当性評価 なし

代替性
不十分

※ 「接続料」「卸料金」等に関する時系列検証は、ステップ②に進んだ指定設備卸役務全てを対象に実施

2-16 MVNOガイドラインの概要

- ・ 電波の有限希少性により新規参入に制約のあるモバイル市場においては、既存の携帯電話事業者(MNO)から無線ネットワークを調達してサービスを提供するMVNOの新規参入を促し、モバイル事業者間の競争を進展させることが重要。
- ・ このため、MVNOの参入手続などMVNOの事業展開を図る上で必要となる法令を解説するガイドラインの策定・見直しや、ネットワーク調達に関する規律の見直しなどを通じて、MVNOの新規参入を促進。

MVNOガイドライン※の概要

※MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン
(2002年策定、2024年最終改定。今後も必要に応じて改定を実施。)

■ MVNOの事業開始に必要な手続

- ✓ MVNOは、事業を営もうとする場合、電気通信事業法に基づき、登録又は届出が必要
- ✓ MVNOは、無線局を自ら開設しないことから、電波法に基づく無線局免許の申請等の手続は不要

■ MVNOとMNOとの関係

- ✓ MVNOが利用者にサービスを提供する場合、MVNOが利用者料金を設定することが可能
- ✓ MVNOのネットワーク調達の際の設備の使用料(接続料)は、従量制課金のほか、回線容量単位(帯域幅)の課金方式を採用することも可能

■ MNOにおけるコンタクトポイントの明確化

- ✓ MNOは一元的な窓口(コンタクトポイント)を設け、MVNOとの協議を適正・円滑に行う体制を整備することが望ましい

■ MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

- ✓ MVNOの競争上の地位を守るため、MNOネットワーク提供に当たって必要となるMVNOの事業計画等の聴取について、聴取可能な範囲を例示列挙

■ ネットワークの輻輳対策

- ✓ 無線ネットワークの輻輳対策については、MVNOとMNOとの十分な協議や、MVNOに対する必要な情報提供が求められる

■ 協議が調わなかった場合の手続

- ✓ MVNOとMNOとのネットワーク調達の協議が調わなかった場合は、総務大臣による協議命令・裁定制度や、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁制度の利用が可能

■ MVNOによる端末の調達

- ✓ MVNOは、自ら端末を調達し、MNOのネットワークにおける端末の適切な運用を求めることが可能

■ MVNOと利用者との関係

- ✓ MVNOが利用者の個人情報を取り扱う際は、個人情報保護法や通信の秘密の規定の遵守が必要
- ✓ MVNOは、利用者に対する料金等の提供条件の説明や、苦情等に対する適切な処理が必要

■ 契約数等の報告

- ✓ 契約数が3万以上であるMVNO及びMNOであるMVNOは、毎四半期ごとに契約数等の報告が必要

2-17 「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(2012年7月策定)の概要①

1 ガイドラインの目的・対象

- 接続協定は双方の合意のみで効力を生じることが原則であり、合意を円滑に形成するため、接続料及び接続条件に関し当事者間で十分な協議が行われることが望ましい。
- 他方、近年の競争環境の変化やネットワークの複雑化・多様化を背景とし、当事者間で接続料等について十分な協議がなされないまま接続協定が締結又は変更される事例や、事後的な紛争手段に移行するケースも発生。事業者間協議による合意形成が円滑になされない場合、公正競争の確保が十分になされないおそれや、利用者利便が損なわれる可能性がある。
- 本ガイドラインは、以上の考え方や事業法第32条の趣旨を踏まえ、電気通信事業者間におけるネットワークの接続に関し、事業者間協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等を明確化するもの。これにより、協議における予見可能性を高め、事業者間協議の円滑化を図り、もって電気通信市場における公正競争を促進するとともに利用者利便の増進を図ることを目的とする。
- 本ガイドラインは、新たな規制の導入を意図するものではない。また、従前より事業者間協議が円滑に行われていた場合についてまで、従前の協議の方法の変更を求めるものではない。
- 本ガイドラインは、全事業者を対象とし、接続に係る事業者間協議を実施する際の指針を示すもの。ただし、携帯電話事業者の接続料に係る協議及び移動通信事業者とMVNOの間の協議については「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」を併せて参照。

2 事業者間協議のプロセス

- 接続に係る協議に対応するための窓口を明確化し、これを対外的に公表するとともに、接続事業者からの問合せや接続に係る協議の申込等に対して遅滞なく対応することが望ましい。
- 接続協定を締結又は変更しようとする場合、十分な協議が可能な期間を確保して事業者間協議を開始することが望ましい。
- 事業者間協議に当たり、接続料の水準が争点となった場合には、算定に当たっての考え方、算定方法や算定根拠について協議を実施すること等が考えられる。
- なお、接続当事者間の合意がある場合には音声接続におけるビル&キープ方式を採用することが可能である。

2-17 「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(2012年7月策定)の概要②

3 双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示

- 双務的な接続形態に係る接続料についての協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者間で合理的な理由なく差が生じないように留意することが適当。
- 上記のような接続形態において、一方の事業者が他方の事業者と異なる水準の接続料を設定する場合であって、接続料の水準について十分な合意が成立しない場合には、当該水準の接続料を設定する理由について、算定根拠に係る情報を一定程度開示しつつ説明するとともに、協議を行う事が望ましい。
- 指定設備設置事業者についても、接続約款の認可又は届出の手続を経たことをもって、直ちに接続事業者に対する接続料の算定根拠に関する説明が不要となるものではない。

4 接続に必要なシステム開発等

- 接続に必要なシステム開発・更改に当たっては、当事者間の協議を踏まえて機能や仕様、コスト負担の方法を決めることが望ましい。
- 接続に必要なシステムのうち、コストの負担、仕様、業務フローへの影響等の点で接続事業者に対する影響が特に大きいと予想されるものについては、開発・更改に着手する前に当事者間で十分な協議を行い、可能な限り各当事者の意見を聴取すること等が適当。

5 協議が調わなかった場合の手続

- 事業者は、接続協定の安定的な運用に努めることが望ましいものの、協議が調わなかった場合、当事者は法令の定める紛争処理スキーム(総務大臣による協議命令・裁定及び電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁)を利用することが可能。

6 その他

- 総務省は、今後、必要に応じてガイドラインの見直しを行う。

○ 電気通信事業者間の電気通信設備の接続等に係る金額に関する交渉の円滑化のため、平成30年1月、「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」を策定。

電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額(以下「金額」という。)について当事者間の協議が調わないときは、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第35条第3項又は第4項の規定により、当事者の一方又は双方は、総務大臣の裁定を申請することができることとされている。このような申請を受理したときは、総務省では、次の方針を基本として裁定を行うこととする。

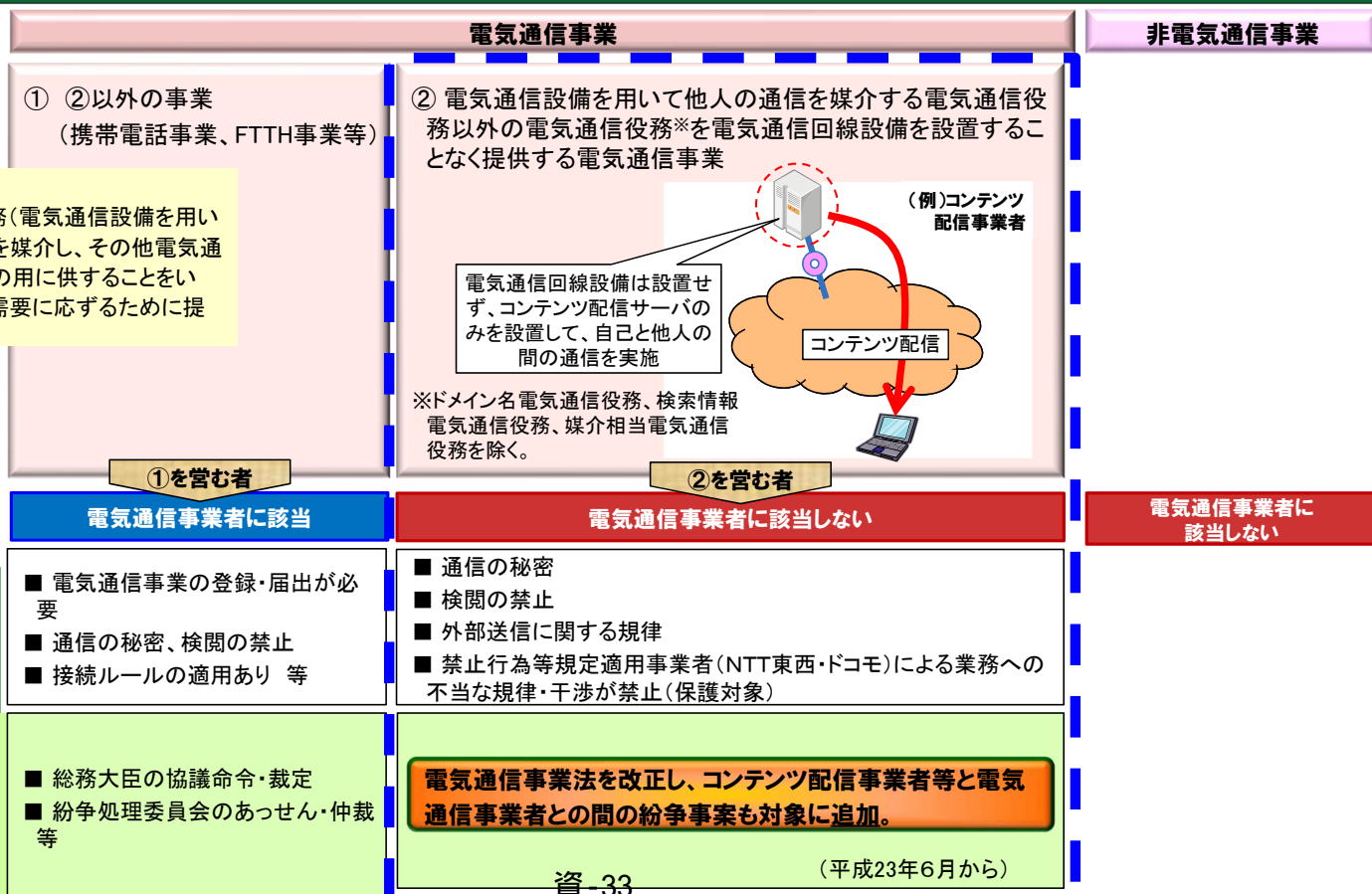
1. 金額※については、当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする。
※ 認可された接続料等を除く。
2. 1. の原価等の算定のため、接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求めることとする。
3. 2. において有効と認められるデータの提供が行われない場合には、1. の原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとする。

(注) 卸電気通信役務の提供又は電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に係る金額に関して、当事者間の協議が調わないとして、法第38条第2項又は第39条において準用する法第35条第3項又は第4項の規定に基づき裁定の申請があったときも、1. から3. までに準じて対応することとする。

(※)「接続料の算定に関する研究会」において、NTT東日本・西日本から、同社の固定電話接続料と他社の接続料の格差が年々拡大しており、他社の固定電話接続料の水準についても適正性・透明性が確保されるべきであり、裁定基準を設けるべき旨の意見が示され、第一次報告書において、「接続料の水準の決め方は、事業者間で合意が可能であれば、様々な決め方があり得るところではあるが、事業者間で別段の合意がなければ、かかった費用を回収するコスト主義の考え方が効率的であり、したがって、第一次的に検討されるものであるから、総務大臣の裁定基準としてこの考え方を示し、裁定手続ではコストに基づく算定根拠の提示が求められることを示すことで、協議の円滑化を期待することができる。」とされた。

2-19 コンテンツ配信事業者等に係る紛争

コンテンツ配信事業、通信プラットフォーム事業等(電気通信事業法第164条第1項第3号)は、電気通信事業法の適用除外(一部規定は適用)となる電気通信事業に該当(≠電気通信事業者)。



【参考】電気通信事業法第164条第1項第3号に該当する電気通信事業の例

- **電気通信回線設備を設置せず、かつ、他人の通信を媒介しない電気通信事業**(電気通信事業法第164条第1項第3号に該当する電気通信事業)に該当する主な事例は以下のとおり。
(ただし、事業の内容(サービス提供の形態等)によっては異なる判断となる場合がある。)

電子メールマガジンの配信

- 企業等から提供された製品PRやイベント開催案内等に関する情報を元に電子メールマガジンを作成し、予め登録した購読者等に対して送信するもの。
- 購読者(他人)の需要に応ずるためにインターネット経由での情報送信(電気通信役務の提供)自体を目的として行っていることから電気通信事業に該当するが、企業等から提供された情報を元に電子メールマガジンを作成して購読者に送信していることから、他人の通信を媒介していないと判断される。

各種情報のオンライン提供

- 電気通信設備(サーバ等)を用いて、天気予報やニュースなどの情報を、インターネットを経由して利用者に提供するもの。
- 利用者(他人)の需要に応ずるために電気通信役務の提供(情報の送信)自体を目的として行っていることから、電気通信事業に該当するが、自己と他人(利用者)との間の通信であり、他人の通信を媒介していないと判断される。

ECモール/ネットオークション/フリマアプリの運営

- インターネット経由で複数の店舗でネットショッピングを行うことができる又は複数の出品者の商品等を購入できる「場」を提供するもの。
- 「場」の提供を行う場合であっても、サービスの一部として利用者間のメッセージの媒介を行う機能を提供している場合は、他人の通信を媒介していると判断される。

ソフトウェアのオンライン提供(SaaS、ASP)

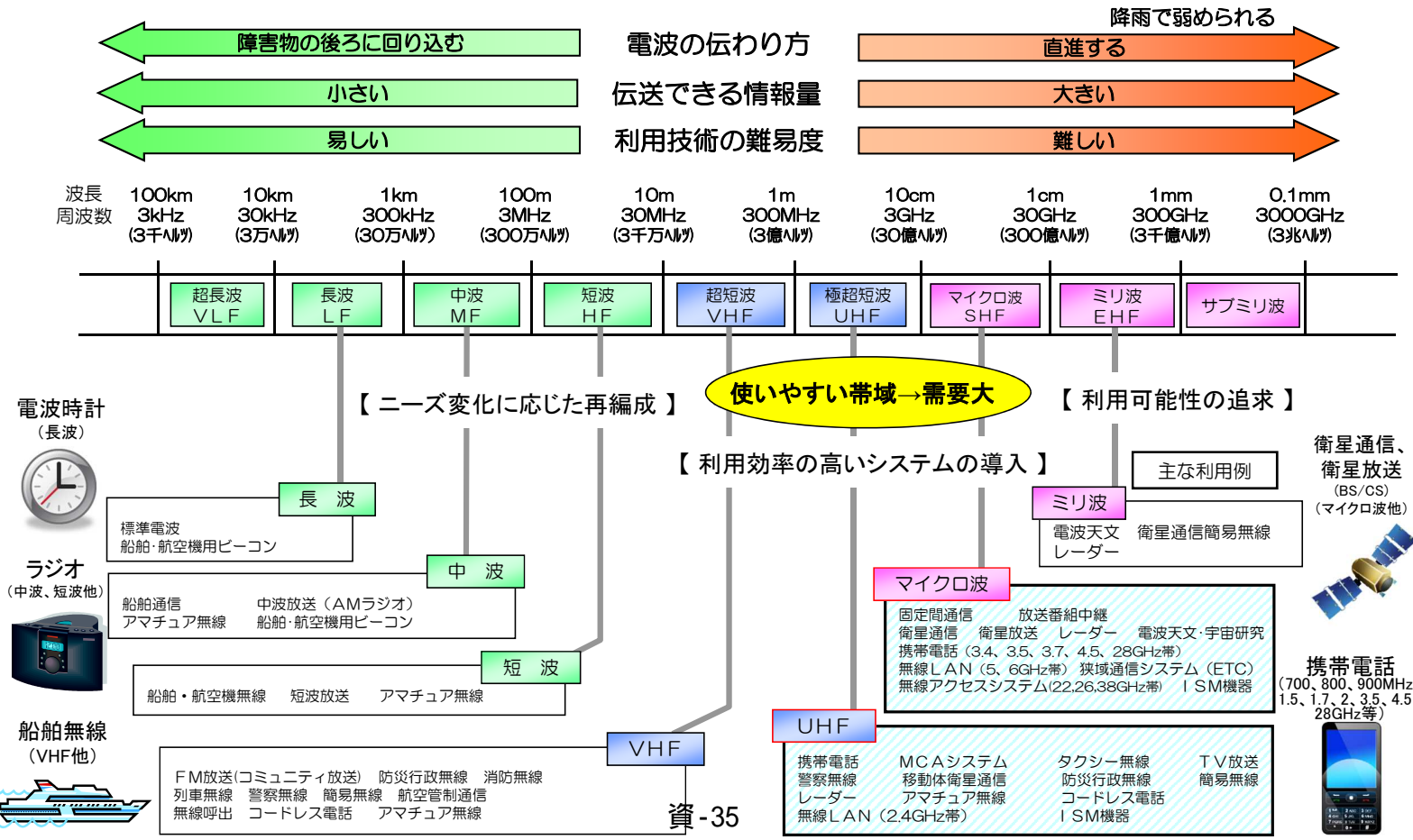
- クラウド上にアプリケーションソフトウェアを構築し又はアプリケーションソフトウェアをインストールしたサーバ等を設置し、インターネット等を経由して当該ソフトウェアを企業や個人等に利用させるもの(SaaS、狭義のASPサービス)。
- 自己と他人(利用者)との間の通信であり、他人の通信を媒介していないと判断される。

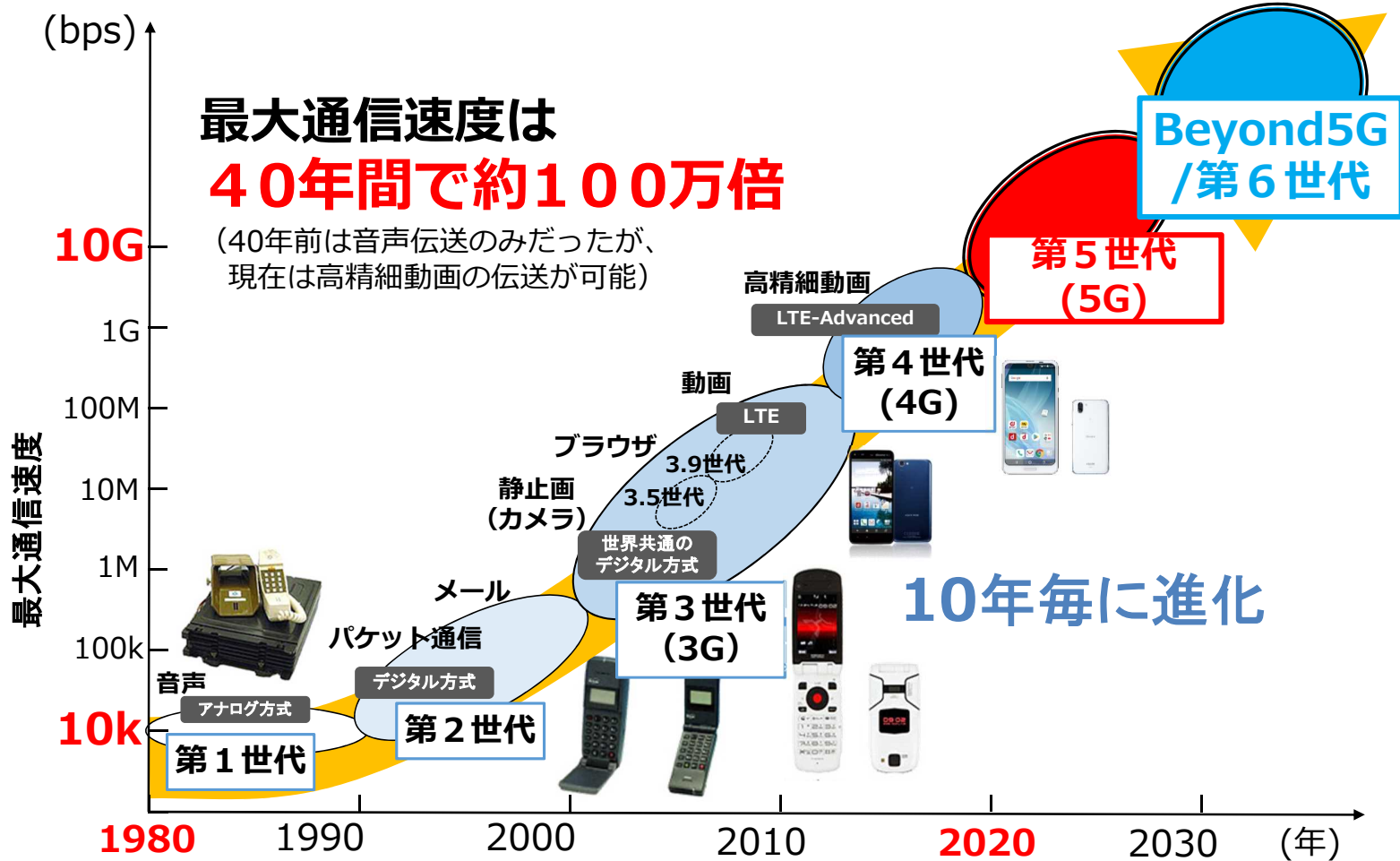
3 電波利用の動向

- (1) 我が国の電波の基本・利用形態
- (2) 移動通信システムの進化(第1世代～第5世代)
- (3) 第5世代移動通信システム(5G)
- (4) 5Gのためのインフラ整備の基本的な考え方
- (5) ローカル5Gの概要
- (6) 終了促進措置の制度概要
- (7) 無線局開設等に係る紛争

3-1 我が国の電波の基本・利用形態

携帯電話等の普及により、無線局数は大幅に増加(昭和60年:約381万局 → 令和5年12月:約3億1,720万局)。





3-3 第5世代移動通信システム (5G) とは

<5Gの主要性能>

- 超高速
- 超低遅延
- 多数同時接続

最高伝送速度 10Gbps
 1ミリ秒程度の遅延
 100万台/km²の接続機器数

5Gは、AI/IoT時代のICT基盤

移動体無線技術の高速・大容量化路線

2G 1993年
 3G 2001年
 LTE/4G 2010年
5G 2020年

低遅延

超高速
 LTEより100倍速いブロードバンドサービスを提供
 ⇒ 2時間の映画を3秒でダウンロード (LTEは5分)

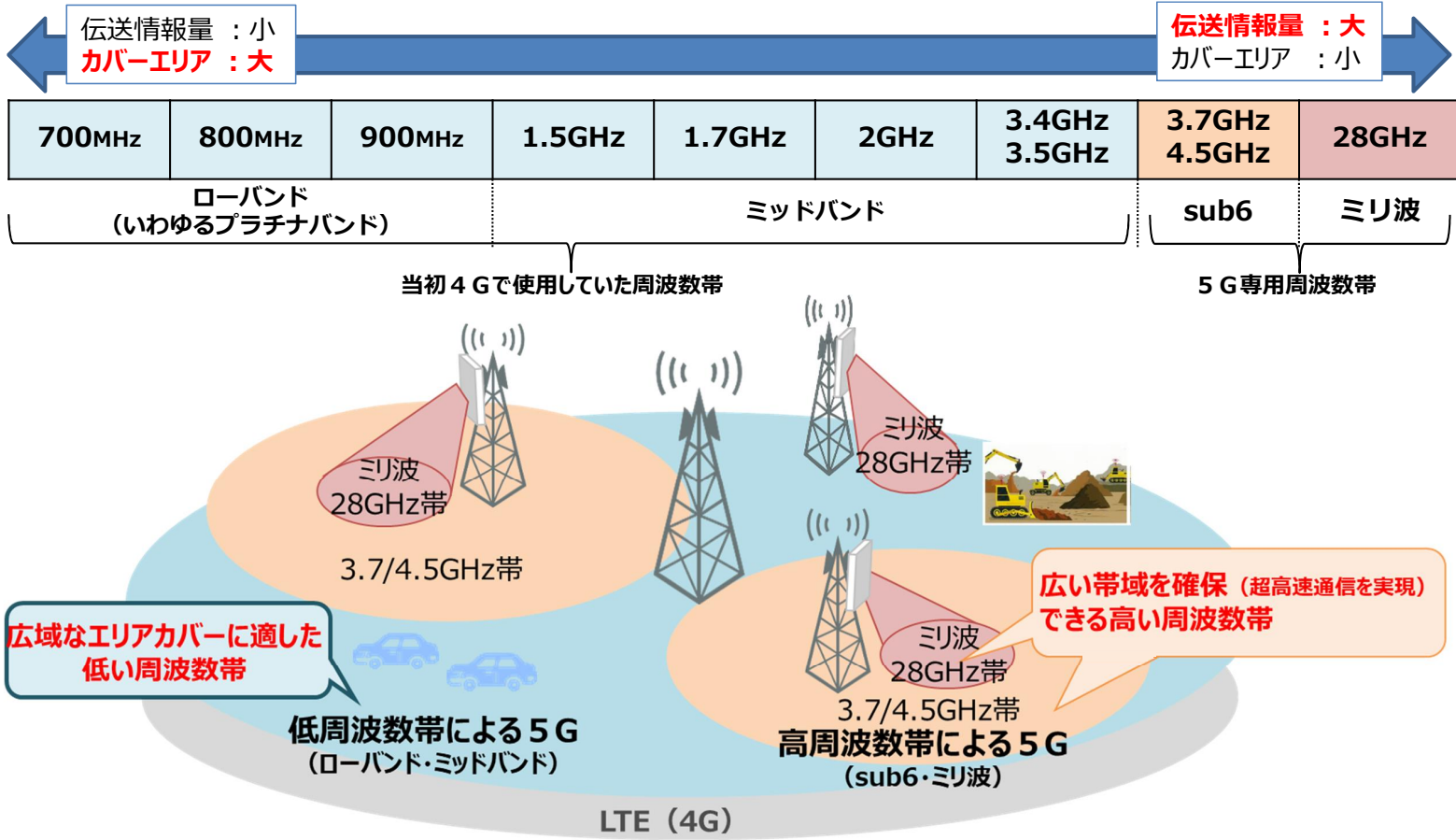
超低遅延
 利用者が遅延(タイムラグ)を意識することなく、リアルタイムに遠隔地のロボット等を実行・制御
 ⇒ ロボット等の精緻な操作 (LTEの10倍の精度) をリアルタイム通信で実現

多数同時接続
 スマホ、PCをはじめ、身の回りのあらゆる機器がネットに接続
 ⇒ 自宅部屋内の約100個の端末・センサーがネットに接続 (LTEではスマホ、PCなど数個)

社会的なインパクト大

3-4 5Gのためのインフラ整備の基本的な考え方

- 5Gのカバレッジ拡大と3つの特長（超高速、超低遅延、多数同時接続）を実現していくためには、低周波数帯から高周波数帯まで、幅広い周波数帯を活用することが重要。



3-5 ローカル5Gの概要

- ローカル5Gは、地域や産業の個別のニーズに応じて**地域の企業や自治体等の様々な主体が自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築**できる5Gシステム。
一部の周波数帯で先行して**2019年12月に制度化**。**2020年12月に周波数拡大**。


<他のシステムと比較した特徴>

- 携帯事業者の5Gサービスと異なり、
 - 携帯事業者によるエリア展開が遅れる地域において5Gシステムを**先行して構築可能**。
 - 使用用途に応じて**必要となる性能を柔軟に設定**することが可能。
 - **他の場所の通信障害や災害などの影響を受けにくい**。

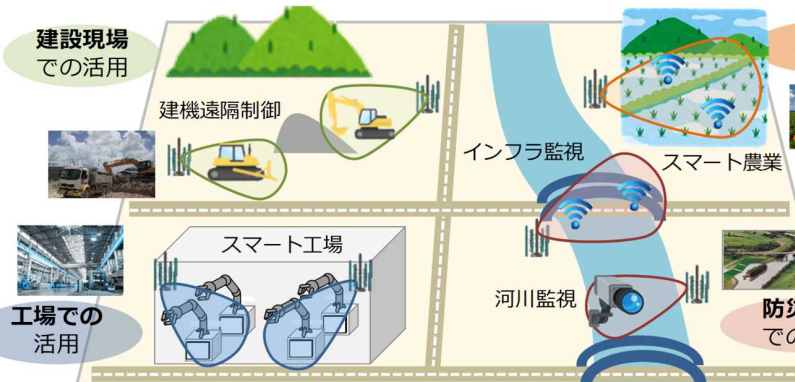
- Wi-Fiと比較して、**無線局免許に基づく安定的な利用が可能**。

建物内や敷地内で自営の5Gネットワークとして活用

ゼネコンが建設現場で導入
建機遠隔制御



建設現場での活用



建機遠隔制御

インフラ監視


スマート工場

河川監視


スマート農業

防災現場での活用

農家が農業を高度化する
自動農場管理




事業主が工場へ導入
スマートファクトリ



工場での活用

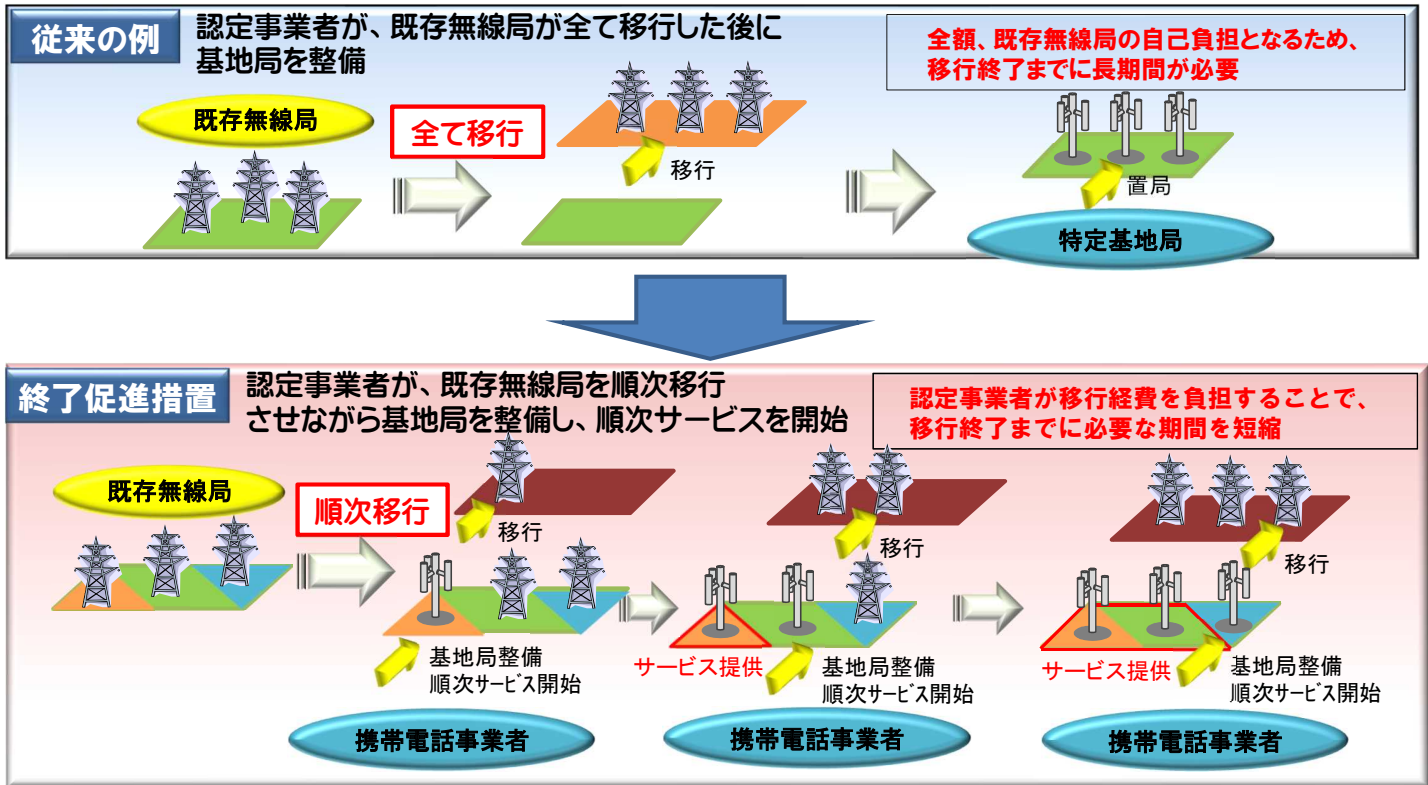
自治体等が導入
河川等の監視



センサー、4K/8K

3-6 終了促進措置の制度概要

「終了促進措置」とは、基地局の開設計画の認定を受けた認定事業者（携帯電話事業者等）が、開設指針及び開設計画に従って、国が定めた周波数の使用期限より早い時期に既存の無線局の周波数移行を完了させるため、既存の無線局の利用者との合意に基づき、移行費用等を負担する等の措置



3-7 無線局開設等に係る紛争

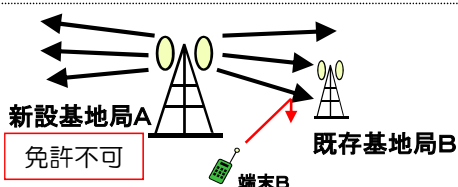
周波数が逼迫する中、新システムの導入に際して必要な、電波の混信を防止するための既存の無線局等との調整が1年から2年半に長期化する事例が発生、迅速な新サービスの提供が困難となる可能性。

電波法・電気通信事業法の一部改正（平成20年4月1日施行）

- あっせん・仲裁の制度を創設し、無線局を新設する場合等に行う既存無線局との混信防止に関する協議を促進。
- あっせん・仲裁の手続を行うことができる無線局は、次のとおり。
 - ・ 電気通信業務の用に供する無線局
 - ・ 放送の業務の用に供する無線局
 - ・ 地方公共団体の防災行政事務の用に供する無線局
 - ・ 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線局
 - ・ 鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線局
 - ・ ガス事業に係るガスの供給の業務の用に供する無線局
 - ・ MCA陸上移動通信業務の用に供する無線局
- ※ あっせん・仲裁等による既存無線局との調整の結果、契約を締結したときは、その内容を免許等申請に際して提出。
- ※ 無線局の免許人等は、混信防止に関する協議の申入れがあったときは、電波の公平かつ能率的な利用を確保する見地から、誠実に協議を行うとともに、相当の期間内に当該協議が調うよう努めなければならない。
(無線局運用規則の一部改正)

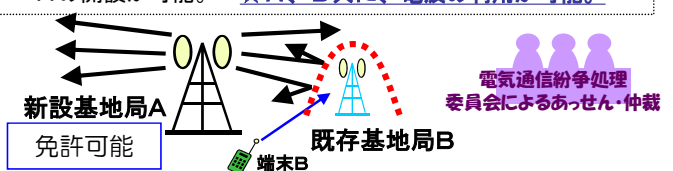
従前の制度

新設基地局Aの発射電波が、既存無線局Bの通信を妨害
→ Aの開設は不可。



改正後の制度

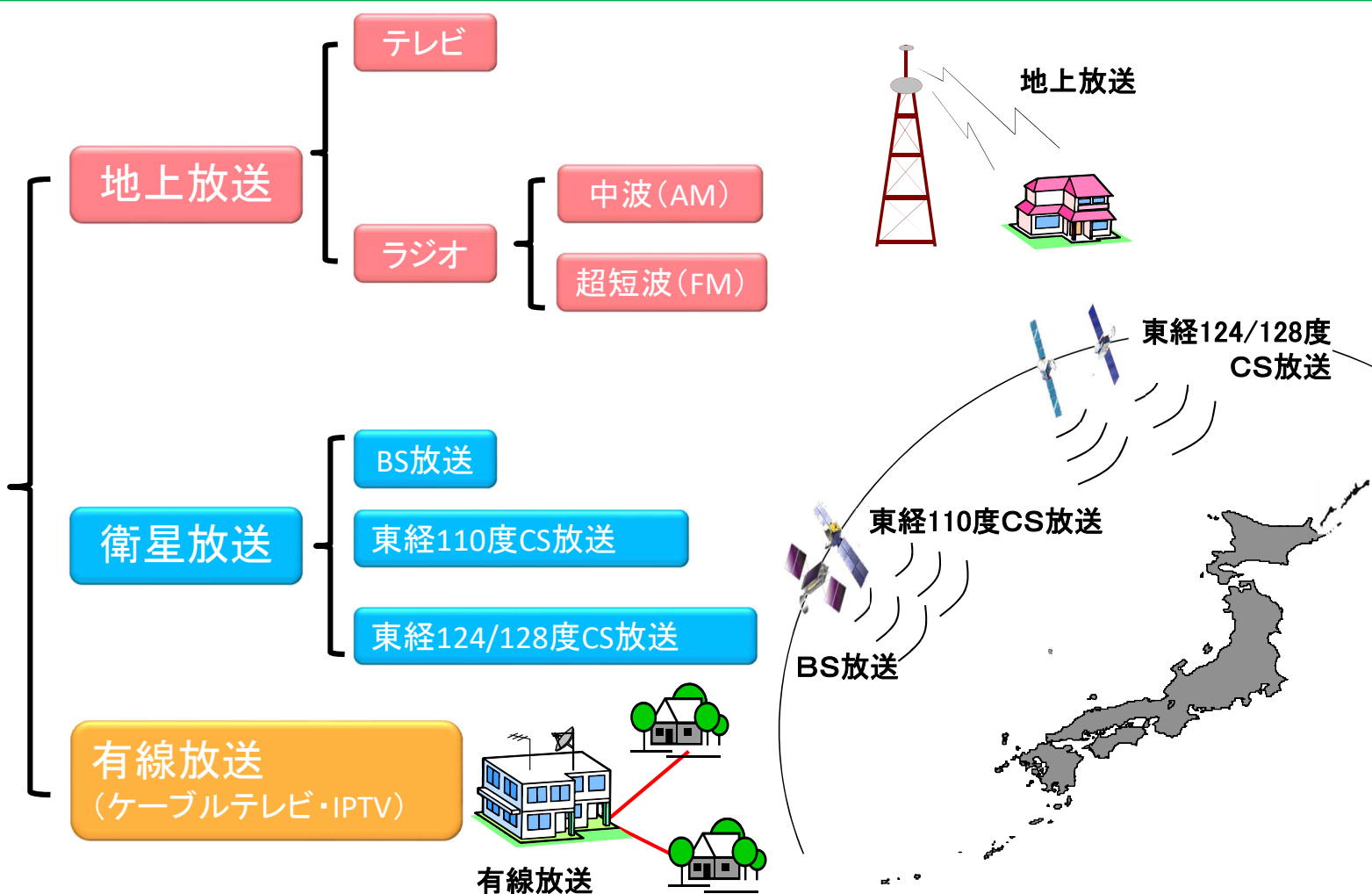
電気通信紛争処理委員会のあっせん・仲裁により、Aからの妨害がないよう、Aの費用負担によりBを改造。
→ Aの開設が可能。 ☆A、B共に、電波の利用が可能。



4 放送事業の動向

- (1) 放送の主な分類
- (2) 放送事業の参入に係る制度の概要
- (3) 放送対象地域
- (4) 放送メディアの市場規模
- (5) 民間地上テレビジョン放送事業者の経営状況
- (6) ケーブルテレビ事業者の収支状況
- (7) ケーブルテレビの普及状況
- (8) 各都道府県におけるケーブルテレビ(自主放送あり)の普及率
- (9) 区域外再放送の問題
- (10) 再放送同意と大臣裁定
- (11) 衛星放送事業者の収支状況
- (12) 4K・8Kの概要
- (13) 4K8K衛星放送視聴可能機器の出荷状況
- (14) 4K8K衛星放送を行う事業者

4-1 放送の主な分類



4-2 放送事業の参入に係る制度の概要

放送の業務(ソフト)については放送法、設備の設置(ハード)については電波法等により規律。

【放送の業務の種類と参入規律】

基幹放送	一般放送	
放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送 (具体例) ○ 地上基幹放送 (地上テレビ、AMラジオ、FMラジオ、コミュニティFM放送) ○ 移動受信用地上基幹放送(マルチメディア放送) ○ 衛星基幹放送 (BS放送、110度CS放送)	基幹放送に該当しない放送	
	放送エリア: 広い 視聴者への影響: 大きい	放送エリア: 狭い 視聴者への影響: 小さい
	(具体例) ○ 124/128度CS放送 (テレビ、ラジオ) ○ ケーブルテレビ(大規模)	(具体例) ○ 有線ラジオ ○ エリア放送 ○ ケーブルテレビ(小規模)



基幹放送事業者		一般放送事業者	
ソフトとハードの事業者が一致している場合 (特定地上基幹放送事業者)	電波法に基づく「免許」 ※5年ごとに再免許	放送法に基づく「登録」	放送法に基づく「届出」
ソフトとハードの事業者が異なっている場合	放送法に基づく「認定」 ※5年ごとに更新		

4-3 放送対象地域

放送対象地域の概念

同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域(放送法第91条第2項第2号)のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的使用を考慮して、基幹放送普及計画において定める(放送法第91条第3項)。

放送対象地域の効果

(1) 放送対象地域ごとに放送系の数の目標を設定

放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。

(2) 放送対象地域内では、難視聴解消の義務又は努力義務

放送事業者は、放送対象地域内で、その放送があまねく受信できるように努めることとされている。

(NHKには、テレビジョン放送及びラジオ放送<中波放送・超短波放送のいずれか>が全国において受信できるように措置をすることを義務付け)

放送対象地域の例

(1) 規定の仕方

- ① 放送の主体(NHK、放送大学学園、基幹放送事業者)
- ② 放送の種類(テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等)等に基づき設定

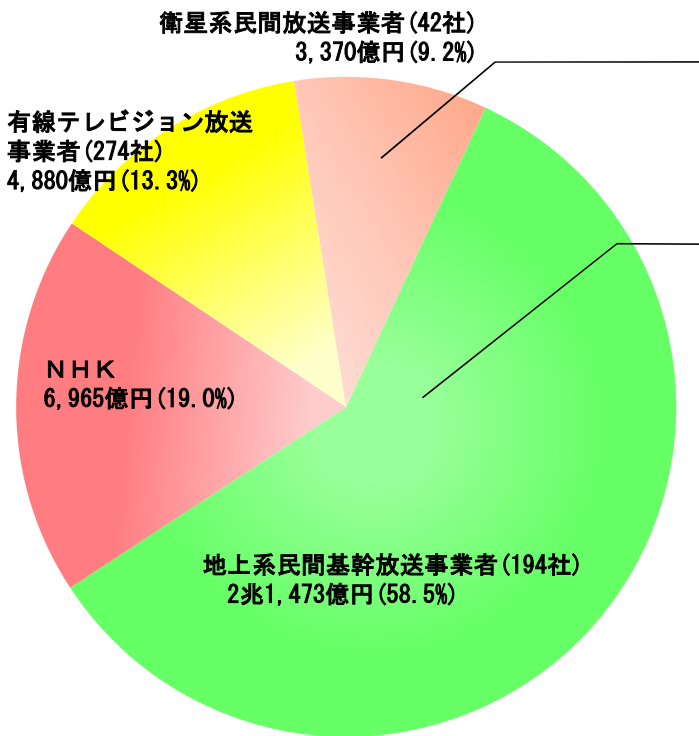
(2) 具体例(地上基幹放送<テレビジョン放送>)

- ① NHK
関東広域圏(茨城県、栃木県及び群馬県を含まない)、関東広域圏にある県を除く各道府県
- ② 基幹放送事業者
広域圏 : 関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏
複数の県域: 鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県
その他 : 上記以外の各都道府県

4-4 放送メディアの市場規模

- 放送メディアの市場規模は、令和4年度において、3兆6,688億円となっている。
- 各放送事業者のシェアは、地上系民間基幹放送事業者が58.5%、NHKが19.0%、有線テレビジョン放送事業者が13.3%、衛星系民間放送事業者が9.2%を占めている。

放送メディアの収入 令和4年度 3兆6,688億円



【衛星系民間放送事業者内訳】

衛星基幹放送 (BS放送) (21社)	2,068億円 (5.6%)
衛星基幹放送 (東経110度CS放送) (20社)	805億円 (2.2%)
衛星一般放送 (4社)	496億円 (1.4%)

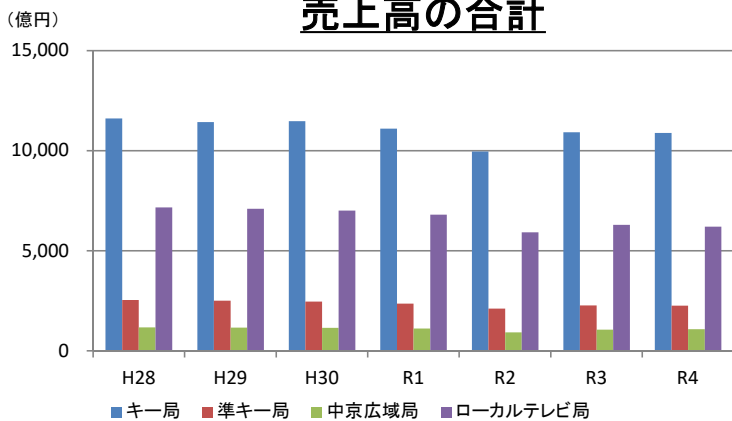
【地上系民間基幹放送事業者内訳】

テレビジョン放送単営 (96社)	1兆8,584億円 (50.7%)
AM放送・テレビジョン放送兼営 (31社)	1,875億円 (5.1%)
その他(※)単営 (67社)	1,013億円 (2.8%)
※…AM (16社)、短波 (1社) 及びFM (50社)	

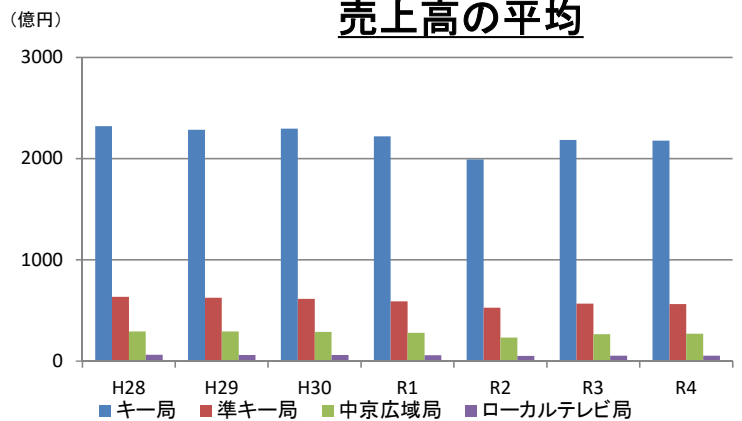
- (注1) () 内の%は、放送メディアに占める各媒体のシェア。
小数点第2位を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。
- (注2) 億円未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。
- (注3) 「地上系民間基幹放送事業者」には、一般財団法人道路交通情報通信システムセンター及びコミュニティ放送事業者を含めていない。
- (注4) NHKについては損益計算書(一般勘定)の経常事業収入、経常事業外収入及び特別収入の和から未収受信料欠損償却費を差し引いた値。
- (注5) 放送大学学園を除く。
- (注6) 「有線テレビジョン放送事業者」とは、有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者(営利法人に限る。)のうち、IPマルチキャスト方式による事業者等を除く者。
- (注7) 「衛星系民間放送事業者」には、BS放送と東経110度CS放送を兼営する事業者が2社、衛星基幹放送と衛星一般放送を兼営する事業者が1社存在するため、衛星基幹放送の事業者数と衛星一般放送の事業者数を合計した事業者数と事業者の総数(42社)は一致しない。
- (注8) 地上系民間基幹放送事業者については、各社作成の損益計算書上の「売上高」の額を合計したものの。

4-5 民間地上テレビジョン放送事業者の経営状況

売上高の合計



売上高の平均



(単位:億円) ()内は1社平均

年度		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
キー局 (5局)	売上高	11,612(2,322)	11,433(2,287)	11,486(2,297)	11,110(2,222)	9,963(1,993)	10,929(2,186)	10,897(2,179)
	営業損益	722(144)	705(141)	733(147)	590(118)	525(105)	926(185)	691(138)
準キー局 (4局)	売上高	2,543(636)	2,508(627)	2,466(617)	2,363(591)	2,118(530)	2,275(569)	2,261(565)
	営業損益	158(40)	146(36)	136(34)	44(11)	53(13)	153(38)	81(20)
中京広域局 (4局)	売上高	1,175(294)	1,172(293)	1,160(290)	1,120(280)	934(234)	1,071(268)	1,087(272)
	営業損益	99(25)	96(24)	88(22)	67(17)	35(9)	113(28)	67(17)
ローカルテレビ局 (114局)	売上高	7,170(63)	7,107(62)	7,012(62)	6,806(60)	5,933(52)	6,304(55)	6,215(55)
	営業損益	566(5)	490(4)	423(4)	306(3)	166(1)	381(3)	211(2)

4-6 ケーブルテレビ事業者の収支状況(令和4年度)

- 令和4年度の有線テレビジョン放送事業者の収支状況については、**通信事業を含む全事業で見ると増収・増益**であるが、**ケーブルテレビ事業は横ばい**となっている。

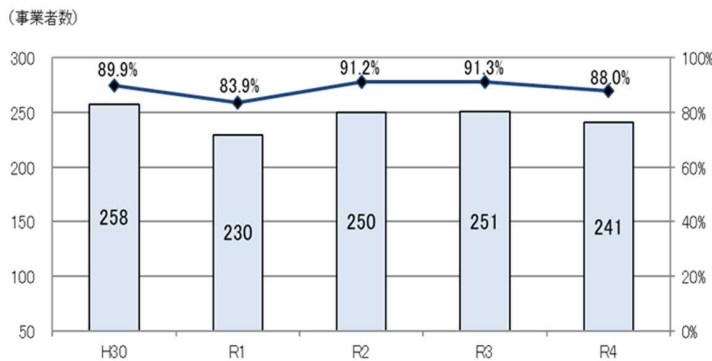
(金額単位:百万円、前年度比増減率単位:%)

事業の別	区分	事業者数	営業収益 〔前年度比増減率〕	営業費用 〔前年度比増減率〕	営業損益 〔前年度比増減率〕	経常損益 〔前年度比増減率〕	当期損益 〔前年度比増減率〕
全事業の総額		274 (275)	1,685,255	1,493,934	191,321	199,687	136,883
			(+5.0%)	(+5.1%)	(+4.4%)	(+5.4%)	(+4.1%)
うちケーブルテレビ事業			488,005	446,642	41,363		
			(-2.2%)	(-0.4%)	(-18.0%)		

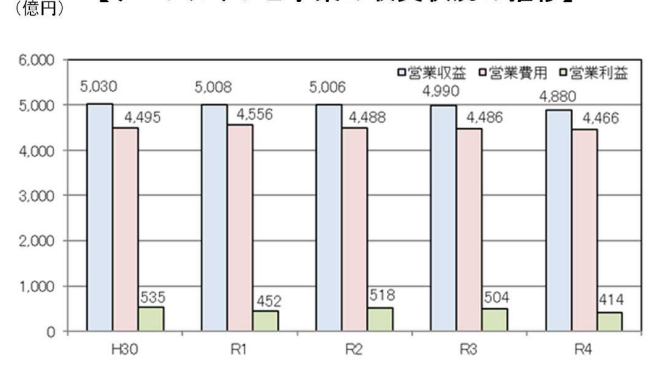
- ※ 対象は、有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者（営利法人に限る。）のうち、IPマルチキャスト方式による事業者等を除く者274社。
- ※ この資料は、令和4年度末までに開局した有線テレビジョン放送事業者（同時再放送のみを行う届出一般放送事業者を除く。）の事業収支結果の報告に基づき、直近の決算期の収支状況を取りまとめたもの。
- ※ 「全事業の総額」とは、ケーブルテレビ以外の事業も含めた、企業全体の収支である。また、事業者数の（ ）内の数は前年度の社数である。

(金額単位:百万円
前年度比増減率:%)

【単年度黒字事業者数及び割合の推移】



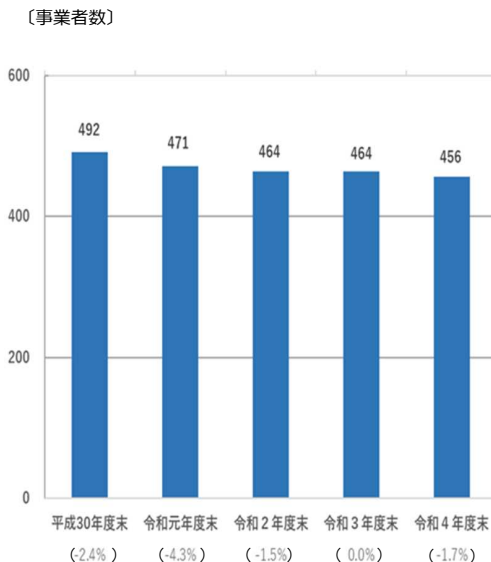
【ケーブルテレビ事業の収支状況の推移】



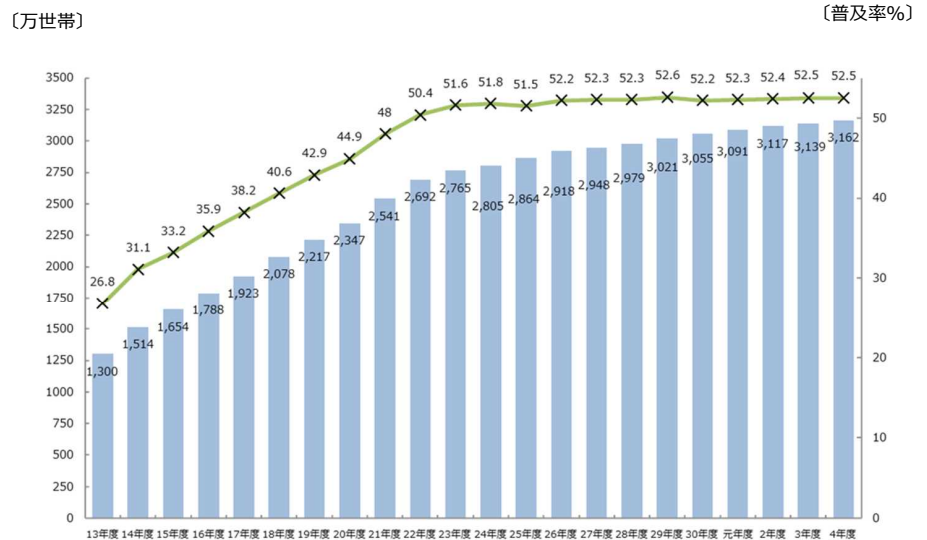
4-7 ケーブルテレビの普及状況(令和4年度)

- ・登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備(501端子以上)によりサービスを受ける加入世帯数は、約3,162万世帯、世帯普及率は約52.5%。
- ・有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者数及び登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備数は、それぞれ456事業者、660設備。

有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者数の推移



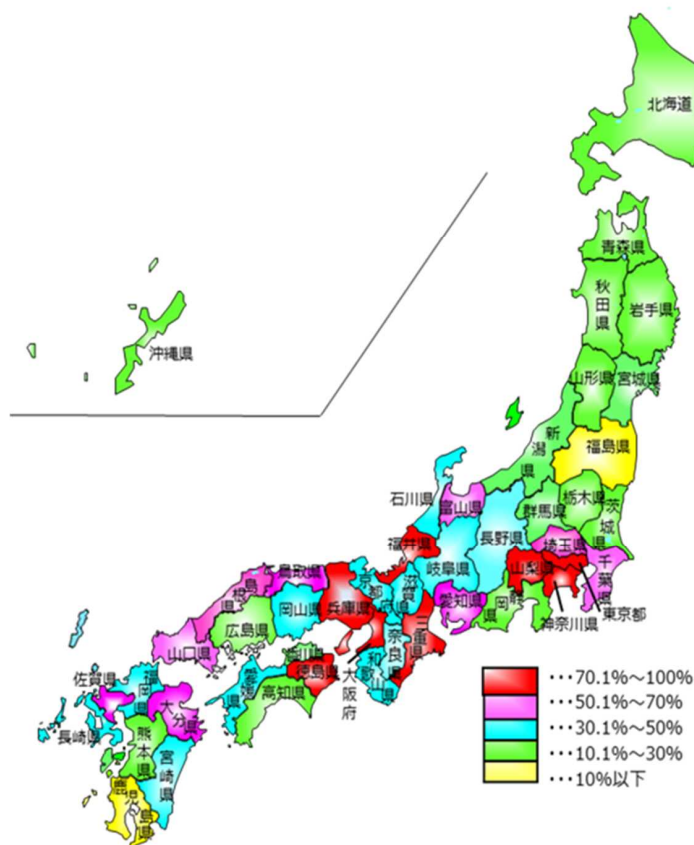
ケーブルテレビの加入世帯数・普及率の推移



※ () 内は事業者数の対前年度末増加率。

- ※ 最新の普及率は、令和5年1月1日現在の住民基本台帳世帯数から算出。
- ※ 平成22年度までは自主放送を行う旧有線テレビジョン放送法の許可施設(旧電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で当該施設と同等の放送方式のものを含む。)、平成23年度以降は登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備の加入世帯数、普及率の推移。

4-8 各都道府県におけるケーブルテレビ(自主放送あり)の普及率



※令和4年度末現在。
 ※最新の普及率は、令和5年1月1日現在の住民基本台帳世帯数から算出。
 ※下記の統計値については、I Pマルチキャスト方式による放送に係るものを含む。

都道府県	普及率	都道府県	普及率	都道府県	普及率	都道府県	普及率	都道府県	普及率
北海道	26.2%	埼玉県	56.3%	岐阜県	41.8%	鳥取県	62.8%	佐賀県	53.9%
青森県	16.7%	千葉県	56.9%	静岡県	29.3%	島根県	55.6%	長崎県	35.4%
岩手県	17.7%	東京都	78.3%	愛知県	54.3%	岡山県	33.6%	熊本県	29.9%
宮城県	26.7%	神奈川県	71.9%	三重県	72.1%	広島県	29.5%	大分県	70.0%
秋田県	17.1%	新潟県	22.2%	滋賀県	38.6%	山口県	64.0%	宮崎県	42.1%
山形県	17.0%	富山県	68.9%	京都府	49.7%	徳島県	92.0%	鹿児島県	7.9%
福島県	3.9%	石川県	42.7%	大阪府	87.1%	香川県	28.1%	沖縄県	18.9%
茨城県	21.9%	福井県	74.2%	兵庫県	74.4%	愛媛県	36.8%	全国	52.5%
栃木県	23.8%	山梨県	80.3%	奈良県	49.2%	高知県	25.5%		
群馬県	13.8%	長野県	45.8%	和歌山県	39.1%	福岡県	46.2%		

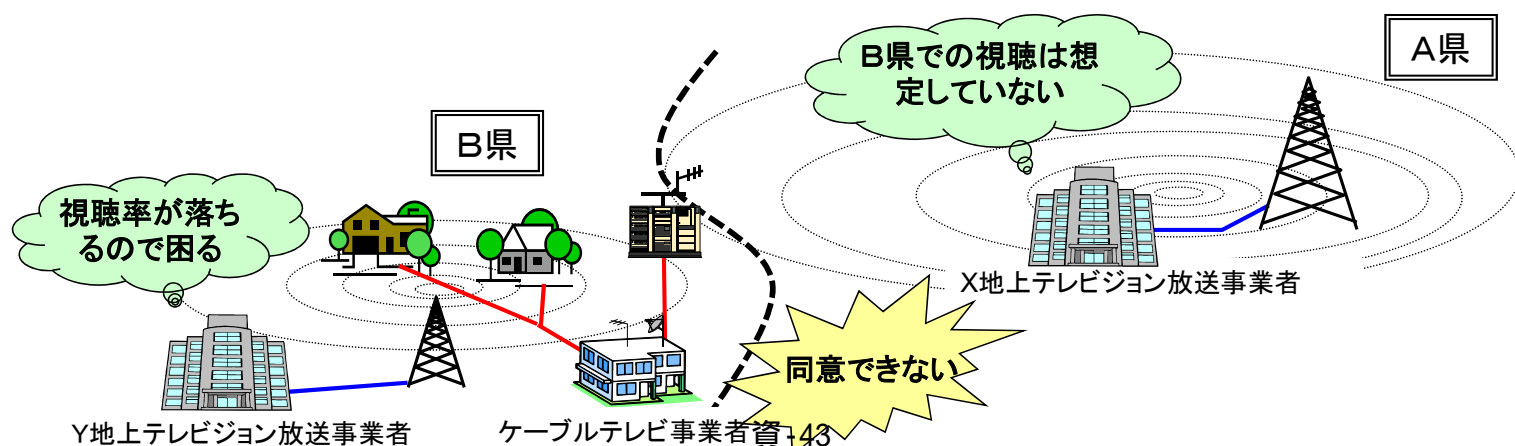
4-9 区域外再放送の問題

「区域外再放送」とは、A県を放送対象地域とする地上基幹放送(地上テレビジョン放送)事業者の放送を、ケーブルテレビ事業者が受信して、放送対象地域が異なるB県内の世帯に再放送すること。

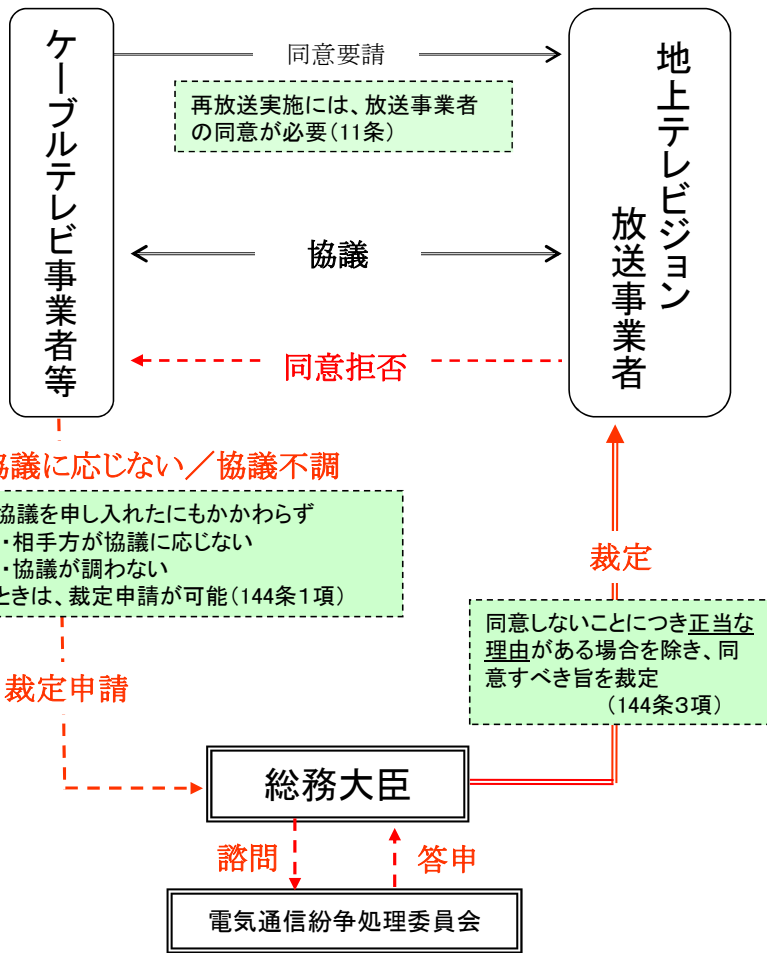
(地上基幹放送事業者の問題意識)

- B県において視聴できるチャンネル数が増加するため、B県の既存地上テレビジョン放送事業者(Y)の視聴率を低下させるおそれがある。
- A県の地上テレビジョン放送事業者(X)はB県での再放送を念頭に置いていないため、番組編集上の配慮ができない。

A県の地上テレビジョン放送事業者が区域外再放送に否定的で紛争に発展することがある



4-10 再放送同意と大臣裁定



再放送ガイドライン(※)による「正当な理由」の解釈

- 放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保に関わる次のいずれかの場合
 - 意に反して、放送番組が一部カットして有線放送される場合
 - 意に反して、異時再放送される場合
 - 当該チャンネルで別の番組の有線放送を行い、基幹放送事業者の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合
 - 有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある場合
 - 良質な再放送が期待できない場合
 - 放送対象地域以外の地域での再放送である場合には、基幹放送事業者の「番組編集上の意図」である「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が「受信者の利益」の程度との比較衡量において許容範囲内(受忍限度内)にあるとは言えない場合
 - 「地域間の関連性」については、通勤等の人の移動状況等地域間における交流状況等に基づき個別判断。
 - 少なくとも、放送対象地域の隣接市町村での再放送は、再放送の同意をしない「正当な理由」には該当しないこと等を例示。
- (その他)
- 地元放送事業者の経営に与える影響等は、地元同意の有無を含め、「正当な理由」の判断に関して考慮されないこと。

※ 有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送(テレビジョン放送に限る。)の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン

※ 括弧内は放送法(昭和25年法律第132号)の関連条項

4-11 衛星放送事業者の収支状況(令和4年度)

	事業者数	営業収益	営業費用	営業損益
衛星基幹放送	41者	2,873億円 (-0.3%)	2,684億円 (+2.9%)	189億円 (-30.9%)
BS放送	21者	2,068億円 (+0.4%)	1,910億円 (+4.6%)	159億円 (-32.0%)
東経110度CS放送	20者	805億円 (-2.1%)	775億円 (-1.0%)	30億円 (-24.2%)
衛星一般放送	4者	496億円 (-7.4%)	464億円 (-6.9%)	32億円 (-15.0%)
合計	42者	3,370億円 (-1.4%)	3,149億円 (+1.3%)	221億円 (-28.9%)

- 注1: この収支状況は、令和5年3月末時点で開局している衛星系放送事業者の事業収支結果の報告を踏まえ、直近の決算期の収支状況を取りまとめたものである(決算期が3月末日までの事業者以外の事業者についても、直近の決算期における収支状況を取りまとめている。)
- 注2: 平成23年6月に改正・施行された放送法に基づき、BS放送及び東経110度CS放送を衛星基幹放送、それ以外の衛星放送を衛星一般放送として位置づけている。
- 注3: 事業者数は、令和5年3月末日現在のものである。
- 注4: BS放送と東経110度CS放送を兼営する事業者が2社、衛星基幹放送と衛星一般放送を兼営する事業者が1社存在しているが、統計上は分計されているため、衛星基幹放送の事業者数と衛星一般放送の事業者数を合計した事業者数と全体の合計事業者数は一致していない。
- 注5: 金額は四捨五入しているため、合計が一致しないことがある。



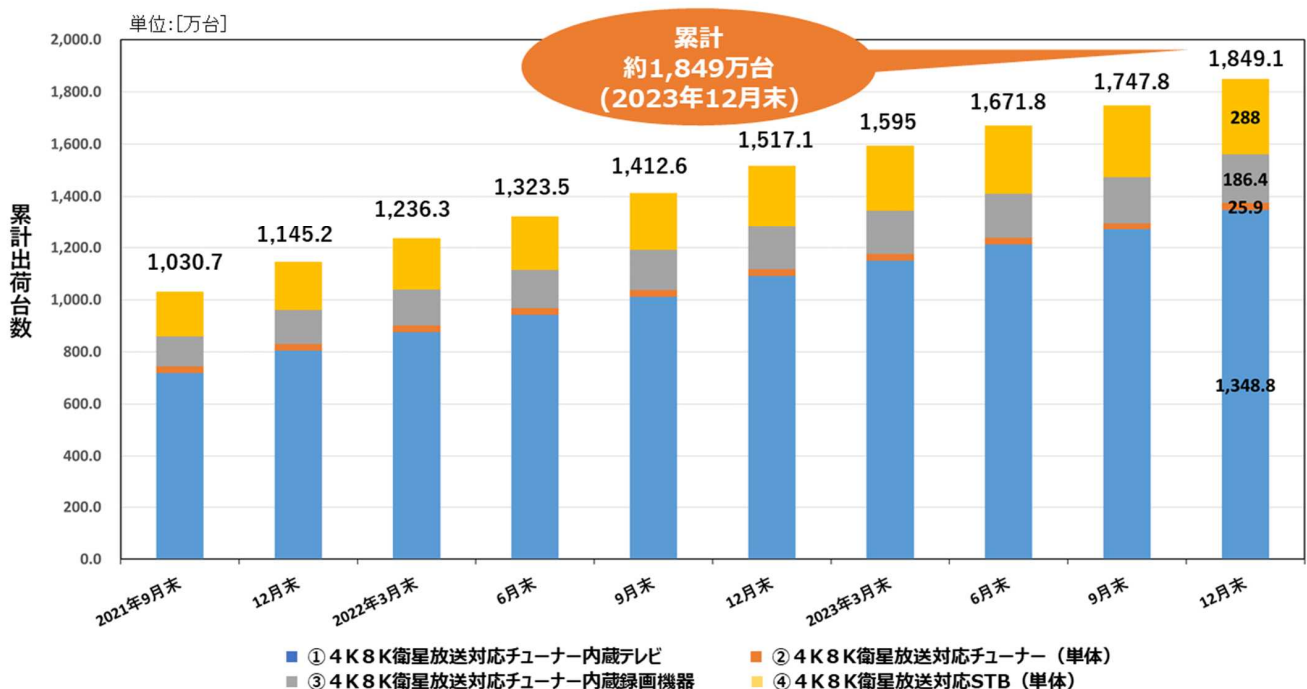
4-12 4K・8Kの概要

- 地上放送のデジタル移行が完了(2012年3月末)し、放送が完全デジタル化。ハイビジョンの放送インフラが整備。
- 現行ハイビジョンを超える画質(いわゆるスーパーハイビジョン)の映像の規格が標準化(2006年、ITU(国際電気通信連合))。規格は、「4K」「8K」(Kは1000の意。)の二種類(現行ハイビジョンは「2K」)。
- 4Kは現行ハイビジョンの4倍、8Kは同じく16倍の画素数。高精細で立体感、臨場感ある映像が実現。

	解像度	主な画面サイズ	主な実用化状況
2K	 <p>約200万画素 $1,920 \times 1,080$ $= 2,073,600$ 約2,000 = 2K</p>	32インチ 	映画・動画配信(VOD)・ 実用放送 (地上・衛星放送等)
4K	 <p>2Kの4倍 約830万画素 $3,840 \times 2,160$ $= 8,294,400$ 約4,000 = 4K</p>	65インチ 	映画・動画配信(VOD)・ 実用放送(衛星放送等)
8K	 <p>2Kの16倍 約3,300万画素 $7,680 \times 4,320$ $= 33,177,600$ 約8,000 = 8K</p>	85インチ 	映画・実用放送(衛星 放送)

4-13 4K8K衛星放送視聴可能機器の出荷状況

- 4K8K衛星放送視聴可能機器の出荷台数は累計約1,849万台(2023年12月末)。
- 4K8K衛星放送の普及に向け、受信環境整備の推進、コンテンツの充実、国民・視聴者への継続的な周知・広報が必要。



※ (一社)放送サービス高度化推進協会プレスリリース「4K8K衛星放送」視聴可能機器台数」より作成。
 ※ 千台未満を四捨五入して表記しているため、累計が各視聴可能機器台数の合計と一致しないことがある。
 ※ ①、②、③：(一社)電子情報技術産業協会発表出荷台数。(②については、2022年4月から出荷統計数値公表の対象外となっている。
 ③については、2023年5月末の数値は非公表のため累計には含まれていない。)
 ※ ④：(一社)日本ケーブルテレビ連盟ヒアリングによる設置台数。

4-14 4K8K衛星放送を行う事業者

BS右旋

No	認定を受けた社	チャンネル名	周波数	放送開始日
1	(株)BS朝日	BS朝日4K	7ch	平成30年12月1日
2	(株)BSテレビ東京	BSテレ東4K	7ch	平成30年12月1日
3	(株)BS日本	BS日テレ 4K	7ch	令和元年9月1日
4	日本放送協会	NHK BSプレミアム4K	17ch	平成30年12月1日
5	(株)BS-TBS	BS-TBS 4K	17ch	平成30年12月1日
6	(株)ビーエスフジ	BSフジ4K	17ch	平成30年12月1日
7	SCサテライト放送(株)	ショップチャンネル4K	11ch	(※1)
8	OCO(株)	OCO TV	11ch	
9	(株)QVCサテライト	4K QVC	11ch	

BS左旋

No	認定を受けた社	チャンネル名	周波数	放送開始日
1	SCサテライト放送(株)	ショップチャンネル4K	8ch	平成30年12月1日
2	(株)QVCサテライト	4K QVC	8ch	平成30年12月1日
3	(株)WOWOW	WOWOW 4K	12ch	令和3年3月1日
4	日本放送協会	NHK BS8K	14ch	平成30年12月1日

(※1)令和5年11月に新たに認定を受けた事業者であり、放送開始に向けて準備中。

(※2)株式会社スカパー・エンターテイメントが、CS左旋帯域において放送を行っていた4K番組は、令和6年3月31日に放送を終了。